

第2編 埼玉県情報公開条例の解釈と運用

条例名・目次等

埼玉県情報公開条例をここに公布する。

埼玉県情報公開条例

埼玉県行政情報公開条例（昭和五十七年埼玉県条例第六十七号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 情報公開の総合的な推進

第一節 情報公開の総合的な推進に関する県の責務（第三条）

第二節 情報の提供等（第四条―第六条）

第三節 公文書の開示等（第七条―第二十一条）

第四節 審査請求（第二十二条―第三十三条）

第三章 雑則（第三十四条―第四十一条）

附則

【趣旨・解説】

1 改正文

埼玉県では、本条例以前に、埼玉県行政情報公開条例（昭和57年12月18日埼玉県条例第67号。以下「旧条例」という。）が制定され、昭和58年6月1日から施行されていた。この旧条例の制定は、同年4月1日から施行された神奈川県情報公開条例に次いで、都道府県では全国で2番目であった。

その後、国においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号。以下「情報公開法」という。）が制定され、平成13年4月1日から施行された。情報公開法は、地方公共団体における情報公開の推進を図る観点から、地方公共団体に対し、同法の趣旨にのっとり、情報公開に関する施策を策定し、実施するよう努力義務を定めている（制定時・第41条、平成15年法律第61号法律及び平成21年法律第66号による改正後の第25条〔第41条→第26条→第25条〕）。

本条例は、情報公開法の制定を契機として、同法の趣旨にのっとり旧条例を全面的に改め（全部改正）、平成12年12月26日埼玉県条例第77号として公布され、平成13年4月1日（情報公開法の施行日と同じ）から施行されたものである。ただし、本条例から実施機関（第2条第1項）になった公安委員会及び警察本部長に係る部分については、平成13年10月1日から施行された（制定附則第1項ただし書、平成13年9月14日規則第85号）。

（参考―旧条例と本条例の主な相違点）

(1) 公開（開示）の対象

〔旧条例〕公開の対象は、決裁及び受理等の手続が終了した公文書（文書、磁気テープ等）に記録された情報とされていた。

[本条例] 開示の対象は、決裁及び受理等の手続が終了したことを要件とせず、組織としての共用文書の実質を備えた状態にある公文書（文書、図画及び電磁的記録）としている。

(2) 非公開（不開示）の決定等についての不服申立てに関する制度

[旧条例] 非公開決定等について、行政不服審査法による不服申立てをすることもできたが、これとは別に独自に、救済機関（情報公開監察委員）が申立て等を受けて実施機関に対し是正その他の措置をとるよう勧告する制度を設けていた。情報公開監察委員（3人以内）は地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の地方公務員で、苦情処理機関としての性格を持つ単独制の機関であった。

[本条例] 不開示決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、実施機関は、情報公開審査会に諮問して答申を受けて裁決又は決定をすることとしている。情報公開審査会（委員9人以内）は地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関（知事）の附属機関で、諮問機関としての性格を持つ合議制の機関である。情報公開審査会の委員は地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員である。

2 目次（本条例の構成・内容）

(1) 第1章 総則

第1章においては、本条例の解釈運用の指針となる目的規定（第1条）や本条例の適用対象となる「実施機関」及び「公文書」の定義規定（第2条）といった本条例で定める情報公開制度の全体に共通する規定を定めている。

(2) 第2章 情報公開の総合的な推進

第2章においては、第1節で情報公開の総合的な推進に関する県の責務について規定した上で、第2節で情報提供等について、第3節で公文書の開示制度について規定している。さらに、第4節で公文書の開示制度において不開示などの決定等について審査請求があった場合について規定している。

ア 公文書の開示請求権（第3節）

実施機関に対し、公文書（実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの）の開示を請求することができる県民等の権利について定めている（第7条）。

開示請求があったときは、実施機関は、開示されると第三者の権利利益や公共の利益を害するおそれがある情報（不開示情報）が記録されている場合を除き、公文

書を開示しなければならないとしている（第10条）。

不開示情報は、次の8つの類型ごとに、その範囲を明確かつ合理的に定めている。

- ① 個人に関する情報（第1号）
- ② 行政機関等匿名加工情報又は削除情報（第1号の2）
- ③ 法人等に関する情報（第2号）
- ④ 公共の安全等に関する情報（第3号）
- ⑤ 審議、検討等に関する情報（第4号）
- ⑥ 事務又は事業に関する情報（第5号）
- ⑦ 任意提供情報（第6号）
- ⑧ 法令秘等情報（第7号）

イ 情報公開審査会への諮問（第4節）

開示決定等及び開示請求に係る不作為についての審査請求があったときは、実施機関は、第三者的立場から調査審議を行う諮問機関として設置された情報公開審査会に諮問しなければならないこととしている（第24条）。

情報公開審査会が諮問を受けて行う調査審議等について定めている。

なお、本条例に基づく処分（公文書の開示決定等）に係る審査請求については、行政不服審査法による審理手続（審理員による審理、行政不服審査会への諮問）が適用されない（第23条）

(3) 第3章 雑則

この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、実施機関が公文書を適正に管理する義務（第34条）等を定めている。

3 改正の概要（改正附則）

本条例は、平成12年12月26日公布（同13年4月1日施行）後、次のような改正が施されている。

(1) 平成13年12月28日改正（平成14年4月1日施行）

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成13年12月28日埼玉県条例第87号）附則第6項による本条例の一部改正

- 実施機関に「病院事業管理者」を追加（第2条〔定義〕第1項関係）
- 費用負担に関する定めをする主体として「病院事業管理者」を追加（第20条〔費用負担〕関係）

(2) 平成14年3月29日改正（平成14年4月1日施行）

埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例（平成14年3月29日埼玉県条例第19号）による本条例の一部改正

- 開示請求書の提出方法のうち、書面を提出する方法のほかに、インターネットを利用する電子申請による方法を追加するための規定整備（第8条〔開示請求の手続〕第1項に「又は実施機関が定める方法により」を加える）

(3) 平成16年3月26日改正（平成16年4月1日施行）

埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年3月26日埼玉県条例第11号。この項で「オンライン化条例」という。）附則第4項による本条例の一部改正

- 開示請求書の提出方法のうちインターネットを利用する電子申請による方法について、オンライン化条例で定めるところによることとするための規定整備（第8条〔開示請求の手続〕第1項中「又は実施機関が定める方法により」を削る）

(4) 平成16年12月21日改正（平成17年1月1日施行）

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成16年埼玉県条例第71号）第1条による本条例の一部改正

- 実施機関のうち「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める（第2条〔定義〕第1項関係）

(5) 平成16年12月21日改正（平成17年4月1日施行）

埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例（平成16年12月21日埼玉県条例第66号）による本条例の一部改正

- 独立行政法人等及び地方独立行政法人に関する規定整備
 - 個人に関する情報の不開示情報としての要件を定める規定のうち、公務員等の職務の遂行に係る情報に係る「公務員等」の定義中、国家公務員及び地方公務員のほかに、独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員を加える（第10条〔公文書の開示義務〕第1号ハ関係）
 - その他不開示情報としての要件を定める規定（法人等情報、審議検討情報、事務事業情報）及び第三者に対する意見書提出の機会付与を定める規定のうち、独立行政法人等及び地方独立行政法人を県等と同様に取り扱うための規定整備（第10条第2号、第4号、第5号柱書・ロ・ホ、第17条関係）
- 事務事業情報の不開示情報としての要件を定める規定のうち、「監査、検査、取締り又は試験に係る事務」に「租税の賦課若しくは徴収に係る事務」を加える（第10条第5号イ関係）
- 開示に係る他の制度等との調整について定める規定中にある埼玉県個人情報保護条例の条例番号（平成6年埼玉県条例第5号、全部改正後は平成16年埼玉県条例第65号）を改める（第19条第1項関係）
- 情報公開審査会の調査審議に関する規定中に、3人以上の合議体（部会）での調査審議を行う根拠となる規定を新設（第25条第5項関係）

- 地方自治法の改正により公の施設の管理に係る指定管理者制度が創設されたことから、指定管理者の情報公開に関する規定を新設（第33条の2関係）
- 情報公開審査会の委員が守秘義務に違反した場合の罰則のうち罰金刑の額を改める（30万円以下→50万円以下）（情報公開・個人情報保護審査会設置法第18条の罰金刑の額の上限と平仄を合わせるもの）（第36条関係）

(6) 平成19年9月14日改正（平成19年10月1日施行）

埼玉県情報公開条例及び埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成19年9月14日埼玉県条例第52号）による本条例の一部改正

- 個人に関する情報の不開示情報としての要件を定める規定のうち、公務員等の職務の遂行に係る情報に係る「公務員等」の定義中、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）により日本郵政公社法（平成14年法律第97号）が平成19年10月1日に廃止されることに伴う規定整備（第10条〔公文書の開示義務〕第1号ハ中「及び日本郵政公社」を削る）

(7) 平成21年12月25日改正（平成22年4月1日施行）

埼玉県立大学条例を廃止する等の条例（平成21年12月25日埼玉県条例第64号）第3条による本条例の一部改正

- 埼玉県立大学を地方独立行政法人法による公立大学法人に改組することに伴う、次の関係規定の整備
 - 実施機関に「県が設立した地方独立行政法人」を加える（第2条〔定義〕第1項関係）
 - 公文書の定義中、公文書を作成又は取得する主体である「実施機関の職員」として、「（県が設立した地方独立行政法人にあつては役員を含む。以下同じ。）」との括弧書を加える（第2条〔定義〕第2項関係）
 - 個人に関する情報の不開示情報としての要件を定める規定のうち、公務員等の職務の遂行に係る情報に係る「公務員等」の定義中、「地方独立行政法人の役員及び職員」を加える（第10条〔公文書の開示義務〕第1号ハ関係）
 - 費用負担に関する定めをする主体として「県が設立した地方独立行政法人」を加える（第20条〔費用負担〕関係）
 - 実施機関である「県が設立した地方独立行政法人」がした開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為についての異議申立て先を「県が設立した地方独立行政法人」とする規定を新設（第21条の1〔県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て〕関係）
 - 改組前の実施機関から改組後の「県が設立した地方独立行政法人」に引き継がれた公文書に係る開示決定等や開示請求についての経過措置（制定附則第6項の追加）

(8) 平成21年12月25日改正（平成22年4月1日施行）

埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成21年12月25日埼玉県条例第70号）附則第5項による本条例の一部改正

- 実施機関に「下水道事業管理者」を加える（第2条〔定義〕第1項関係）
- 費用負担に関する定めをする主体として「下水道事業管理者」を加える（第20条〔費用負担〕関係）

(9) 平成27年12月25日改正（平成28年4月1日施行）

埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例（平成27年12月25日埼玉県条例第67号）による本条例の一部改正

- 以下の関係法律の改正に伴う、情報公開条例について次のよう関係規定の整備等をする一部改正

（関係法律の改正内容）

- 情報公開条例は、不服申立制度の一般法である行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の制度を前提に行政の基本的な法制度として制度設計されていたところ、行政不服審査法が時代の変化を踏まえた抜本的な制度改正をするため全部改正されて、行政不服審査法（平成26年法律第68号、平成26年6月13日公布、平成28年4月1日施行）が成立した。この改正法の主な改正内容は次のとおりである。

- ・ 不服申立ての種類の審査請求への一元化（異議申立ての廃止）
- ・ 審理員制度の導入
- ・ 行政不服審査会への諮問手続の導入
- ・ 審査請求期間の延長（60日→3月）
- ・ 標準審理期間の導入等

- 併せて、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年6月13日公布、平成28年4月1日施行）により、情報公開法と情報公開・個人情報保護審査会設置法が一部改正され、審査会への諮問対象に不作為事件を加えることとする等の改正が行われた。

- 平成26年の独立行政法人制度改革により成立した「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」（平成26年6月13日公布、平成27年4月1日施行）により、「特定独立行政法人」が廃止され、新たな独立行政法人の分類として「行政執行法人」が設定された（改正後の独立行政法人通則法第51条）。

（情報公開条例の改正内容）

- 特定独立行政法人→行政執行法人の用語の変更に合わせる（第10条〔公文書の開示義務〕第1号ハ関係）（この改正規定のみ公布日から施行；以下の改正規定は全部改正後の行政不服審査法の施行日〔平成28年4月1日〕から施行）
- 審理員制度（行政不服審査会への諮問手続）の適用除外規定を新設（第23

条関係)

- 情報公開審査会への諮問対象に開示請求に係る不作為についての審査請求を追加（第24条関係）
- 情報公開審査会の調査審議手続に関する規定を情報公開・個人情報保護審査会設置法の相当規定と平仄を合わせる（改正後の第27条～第30条関係）
- 異議申立て→審査請求、裁決又は決定→裁決との用語の変更に合わせて規定整備
- 条の枝番号の整理により条名を整序（改正前の第21条の2〔改正後の第22条〕以下）
- 第21条の次（改正後の第22条の前）に節名（第四節 審査請求）を付する

(10) 平成29年3月28日改正（平成29年5月30日施行）

埼玉県個人情報保護条例及び埼玉県情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年3月28日埼玉県条例第6号）による本条例の一部改正

- 個人情報の保護に関する法律等の一部改正を踏まえ、個人情報の定義の明確化等の規定の整備をするための改正

（情報公開条例の主な改正内容）

- 情報公開に際して不開示となる個人情報の定義の明確化（第10条第1号関係）
- その他の規定の整備

第2条第2項中「記録をいう。」の下に「第十条及び」を加える。

(11) 令和2年12月22日改正（令和3年4月1日施行）

埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例（令和2年12月22日埼玉県条例第51号）附則第6項による本条例の一部改正

- 実施機関から「病院事業管理者」を削る（第2条〔定義〕第1項関係）
- 費用負担に関する定めをする主体から「病院事業管理者」を削る（第20条〔費用負担〕関係）

(12) 令和4年12月23日改正（令和5年4月1日施行）

個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50号）附則第9条による本条例の一部改正

- 不開示情報として「行政機関等匿名加工情報」及び同情報作成に用いた保有個人情報から削除した「削除情報」を追加（第10条〔公文書の開示義務〕関係）
- 「埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）」の記述の削除（第19条〔他の制度との調整〕関係）

第1章 総則

第1条（目的）

（目的）

第一条 この条例は、県民の知る権利を保障するため公文書の開示に関し必要な事項を定める等情報公開を総合的に推進することにより、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政参加を一層進め、もって地方自治の本旨に即した公正で透明な開かれた県政の推進に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的を規定するものであり、本条例の解釈運用の指針となるものである。本条例の各条項の解釈運用は常に本条に照らしてなされる必要がある。

【解説】

本条例は、県民の知る権利を保障するため、「公文書の開示に関し必要な事項を定める等情報公開を総合的に推進する」ことを手段として、「県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」こと及び「県民の県政参加を一層進め」ることを第一次的な目的とし、「地方自治の本旨に即した公正で透明な開かれた県政の推進に寄与する」ことを高次の目的とするものである。

本条例は、実施機関の保有する全ての公文書を対象として、県民がその開示を請求することができる権利（開示請求権制度）を定めており、この制度は、情報公開制度の中核をなすものである。

情報公開制度には、他の個別の法令等に基づき、県が保有する特定の情報について県民一般又は利害関係者の求めに応じて開示する制度（情報開示制度）及び県が県民からの求めを待たずに能動的に特定の情報を提供する制度（情報提供制度）があるが、本条例は、一般的な公文書の開示制度を定めるものである。

一般的な公文書の開示制度について定めることが直ちに県の説明責任を全うするものではない。県民がこの制度の趣旨に沿ってこの制度を活用し、県がこれに適正に対応するとともに、県が県民に対して能動的な情報の提供を適切に行い（第2章第2節）、情報公開を総合的に推進することにより、県の説明責任が全うされることとなるものである。

1 「知る権利」

「知る権利」については、憲法学上、国民主権の理念を背景に、表現の自由を定めた憲法第21条に根拠付けて主張されることが多い。この主張は、表現の自由は、国民が広く思想や情報を伝達し、また、それを受け取る自由のみならず、政府が保有する情報の開示を求める権利（政府情報開示請求権）をも含むという理解であり、後者が特に「知る権利」と呼ばれている。

旧条例は、憲法上の抽象的な権利としての「知る権利」を具体的な権利として実定法上保障するとの考え方に立って制定されていた。

本条例では、旧条例においてこれまで情報公開制度の発展に「知る権利」という言葉・概念が大きな役割を果たしてきたことを重視して、情報公開法では目的規定に「知る権利」を明記していないが、県の情報公開への積極的な取組を示すため目的規定に明記している。

2 「県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」

県の諸活動を県民に説明する責務（説明責任）とは、県政を信託した県民に対し、県がその諸活動の状況を具体的に明らかにする責務を意味し、これが全うされるようにすることを目的とするものである。

この説明責任は、民主主義の制度に由来するものであり、本条例で新たに創設したものではない。

「公正で透明な開かれた県政の推進」のためには、県政を信託した県民に対して、その諸活動の状況を説明することが不可欠である。この「説明する責務」を全うすることが情報公開制度の目的であることから、本条例に「説明する責務」を明記している。

第2条（定義）

（定義）

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び下水道事業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第十条及び第十八条において同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 埼玉県立文書館その他規則で定める機関において管理され、かつ、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として公にされ、又は公にすることが予定されているもの

【趣旨】

本条は、本条例の適用対象となる「実施機関」及び「公文書」の定義し、その範囲を明らかにするものである。

【解説】

1 「実施機関」（第1項）

本項は、本条例の適用対象となる「実施機関」の範囲を明らかにするものである。この「実施機関」は、開示請求等に係る事務を処理する基本的な組織の単位となる。

県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするため、県において行政組織規則等により定められている地方自治法（昭和22年法律第67号）、警察法（昭和29年法律第162号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）によって独立して事務を管理し、執行することができる機関を全て規定している。

2 公文書（第2項）

本項は、本条例の適用対象となる「公文書」の範囲を明らかにするものである。開示請求権の対象は、「公文書」とし、「情報」とはしていない。これは、対象を「情報」とした場合には、その範囲を確定するのが困難であったり、同様な情報が様々な媒体に記

録されている場合にどの情報を請求するものであるのかの特定が困難となったりするなどの問題が想定されることによる。

そこで、開示請求の対象（公文書）を、情報が一定の媒体に記録されたものとし、これらの「公文書」については、適正な管理を行い（第34条参照）、開示請求の対象範囲の明確化にも資することとしている。

また、その範囲について、県の説明責任が全うされるようにするという本条例の目的に照らして必要十分なものとするため、決裁、回覧等の手続を要件とせず、業務上の必要性に基づき保有している文書であるかどうかの実質的な要件（当該実施機関の職員が組織的に用いるもの）で規定するとともに、媒体の種類を広く捉えて電磁的記録が含まれることとしている。

(1) 「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した」

ア 「実施機関の職員」とは、知事、行政委員会の委員、監査委員、警察本部長、公営企業管理者、下水道事業管理者及び県が設立した地方独立行政法人の役員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服する全ての職員をいう。

なお、「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する一般職及び特別職の地方公務員、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する一般職及び特別職の国家公務員並びに地方独立行政法人の職員をいう。

イ 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的な立場において作成し、又は取得したことをいう。作成したこと及び取得したことについて、文書管理のための帳簿に記載すること、收受印があること等の手続的な要件を満たすことを要するものではない。

なお、具体的な事務・業務が「職務」に含まれるかどうかについては、次の点に留意する。

- ① 実施機関の職員が地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により、他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理する事務は含まれる。
- ② 実施機関の職員が地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条第1項の規定により従事している地方公務員共済組合の業務、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第13条第1項の規定により従事している地方公務員災害補償基金の業務等は含まれない。

(2) 「文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」

県において現に事務又は事業において用いられている記録の形式については、上記の媒体によるもので網羅される。

ア 「文書、図画」とは、人の思想等を文字・記号又は象形を用いて有体物に可視的状态で表現したものを指し、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。

イ 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録を指し、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録だけでなく、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。また、電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、第2項ただし書に該当するものを除き、電磁的記録に該当する。

(3) 「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」

ア 「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして、利用・保存されている状態のもの（組織共用文書）を意味する。

イ したがって、例えば次のような文書は「組織的に用いるもの」には該当しない。

- ① 職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己の研鑽のための研究資料、備忘録等）
- ② 職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し
- ③ 職員の個人的な検討段階にとどまるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書等）。なお、担当職員が原案の検討段階で作成する文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは「組織的に用いるもの」に該当する。

ウ 作成又は取得した文書がどのような状態にあれば組織的に用いるものといえるかについては、次の点などを総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。

- ① 文書の作成又は取得の状況……職員個人の便宜のために作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該実施機関の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか。
- ② 当該文書の利用の状況……業務上必要として他の職員又は部外に配布されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか。
- ③ 保存または廃棄の状況……専ら当該職員の判断で処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか。

エ どの段階から組織として共用文書たる実質を備えた状態になるかについては、文

書の利用又は保存の実態により判断されるが、次の点などが一つの目安となる。

- ① 決裁を要するものについては起案文書が作成され回議に付された時点（なお、前記イ③なお書参照）
- ② 会議に提出（配布）された時点
- ③ 申請書等が県の事務所に到達した時点（收受印の押印や帳簿への記載いかんを問わない。）
- ④ 組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点

(4) 「当該実施機関が保有しているもの」

ア 「保有しているもの」とは、所持している文書をいう。この「所持」は、物を事実上支配している状態をいい、当該文書をキャビネット、書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合にも、当該文書を事実上支配（後記イ参照）していれば、「所持」に該当し「保有している」といえる。

イ 事実上支配とは、当該文書の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していることをいう。

なお、例えば、法令に基づく調査権限により関係人に対し帳簿書類を提出させこれを留め置く場合に、当該文書については返還することとなり廃棄はできないなど、法令の定めにより取扱いを判断する権限が制限されることはあり得る。

ウ 所定の保存期間の経過により廃棄の決定がなされている場合であっても、依然として事実上保管・保存されているものは、「所持」に該当し「保有している」といえる。

エ 一時的に文書を借用している場合や預かっている場合など、当該文書を支配しているとは認められない場合には、「所持」に該当せず「保有している」とはいえない。

(5) 「ただし、次に掲げるものを除く。」（第2項ただし書）

第2項ただし書は、第2項本文に該当するとしても、「公文書」から除かれ開示請求の対象とならないものの範囲を第1号・第2号で規定している。

ア 「新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」（第1号）

一般に容易に入手・利用が可能なものは、開示請求の対象とする必要がなく、対象とした場合には、制度の趣旨に合致しない利用が見込まれ、実施機関の事務負担の面からも問題がある。

しかし、一般に特定の文書の入手が容易であるかどうかの判別が困難であることから、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」を典型的に対象文書から除くこととするものである。

不特定多数の者に販売することを目的として発行される文書は、紙媒体のものに限られるものではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含まれる。

実施機関が公表資料等の情報提供を行っているものについては、本号に該当せず、開示請求の対象となる。これは、このような情報提供については、その内容、期間、方法等が実施機関の裁量に委ねられていることから、一律に対象から除くことは適当でないからである。ただし、実際の運用においては、情報提供で対応できる場合は、担当課所や文書課（県政情報センター）等において配布・配架していること、ホームページに掲載していること等を教示するなどの対応が適当である。

イ 「埼玉県立文書館その他規則で定める機関において管理され、かつ、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」（第2号）

本号は、第2項本文の文書に該当するものであっても、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料（以下この項において「歴史的な資料等」という。）としての価値があるために、この目的に沿う特定の機関で管理されて公にされている（その予定を含む。）ものについては、本条例の目的とする県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする観点からは開示請求の対象とすることは適当ではなく、貴重な資料の保存、学術研究への寄与等その管理の趣旨に沿う観点から一般の利用に供されることが適当であり、規則でその範囲を明確にして開示請求の対象から除くこととするものである。

歴史的な資料等については、開示請求の対象となる公文書から除かれ、これを収集し、恒常的に相当量保有・管理している県の機関において、当該機関の利用の方法及び期間に関する定めに従って一般の利用が行われることになる。

本号の「規則で定める機関」としては、第2項中で規定する埼玉県立文書館のほか、埼玉県情報公開条例施行規則（平成13年埼玉県規則第37号）第1条で次の7機関を定めている。

一	埼玉県平和資料館
二	埼玉県立歴史と民俗の博物館
三	埼玉県立さきたま史跡の博物館
四	埼玉県立嵐山史跡の博物館
五	埼玉県立近代美術館
六	埼玉県立自然の博物館
七	埼玉県立川の博物館

【参考】

埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（第3編参照）

- 一 第2 公文書該当性に関する判断基準

第2章 情報公開の総合的な推進

第1節 情報公開の総合的な推進に関する県の責務

第3条

第三条 県は、情報の提供に関する施策の拡充及び公文書の開示制度の円滑な運用を図り、県民が県政に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、広く情報公開の総合的な推進を図る観点から、県の保有する情報の提供に関する施策（本章第2節）の拡充及び公文書の開示制度（本章第3節）の円滑な運用についての県の努力義務（責務）を定めるものである。

【解説】

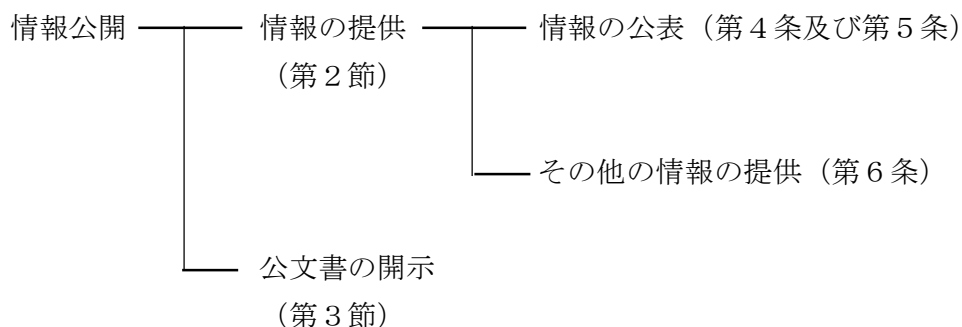
1 「情報の提供に関する施策の拡充」

本条例で開示請求権に基づく公文書の開示制度を定めるものであるが、従来実施されてきている情報の提供はもとより、第1条の目的を踏まえ、本書第2節で定めるように、県政に関する情報を正確で分かりやすく、広く県民が時期は迅速に、方法は容易に得られるよう、更に、情報提供の量的又は質的な拡充のための方策を講ずることに努めることが求められる。

2 「情報公開の総合的な推進」

本条例の目的である「県の諸活動を県民に説明する責務」を全うするためには、開示請求権に基づく公文書の開示制度による公文書の開示にとどまらず、県が自発的にその保有する情報の提供を行っていく制度についても充実させることが必要である。公文書の開示制度と情報提供制度が相互に補完し合いながら、総合的な情報公開の推進を図るべきことを明確にしている。

情報公開の総合的な推進の基本的な枠組みは次のとおりである。



第2節 情報の提供等

第4条（情報の公表）

（情報の公表）

第四条 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令又は条例に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- 一 県の長期計画その他実施機関が定める県の重要な基本計画の内容
- 二 実施機関が定める県の主要事業の内容及び進行状況
- 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので実施機関が定めるもの（以下この号において「附属機関等」という。）の報告書及び議事録並びに当該附属機関等に提出された会議資料
- 四 その他実施機関が定める事項

【趣旨】

県が保有する情報の公表について法令又は条例に定めがある場合はその定めに従って実施されるが、本条は、このような定めがない場合において実施機関に保有する情報の公表を義務付ける事項について定めるものである。

【解説】

1 「実施機関が定める」（第1号～第4号）

「実施機関が定める」とは、その情報を保有する実施機関が定め、当該実施機関が定めた情報の公表を実施するものである。

2 知事の定め（第1号～第4号）

本条に基づく情報の公表について、知事（部局）においては、埼玉県情報公開の総合的な推進に関する要綱（平成13年3月21日知事決裁）（以下この項で「推進要綱」という。）で、次のとおり定めている。

(1) 「実施機関が定める県の重要な基本計画の内容」（第1号）

「実施機関が定める県の重要な基本計画の内容」は、次に掲げるものをいう（推進要綱第2条第1項）。

- ① 総合計画
- ② 法令等により策定が義務付けられている基本計画
- ③ 附属機関等の検討を経て策定する基本計画の全文又は概要

(2) 「実施機関が定める県の主要事業」（第2号）

「実施機関が定める県の主要事業」は、第1号に規定する計画に位置付けられているもので、各事務事業を所管する部局長が指定したものをいう（推進要綱第2条第2項）。

(3) 「これに類するもので実施機関が定めるもの」（第3号）

本号の「実施機関が定めるもの」は、県政が当面する基本問題や重要問題について、幅広く有識者等の意見の表明又は有識者等との意見交換を行う場として、要綱等に基づいて設置した懇談会等で、所管する部局長が指定したものをいう（推進要綱第2条第3項）。

(4) 「その他実施機関が定める事項」（第4号）

本号の「実施機関が定める事項」は、本条例第37条に規定する出資法人の概要、事業計画、収入支出予算、事業報告、貸借対照表、損益計算書（公益法人にあっては収支計算書）、正味財産増減計算書（公益法人に限る。）、財産目録及び定款又は寄附行為をいう（推進要綱第2条第4項）。

(5) 情報の公表の時期・方法等

本条に基づく情報の公表は、該当する情報の発生の都度速やかに（推進要綱第3条）、本庁の課、センター、地域機関（以下この号において「課所」という。）の長が（推進要綱第4条）、原則として、当該情報の全部又はその要旨を県のホームページに掲載して行い、公表を要旨の掲載により行う場合は、当該情報の全てを記録した文書又は電磁的記録を総務部文書課の県政資料コーナー及び課所において閲覧に供しなければならない（推進要綱第5条）。

3 「情報の公表について法令又は条例に別段の定めがあるとき」（ただし書）

ただし書は、当該法令等の定めがある事項については当該法令等の定めに従い公表を行うことを定めている。当該法令等の定めがない事項については、本条本文が適用され、本条第1号～第4号に該当する事項に係る情報を保有する実施機関は当該情報を公表することが義務付けられる。

したがって、例えば、附属機関等の会議の議事録（本条第3号）については、会議が非公開で開催される場合にあっても、議事録について他の法令等に別段の定めがなければ本条第3号が適用され、実施機関は不開示情報（本条例第10条）を区分して除いた（本条例第11条）議事録の公表が義務付けられる。

【参考】

埼玉県情報公開の総合的な推進に関する要綱

第5条（政策形成への民意の反映等）

（政策形成への民意の反映等）

第五条 実施機関は、重要な政策の立案に当たり、その目的、内容その他必要な事項を公表し、広く県民の意見を求め、これを考慮してその決定を行うよう努めるものとする。

2 実施機関は、行政活動に関する評価についての情報を公表し、広く県民の意見を求め、これを政策に反映させるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県の政策形成への民意の反映等を図り、もって県の行政運営の一層の公正の確保と透明性の向上を図るための施策を講ずる実施機関の努力義務（責務）を定めている。

【解説】

1 政策立案に係る情報の公表及び県民の意見募集（第1項）

本項は、県民の生活に重大な影響を及ぼす政策の立案について、県民だれもが意見を述べることができる機会を保障することにより、県の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする施策（いわゆるパブリックコメント制度を想定している。）を講ずるよう努めるべき責務を定めている。

この施策は、埼玉県県民コメント制度に関する要綱（平成13年8月1日から施行）に基づく「埼玉県県民コメント制度」（県が重要な施策などを立案する際、施策等の趣旨や内容を広く県民に公表し、これに対して寄せられた意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する県の考え方を公表する制度）として具体化されている。

2 行政活動の評価についての情報の公表（第2項）

本項は、行政活動に関する評価についての情報を公表することにより、県の行政運営の一層の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする施策を講ずるよう努めるべき責務を定めている。

第6条（情報提供施策の拡充）

（情報提供施策の拡充）

第六条 実施機関は、前二条に規定するもののほか、県民に対し積極的に情報を提供するとともに、高度な情報技術を活用する等情報提供施策の拡充に努めるものとする。

2 実施機関は、情報の提供を効果的に実施するため、広聴機能等情報の収集機能を強化し、県民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、情報提供施策の拡充と情報の的確な把握についての実施機関の努力義務（責務）を定めている。

【解説】

1 情報提供施策拡充の一般的な責務（第1項）

実施機関は、前2条（第4条、第5条）に規定する以外にも、広く積極的に情報技術等の進展状況を勘案して情報提供施策を拡充するよう努めるべき責務があることを定めている。

2 広聴等情報収集の責務（第2項）

実施機関は、情報提供を効果的に実施するため、広聴等の情報収集（県政世論調査や窓口での相談活動等）により県政に関する情報ニーズを積極的に収集し、的確に把握するよう努めるべき責務があることを定めている。

【参考】

埼玉県情報公開の総合的な推進に関する要綱

第3節 公文書の開示等

第7条（公文書の開示を請求できるもの）

（公文書の開示を請求できるもの）

第七条 次の各号のいずれかに該当するものは、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

- 一 県内に住所を有する者
- 二 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 三 県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- 四 県内に所在する学校に在学する者
- 五 前各号に掲げるもののほか、実施機関が保有している公文書の開示を必要とする相当の理由を有する個人及び法人その他の団体

【趣旨】

本条は、開示請求権の根拠規定であり、開示請求権の主体の範囲を明らかにするものである。

【解説】

1 「県内に住所を有する者」（第1号）

「県内に住所を有する」とは、個人にあっては県内に生活の本拠である場所を有すること、法人にあっては県内に主たる事務所又は事業所の所在地を有することをいう。

2 「県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体」（第2号）

「その他の団体」とは、人格なき団体（いわゆる権利能力なき社団・財団）をいう。社会生活上社団又は財団と考えられるものであっても、法人格（権利能力）を取得するためには法律で一定の手續・要件が必要とされているため、法人となっていないものがあるが、法人格を取得するか否かは自由であり、このような団体の存在を前提とした制度設計が必要であることから、情報公開法と同様に、本条例でも開示請求権の主体として認めることとしている。具体的な例としては、自治会、商店会、消費者団体などの団体がある。

【参考】最高裁昭和39年10月15日判決（裁判所ウェブサイト掲載）

権利能力のない社団とイイするためには、団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、しかしてその組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならない。

3 「県内に所在する学校に在学する者」（第4号）

「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学等のほか、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条に規定する公共職業能力開発施設など学校に準ずる施設を含む。

4 「前各号に掲げるもののほか、実施機関が保有している公文書の開示を必要とする相当の理由を有する個人及び法人その他の団体」（第5号）

第1号から第4号までの規定に該当しないものが開示請求をする場合は、開示請求書に、開示を必要とする理由の記載が必要となる（条例第8条第1項第2号ニ）。

5 「当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる」

開示請求者は、求める公文書を保有している実施機関に対して開示請求をすることができるとするものである。仮に、求める公文書を保有していない実施機関に対して開示請求がなされた場合には、通常は、開示請求書を受領する前に求める公文書を保有していない旨を教示し、関係する他の実施機関が判明していればその窓口を案内する等適切な情報提供をすることになるが、なお当該実施機関に開示請求がなされれば、開示請求に係る公文書を保有していないことを理由として開示しない旨の決定（第14条第2項）がなされることになる。

6 開示請求権の一般的性格

本条例に定める公文書の開示制度（開示請求権制度）は、本条で開示請求権の主体として認められるものに対して等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

また、この開示請求権は、あるがままの形で公文書を開示することを求める権利であり、実施機関は、第11条に規定する部分開示による場合及び第18条第1項・第2項に規定する特別の開示の実施の方法による場合を除き、新たに公文書を作成又は加工する義務はない。

第8条（開示請求の手続）

（開示請求の手続）

第八条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「開示請求書」という。）を実施機関に提出する方法によりしなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれに掲げる事項
 - イ 前条第二号に掲げるもの そのものが県内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - ロ 前条第三号に掲げる者 その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - ハ 前条第四号に掲げる者 その者が在学する学校の名称及び所在地
 - ニ 前条第五号に掲げるもの 実施機関が保有している公文書の開示を必要とする理由
- 三 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたものの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求は所定の事項を記載した書面により行うべきことを定めるとともに、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めるものである。

【解説】

1 開示請求書（第1項）

(1) 書面主義

開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、開示請求は書面を提出して行わなければならないこととしている。書面の提出は、実施機関の事務所の請求を受け付ける窓口を持参して提出するほか、郵送、ファクシミリ又は電子申請・届出サービス（県ホームページにおける電子申請・届出サービスのページ。）で行うことも可能である。電子メールによる提出は認めていない。

(2) 開示請求書の記載事項

本項各号に定める事項は、開示請求書の必要的記載事項であり、これらの事項の記

載が欠けている場合には、このままでは不適法な開示請求となり条例第14条第2項における不開示決定を行うこととなるが、通常は、開示請求者に対し、欠けている事項について記載するよう第2項の補正を求めることになる。

（本条の開示請求書の様式）

知事が行う公文書の開示等に関する規則（平成13年埼玉県規則第38号。以下「知事開示規則」という。知事以外の実施機関においても知事開示規則に相当する規則その他の規程がそれぞれ定められている。以下同じ。）第10条第1項第1号・様式第1号（公文書開示請求書）

ア 「氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」（第1号）

開示請求者としての名義人と同一であるか否かをその後の手続で確認するため及び連絡先を明らかにするための事項である。

なお、郵便番号や電話番号については、これらの記載がなくても不適法な開示請求となるものではないが、第2項の開示請求書の補正の求め、補正の参考となる情報の提供や、以後の通知、連絡等に際して必要とされる場合があるので、記載されることが望ましい。開示請求者の押印は不要である。

イ 「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」（第3号）

「公文書の名称」については、求める公文書の正式の名称でなくとも、通称として用いられているものを含む。

「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」については、実施機関の職員が当該記載から開示請求者が求める公文書を他の公文書と識別できる程度の記載があれば足り、記載された公文書が特定されたものとして扱うことになる。

特定の方法については、求める公文書の種別、記載内容等により異なるが、一般的には、公文書の名称、公文書の様式の名称、標題、記録されている情報の概要、作成（取得）年月日、作成者等を適宜組み合わせる表示することになる。

個別具体の開示請求事案における公文書の特定は、各実施機関が個別に判断することとなる。例えば、「〇〇に関する資料」のように記載された開示請求については、「〇〇」という事柄の具体性の程度にもよるが、一般的には、関連性の程度には種々のものが想定され、どこまでを含むかは、記載からは明らかでないため、特定が不十分であると考えられる。

また、「〇〇（実施機関又はその下部組織）の保有する公文書」のように記載された開示請求についても、公文書の範囲は形式的、外形的には一応明確ではあるものの、一般的には、行政組織の活動は多種多様であつてその全てに係る公文書を請求しているとは考え難いことや保有する公文書の量等に照らして、本条例の公文書の

開示制度上は、特定が不十分であると考えられる。

ただし、県民等は、求める情報が実施機関においてどのような形で存在しているかを知らず、的確な表示をするための情報を持っていないことが十分想定されることから、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に求める情報を指し示すことができるよう、実施機関は、公文書の特定に資する情報の提供を行うことが望まれることから、その一環として、公文書の検索資料を作成し、一般の利用に供する努力義務が定められている（第35条）。このことからすれば、例えば当該検索資料の一つであるファイル基準表上のファイル名の引用やこれに更に限定を加える形での特定の仕方であれば、特定が不十分とはいえないものと考えられる。

2 「開示請求書の補正」（第2項）

(1) 「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」

「形式上の不備」とは、第1項の記載事項が記載されていない場合のほか、同項第3号の公文書を特定するために必要な事項の記載が不十分であるため開示請求に係る公文書が特定されていない場合を含む。

他方、開示請求の対象が公文書に該当しない場合や当該公文書を保有していない場合は、「形式上の不備」に当たらないと解される。開示請求の対象文書は、開示請求の本質的な内容であり、その変更は開示請求の本質を失わせるものであることから、補正の範囲を超えることになるためである。

なお、「形式上の不備」に該当しないこれらの開示請求があった場合には、条例第14条第2項に基づき不開示決定を行うことになるが、例えば、当該開示請求に係る公文書を保有していない旨を開示請求者に教示するほか、当該公文書を保有している他の実施機関が明らかな場合には当該実施機関を教示する等、適切な情報提供を行うことが望ましい。

(2) 「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」

ア 「相当の期間」とは、行政手続条例第7条（申請に対する審査及び応答）に規定する補正を求めるときの「相当の期間」と同義であり、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に即して、実施機関が判断する。

イ 本項の規定により、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合には、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行うことになる。

なお、公文書の特定が不十分であることにより形式上の不備とする場合においては、開示の実施ができない程度にまで不特定である場合は別として、実施機関の都合で特定性の要件を厳格にすることは妥当ではなく、軽微な記載の不備により開示しない旨の決定を行うことは妥当でない。

(3) 「補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない」

本規定は、主として、公文書の特定が不十分である場合の実施機関の対応について規定したものである。公文書の特定は、開示請求の本質的な内容であり、開示請求者が行うものであるが、現実には、開示請求者が公文書を特定することが困難な場合が容易に想定されることから、実施機関に対し、参考情報を提供する努力義務を課すことにより、公文書の開示制度の円滑な運用の確保を図ろうとするものである。

「補正の参考となる情報」としては、例えば、開示請求書の記載に関連するファイル基準表のファイル名や該当しそうな公文書の名称・記載されている情報の概要等を教示することが考えられる。

情報提供の方法については、個別の事案に応じて適宜の方法で行えば足り、口頭でも差し支えない。

第9条（適正な請求及び使用）

（適正な請求及び使用）

第九条 開示請求をしようとするものは、この条例の目的に即し、公文書の開示を求める権利を適正に行使するとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に用いなければならない。

【趣旨】

本条は、公文書の開示制度の円滑な運用のためには制度の担い手である県と県民の両者が協同して円滑に進める必要があると考えられることから、その注意を促すために、本条例の目的に即した適正な制度の利用（本条例に基づく開示請求権の行使及びその権利の行使によって得た情報の使用）についての県民の責務を確認的に定めている。

【解説】

本条例に基づく公文書の開示制度（開示請求権制度）では、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではないが（第7条の解説6参照）、本条は、旧条例（第4条〔県民の責務〕）で「県民は、この条例の目的に即して、行政情報の公開を求める権利を行使するとともに、その権利の行使によって得た行政情報を適正に用いるものとする。」と規定していたことから、これを継承したものである。

なお、旧条例の運用では、上記の県民の責務の具体化のため、請求の理由又は利用の目的を行政情報公開請求書に記載してもらうこととしていた（埼玉県行政情報公開条例施行規則〔昭和58年3月31日埼玉県規則第18号〕第1条・様式第1号）が、本条例では、公文書開示請求書に請求の理由を記載するのは県内に住所等を有する者等以外の者（第7条第5号）に限り、その他の者には理由を記載することを求めている。

1 「この条例の目的に即し」

「この条例の目的に即し」とは、第1条の目的に従ってという趣旨である。

2 「公文書の開示を求める権利を適正に行使する」

「適正に行使する」とは、公文書の開示制度の一方の担い手である県民に制度の円滑な運用への協力を求めるものである。

具体的には、次の内容が考えられる。

① 実施機関の職員が公文書の特定を容易にできるよう必要な協力

実施機関は、公文書の特定が不十分である場合に開示請求書の補正を求めるときは、開示請求者に対し、例えば、公文書を特定するために必要な具体的な項目を示すこと、開示請求書の記載内容に関連する公文書の名称の一覧を示すこと等により、補正の参考となる情報を提供することが求められる（第8条第2項）。

公文書の特定は、実施機関と開示請求をしようとするものの双方が協力して行なわれることが望ましい。実施機関の側から開示請求者に対し、参考となる情報を提供することにより、実施機関による対象文書の検索がより容易になるような対象文書に関する情報の提供等の協力、開示請求の対象の範囲の減縮や段階的な開示請求への協力等が得られる場合もあると考えられる。

② 実施機関の通常業務に著しい支障を生じさせるような開示請求をむやみに行うことのないよう必要な協力

開示請求に係る公文書が著しく大量であることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあっても、そのことのみを理由として開示請求を拒むことはできず、開示決定等の処理期限の特例（第15条第3項）により対処する。

しかし、例えば、開示請求者が開示決定等を受けたにもかかわらず正当な理由なく閲覧せずに何度も同一の開示請求を繰り返し、その結果、実施機関における通常業務に著しい支障が生じるなど、実施機関の事務を専ら混乱、停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求は、開示請求権の適正な行使に当たらず、権利濫用に当たるものと考えられる。

また、より迅速・合理的な方法により情報を入手することができるにもかかわらずあえて開示請求を行う事案についても、開示請求権の適正な行使に当たらないと認められる場合がある。例えば、実施機関が県政資料コーナー又は県ホームページ等で公表している情報は開示請求によらずに入手可能であるが、このような情報についてあえて開示請求を行う場合である。ただし、この場合は、開示請求をしようとするものに対し、開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障の程度を十分に説明するとともに、公表情報を利用せずあえて開示請求を行う理由を確認した上で、開示請求権の適正な行使であるか否かを慎重に判断する。したがって、たとえ公表情報についての開示請求であるとしても、開示請求に応じた場合の実施機関の通常業務への支障の程度が著しくない場合、実施機関の通常業務への支障の程度が著しいが開示請求者が公表情報を利用しないことについて正当な理由が認められる場合には、開示請求権の適正な行使に当たらないとすることは妥当ではない。個別の事案に応じて、事務の遂行の支障の程度と開示請求者の事情とを比較検討し、権利濫用に当たるか否かを慎重に判断する。

3 「これによって得た情報を適正に用いなければならない」

「適正に用いなければならない」とは、入手した情報を濫用し、第三者の権利利益を侵害したり、不当な利益を享受したりすることがないように、第1条の目的に従って当該情報を用いなければならないという趣旨である。

開示請求の目的又は動機が、入手した情報の濫用等情報の不適正な使用であることが認められる場合は、個別の事案に応じて、開示請求権の適正な行使に当たらないとして権利濫用に該当するか否かを慎重に判断する。

4 開示請求権の適正な行使及び開示を受けた公文書の適正な使用の要請

情報公開制度は、開示請求の理由を問わず、また、開示された情報の利用に制約を課する、すなわち営利目的の利用等も妨げるものではない（第7条の解説6参照）が、開示請求者が開示請求権を濫用してはならないことは権利である以上、法の一般原則として当然である。

本条は、開示請求者に対して、その注意を促すために、本条例の目的に即した適正な制度の利用についての責務を確認的に規定している。具体的な内容は次のとおりである。

- ① 実施機関は、開示請求権の適正とはいいい難い行使をしようとする者がある場合には、適正な行使をするよう要請するものとする。

開示請求に係る公文書が著しく大量であることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合にあっては、開示請求者に対し、開示請求の対象の範囲の減縮（抽出請求）や段階的な開示請求（分割請求）を要請する。（第14条の解説2(1)⑥参照）。ただし、開示請求の内容は、開示請求者の意思によるので、要請を拒否された場合には、第15条第3項（開示決定等の期限の特例）の規定の適用等により対応する。

- ② 実施機関は、公文書の開示によって、その情報が不適正に使用され又は使用されるおそれがあると認められる場合には、その中止を要請するものとする。ただし、開示請求の目的や、開示される公文書の利用目的について、開示請求者が明らかにすることは義務付けられていない。あくまで任意であることに留意する必要がある。

なお、開示される文書が著作物に当たる場合には、開示後の利用の形態によっては著作権法上の問題があり得る。

- ③ 著しく不適正な開示請求又は公文書の使用に係る対処については、個別の事案に応じて権利濫用の一般法理も含め慎重に検討するものとする。

【参考】東京地裁平成15年10月31日判決（確定）（裁判所ウェブサイト掲載）

情報公開法は、大量の文書の開示請求があった場合や開示請求の内容からしてその対象文書の検索に相当な手数を要する場合であっても、当該行政機関に労を尽くしてこれに応じることを求める趣旨と解するのが相当である。また、法37条1項（注 条例第34条第1項〈公文書の適正管理〉に相当する規定）が「行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。」と定めていることからすると、文書の開示に相当な時間を要するとしても、その原因が当該機関の文書管理が適切でないことにあるときには、開示請求が権利の濫用とされないことは勿論のこと、開示決定期限の延長を求める理由にもならないこともあり得ると考えられる。

そうすると、開示請求文書の開示に相当な時間を要することが明らかである場合であっても、そのことのみを理由として、開示請求を拒むことは原則としてできないのであって、開示請求に係る行政文書が著しく大量である場合又は対象文書の検索に相当な手

数を要する場合に、これを権利濫用として不開示とすることができるのは、請求を受けた行政機関が、平素から適正な文書管理に意を用いて、その分類、保存、管理に問題がないにもかかわらず、その開示に至るまで相当な手数を要し、その処理を行うことにより当該機関の通常業務に著しい支障を生じさせる場合であって、開示請求者が、専らそのような支障を生じさせることを目的として開示請求をするときや、より迅速・合理的な開示請求の方法があるにもかかわらず、そのような請求方法によることを拒否し、あえて迂遠な請求を行うことにより、当該行政機関に著しい負担を生じさせるようなごく例外的なときに限定されるものといわざるを得ない。

このように解すると、開示請求を受けた行政機関には、大量又はその検索に相当の手数を要する文書を対象とする開示請求を原則として拒否することができないことになり、行政機関には、相当の物理的負担が生じる場合のあることが容易に予想されるし、行政機関によっては、現状の担当者のみでは当該請求に迅速に応じることができず、人員を補充する等の手当が必要となることも考えられ、当該行政機関には、時間的負担のみならず、経済的な負担が生じることも考えられるところである。

しかしながら、開示請求文書の検索が著しく困難であって、そのために開示決定までに通常よりも著しく長期間が必要となることが予想される場合には、当該行政機関から、開示請求者に対し、その旨を伝えた上で、開示請求の範囲を減縮することを求めたり、一部分ずつ開示するほかないと通知することにより、請求者から請求の減縮や検索をより容易にするような当該文書に関する情報の提供等の協力が得られる場合もあると考えられるし、それらによってもなお開示決定までに著しく長期間を要する場合には、情報公開法11条（注 本条例第15条第3項〈処理期限の特例〉に相当する規定）の定めに従って対応するしかないというのが法の趣旨であると考えられる。

（以上、引用終）

【参考】

埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（第3編参照）

一 第1 開示決定等の審査基準

第10条（公文書の開示義務）

（公文書の開示義務）

第十条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（次条から第十三条までにおいて「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に対する実施機関の開示義務を明らかにするものであり、実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないこととしている。

【解説】

1 開示・不開示の基本的考え方

本条例は、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであることから、行政情報は原則開示との考え方に立っている。しかし、一方、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、本条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る公文書を開示しなければならないこととしている。

なお、本条例に基づき適法に開示をしている限り、地方公務員法等の守秘義務（同法第34条等）違反による責任は問われないものと考えられる。地方公務員法第34条は職員の服務規律の確保を目的とするものであるところ、職員がその職務を遂行するについて法令等に従うことは主要な服務上の義務の一つであり（地方公務員第32条〔法令等及び上司の職務上の命令に従う義務〕）、職員が条例の規定に従って情報を公開した場合、この行為は服務規律に反するものではないからである。

2 不開示情報の取扱い

本条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていない場合の実施機関の義務について規定しており、不開示情報が記録されている場合については、明文の規定は設けていない。本条例では不開示情報の範囲はできる限り限定したものとすると基本的な考え方に立っており、第12条（公益上の理由による裁量的開示）の規定により実施機関が「公益上特に必要があると認めるとき」は開示することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、開示してはならないこととなる。開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されているときの不開示情報の取扱いは、部分開示（第11条）の問題である。

なお、本条例以外の個別の法令に定める利害関係者などに対する開示制度においては、

以下の本条第1号、第2号等に該当する情報も公開されているところである。また、各実施機関で行われている一般的な情報提供においても、個人に関する情報（第1号）でも本人の同意がある場合に、審議、検討等に関する情報（第4号）、事務又は事業に関する情報（第5号）に該当する情報でも、情報提供の相手、理由等を勘案し必要な場合に、情報提供が行われており、本条例上の不開示情報の取扱いがそのまま当てはまるものではない。

3 開示の実施の方法との関係

本条例でいう「開示」とは、公文書の内容をあるがままに示し見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されているどうかによって行われ、開示の実施の方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。ただし、開示決定された公文書の開示に当たり、公文書の保存、技術上の観点から、原本での閲覧を認めることが困難である場合など一定の制約はあり得る（第18条2項参照）。

4 不開示情報の類型

本条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があります。また、例えば、ある個人に関する情報について、第1号のただし書の情報に該当するため同号の不開示情報には該当しない場合であっても、他の号の不開示情報に該当し不開示となることはあり得る。

したがって、ある情報を開示する場合は、本条各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

【参考】第10条各号（第1号～第7号）で定める不開示情報

第1号 個人に関する情報

- 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、公にすると個人の権利利益を害するおそれがある情報（例外あり）

第1号の2 行政機関等匿名加工情報又は削除情報

- 個人情報の保護に関する法律に規定する行政機関等匿名加工情報又は当該情報作成の際に用いた保有個人情報から削除した個人識別可能な記述等若しくは個人識別符号

第2号 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報

- 法人等に関する情報で、公にすると、法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの

第3号 公共の安全等に関する情報

- 公にすると、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由がある情報

第4号 審議、検討等情報

- 県、国等の内部又は相互の審議、検討等に関する情報で、公にする

と、率直な意見の交換が不当に損なわれる等のおそれがあるもの

第5号 事務又は事業に関する情報

→ 県、国等が行う事務又は事業に関する情報で、公にすると、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

第6号 任意提供情報

→ 公にしないことを条件に提供された情報であって、通例公にしないこととされているもの

第7号 法令秘等情報

→ 法令等により公にすることができないとされている情報

5 各号の「公にすること」

本条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず、何人にも知り得る状態におくことを意味する。本条例では、開示請求の理由や利用の目的を問われずに開示請求ができることから、開示請求者に開示するということは、何人に対しても開示を行うことが可能であるということの意味する。

したがって、本条各号における不開示情報該当性の判断に当たっては、「公にすること」によりおそれがあるか等を判断することとしている。

6 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、本条各号で「おそれ」が要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。

なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等（第14条第1項又は第2項の決定）の時点である。

7 審査基準の策定

個別の公文書の開示・不開示の判断は、本条各号の不開示情報が記録されているかどうかを開示請求を受けた実施機関が行う。当該判断は、知事部局では各課所長の専決事項とされている（本庁委任決裁規則第8条、地域機関委任決裁規則第5条、別表第一の専決事項欄の第17号・第18号）。知事以外の各実施機関においては、それぞれの定める委任決裁関係の規則その他の規程による。

本条例に基づく開示決定等は、行政手続条例に規定する申請に対する処分に該当するものであるため、各実施機関は、行政手続条例第5条の規定に基づき、審査基準を策定し、公にする措置を適切に講ずる必要がある。

第10条第1号（個人に関する情報）

第十条

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

【趣旨】

本号は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

一般にプライバシーとは、個人の①自己自身、②家族、家庭生活等の私的な生活領域又は生活状態、③他人との交流又は関係及び④諸活動に係るものであつて、他人の接近、侵入、干渉等から自由でありたい、他人に知られたくない、他人に誤解されたくない、又は他人に公開されたくないという、一般人の感受性を基準として、本人が欲するであろうと考えられるものをいうとされている。

本県では旧条例において、個人に関する情報のうち、個人のプライバシー等の権利利益を害するおそれがあるもの（通常他人に知られたくない個人に関する情報）に限って不開示情報とする方式（プライバシー保護型）を採用していたが、個人に関する情報の不開示情報としての要件について、プライバシー保護型から個人識別型に一部改正（平

成6年10月1日施行）された。

いわゆるプライバシーの概念は、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものではないことから、情報公開法及び同法の趣旨にのっとり旧条例を全部改正した本条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用している。ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要のない情報も含まれることになることから、公知の情報等個人に関する情報の不開示情報から除かれるべきものを限定列挙（本号イ・ロ・ハ）している。

1 「特定の個人を識別することができる情報」（本文）

(1) 「個人に関する情報」

「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位、経歴その他個人に関する一切の事項に関する事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する（後記「5 個人に関する情報の具体例の分類」参照）。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限られず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人に関する情報も含まれる。

個人の権利利益を十全に保護するため、個人識別性のある情報を一般的に不開示とし、個人に関する情報の判断に当たり、原則として、公務員に関する情報と非公務員に関する情報とを区分していない。ただし、前者については、特に不開示とすべきでない情報をハにおいて除外している。

「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。生前に本号により不開示であった情報が、個人が死亡したことをもって開示されることになるのは不適当である。

(2) 「（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報の意味する範囲に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報（第2号）と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人に関する情報からは除外している。

(3) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの」

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、その他の記述等により識別される特定の個人に関する情報の全体である。

すなわち、特定の個人を識別することができる情報（個人識別情報）は、通常、特定の個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行

動の記録)から成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。個人識別情報に係る開示・不開示の判断においては、更に、条例第11条第2項により、部分的に開示できるか否かの判断をする必要がある。

「その他の記述等」とは、文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいい、例えば、住所、電話番号、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。また、「音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項」が含まれるため、モールス信号のように音で表示されたり、手話のように動作で表示される場合も「その他の記述等」に含まれる。氏名以外の記述等単独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報に含まれる幾つかの記述等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多いと考えられる。

(4) 「(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」

ア 当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となる趣旨である。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、開示請求は誰であっても可能であることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。

イ また、識別可能性の判断に当たっては、厳密には特定の個々人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

【参考】浦和地裁平成2年3月26日判決（裁判所ウェブサイト掲載）

本件健康情報は、特定の個人がインフルエンザ予防接種によって健康被害を受けたとして予防接種禍の認定申請をしたことに対して、厚生大臣が予防接種禍に該当するか否かの結果を市町村に通知した文書に記載されたものであって、特定個人が申告した具体的な健康状態すなわち具体的な障害の内容に関するものが記載されている。… インフルエンザ予防接種による健康被害としては、脳症、末梢神経麻痺、ショック症状等がある。…

本件健康情報が「個人に関する」ものといえるかどうかについては、

(一) … 昭和50年から本件非公開決定処分のなされた同62年までの埼玉県下におけるインフルエンザ予防接種に係る健康被害の認定申請書は、過去13年間にわずかに4名であり、またそのうちインフルエンザの予防接種による被害として認定された者はわずか3名であることが認められ、… 新聞によって右4名のうち既に2名が実名でインフルエンザ予防接種に係る被害を受けたとしてその認定申請をしたこと及び具体的健康被害等が報道されていることが認められる。

右の事実によれば、本件健康情報を公開した場合には、その情報が誰に関するものであるかは容易に特定識別することができるものと認められる。

(二) もっとも、… 本件公開請求の対象となった文書中、被接種者個人の氏名、生年月日、性別は非公開としていることが認められるので（なお、市町村名は公開）、右文書中の本件健康情報を公開しても、特定個人と結びつくことはないのではないかとの疑問があり得る。

しかし、上記のとおり埼玉県下の上記認定申請者がわずか4名にすぎず、認定された者がそのうちの3名とその数が極めて少数であること、及び右認定申請者のうち2名が実名で報道されていたことを考えると、本件健康情報を公開した場合、その情報が誰のものであるかは容易に特定識別することができるものと考えられるので、本件公開請求の対象となった文書中、被接種者個人の氏名、生年月日、性別が非公開とされていることは、上記(一)認定の妨げとなるものではなく、他に(一)の認定を覆すに足りる証拠はない。

（以上、引用終）

（注）本件健康情報において特定個人の氏名等が不開示とされていても、特定個人が属する集団の規模の小ささを考慮すると、公知となっている他の情報と照合することにより特定個人を識別することができるから、本件健康情報が「個人に関する」ものといえとの結論を左右しない。

本件は、情報公開法制定前において、個人に関する情報の不開示情報としての要件をプライバシー保護型（前記の本条の解説参照）で規定していた旧条例での事案についての判決である。

(5) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

実施機関が保有する個人に関する情報の大部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、これを不開示とすることで、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保されることが考えられる。

しかし、中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別することができない情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に不開示情報として規定している。

2 「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（イ）

個人識別情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて不開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしている。

(1) 「法令若しくは他の条例により」

「法令」とは、法律、政令、省令その他の命令をいう。「他の条例」とは、本条例以外の条例である。

「法令若しくは他の条例」は、資格や条件の制限がなく何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合は定められていれば、当該情報は「公にされている情報」には該当しない。

【参考】具体例

- イの「法令」に該当しない例
 - ① 土地価格等縦覧帳簿の縦覧（地方税法第416条第1項）は、縦覧の定めがあっても縦覧対象が関係者に限定されていることから、当該「法令」に該当しない。
 - ② 住民基本台帳の一部の写しの閲覧等（住民基本台帳法第11条の2）は、請求目的等により閲覧が制限されることから、当該「法令」に該当しない。
- イの「法令」に該当する例
 - ① 商業登記簿（商業登記法第10条）
 - ② 不動産登記簿（不動産登記法第119条）
 - ③ 著作権登録原簿（著作権法第78条第4項）
 - ④ 工場立地調査簿（工場立地法第3条第2項）
 - ⑤ 開発登録簿（都市計画法第47条第5項）
 - ⑥ 建築計画概要書（建築基準法第93条の2）
 - ⑦ 土地区画整理審議会委員の選挙人名簿（土地区画整理法施行令第21条第1項）
- イの「他の条例」に該当する例
 - ① 政治倫理の確立のための埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する条例
 - ② 政治倫理の確立のための埼玉県知事の資産等の公開に関する条例

(2) 「慣行として」

公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

【参考】具体例

- イの「慣行として」に該当する例
 - ① 審議会等委員氏名
 - ② 知事表彰等被表彰者氏名、受賞者氏名
 - ③ 要望書等で本人が公表しているもの
 - ④ 出版物に記載された著者の経歴等
 - ⑤ 一般に市販されている職員録に掲載されている職員の所属・氏名

(3) 「公にされ」

当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとはみられない場合があり得る。

(4) 「公にすることが予定されている情報」

将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとす合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む。

3 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（ロ）

人の生命、健康その他の基本的な権利利益を保護することは、行政の基本的な責務である。

不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示しないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人に関する情報についても、公にすることにより害される当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回る際には、当該個人に関する情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならないこととするものである。

現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（第12条）により図られる。

4 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」
(ハ)

公文書には、公務等の遂行の主体である公務員等の職務活動の過程又は結果が記録されているものが多いが、県（政府）の諸活動を説明する責務が全うされるようにすると
の観点からは、これらの情報を公にする意義は大きい。一方で、公務員等についても、
個人としての権利利益は、十分に保護する必要がある。

この両者の要請の調和を図る観点から、どのような地位、立場にある者（「職」）がど
のように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ特定の公務員
が識別される結果となるとしても、個人に関する情報としては不開示とはしないことと
する趣旨である。

(1) 「当該個人が公務員等である場合において」

個人に関する情報のうち、当該個人が公務員等である場合である。

「公務員等」の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員等以外の個人に関
する情報である場合がある。このように一つの情報が複数の個人に関する情報である
場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該公
務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とが別個
に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とされることになる。

「公務員等」とは、広く公務等の遂行を担当する者を含むものであり、一般職か特
別職か、常勤か非常勤かを問わず、県、国及び他の地方公共団体の職員、独立行政法
人等及び地方独立行政法人の役員・職員のほか、国会議員、県議会議員等や裁判官等
を含む。また、公務員であった者が当然に含まれるものではないが、公務員であった
当時の情報については、本規定が適用される。

(2) 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が県、国等の機関の一員として、その担
任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行
政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の
事実行為に関する情報がこれに含まれる。

また、本規定は、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象とし、例え
ば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は
管理される職員の個人に関する情報として保護される必要があり、本規定の対象とな
る情報ではない。

(3) 「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職務の遂行に係る情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の
内容によって構成されるものが少なくない。このうち、県（政府）の諸活動を説明す

る責務が全うされるようにする観点から、公務員等の氏名を除き、その職名と職務遂行の内容については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示としないという意味である。

(4) 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名

公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人に関する情報として保護に値すると位置付けた上で、イに該当する場合には例外的に開示することとするものである。

すなわち、当該公務員等の職及び氏名が法令又は他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報については、本号のハとともに、イが重疊的に適用され、個人に関する情報としては不開示とはならないことになる。慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、人事異動の公表媒体への掲載その他実施機関により職名と氏名を公表する慣行がある場合、実施機関により作成され、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職名と氏名とが掲載されている場合には、その職にある者の氏名を一般に明らかにしようとする趣旨であると考えられ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている（本号イ）と解される。ただし、補助的業務に従事する臨時職員の氏名については、職員録に掲載されていないことから、不開示となる。

このように、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、上記のとおり本号イに該当する限り、氏名を公にすることにより特段の支障の生じるおそれがある場合、すなわち、①氏名を公にすることにより条例第10条第2号から第7号までの不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより当該公務員等の個人としての権利利益が害されることとなるような場合を除き、開示となる。

(5) 「公務員等」の定義「(国家公務員法第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）」について

本号中の「公務員等」の定義は、情報公開法第5条第1号ハ（個人に関する情報の不開示情報としての要件規定中の除外規定）の「公務員等」の定義と平仄を合わせて規定している。

「独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員」は、独立行政法人通則法第51条により国家公務員とされているが、本条例においては、

当該役員及び職員は「国家公務員法第二条第一項に規定する国家公務員」としてではなく、「独立行政法人等の役員及び職員」として扱われる。

【参考】独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人（注）をいう。

2 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。（次に掲げるもの…略）

（注）独立行政法人の全て並びに政府の一部を構成するとみられる国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人及びその他の法人が含まれる。

【参考】独立行政法人通則法（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「中期目標管理法人」とは、…（略）…をいう。

3 この法律において「国立研究開発法人」とは、…（略）…をいう。

4 この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

（役員）

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

（職員の任命）

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

（役員及び職員の身分）

第五十一条 行政執行法人（注）の役員及び職員は、国家公務員とする。

（注）計7法人（令和2年8月1日現在） — 国立公文書館、統計センター、造幣局、国立印刷局、農林水産消費安全技術センター、製品評価技術基盤機構、駐留軍等労働者労務管理機構

（以上、引用終）

5 個人に関する情報—具体例の分類

個人に関する情報は、おおむね次のとおり具体例を分類することができる。

1 基本的事項に関する情報	氏名、性別、生年月日、住所、国籍、本籍、世帯主との続柄、親族関係、結婚歴・離婚歴、家庭生活
2 思想、信条等に関する情報	支持政党、宗教、主義・主張、趣味・し好、その他個人の思想、信条等に関する情報
3 社会的地位及び活動に関する情報	職業・職種・職歴等、地位、学歴、資格、団体加入の有無等、賞罰、その他個人の社会的地位及び活動に関する情報
4 知識、技術及び能力に関する情報	学業成績、勤務成績、各種試験成績、その他個人の知識・技術及び能力に関する情報
5 経済活動に関する情報	収入、財産状態、納税額等、取引状況、公的扶助の受給の有無、その他個人の経済活動に関する情報
6 心身に関する情報	健康状態、容姿、病歴、障害の有無及び程度、その他個人の心身に関する情報

6 本人からの開示請求

本条例の開示請求権制度は、開示請求の目的のいかんを問わず請求を認めていることから、個人に関する情報の本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、開示請求者が誰であるかは考慮されない。したがって、特定の個人が識別される情報であれば、本号のイからハまで又は公益上の理由による裁量的開示（第12条）に該当しない限り、たとえ本人であっても自己の個人に関する情報の開示を受けることは基本的にできず、不開示となる。

このような場合、個人情報保護の観点から正にそのような個人に関する情報の本人開示を行うのが個人情報の保護に関する法律における開示請求権制度であることから、同法に基づき自己を本人とする個人情報の開示請求ができることを教示することが望ましい。

【参考】

個人情報の保護に関する法律は、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護することを目的としている。この目的を達成するため、同法では、個人情報の保有の制限、正確性の確保、利用及び提供の制限など実施機関における個人情報の取扱いに関する規律を定めている。

個人情報保護に関する法律の開示請求権制度は、実施機関がこれらの規律に従って、個人情報を適正に取り扱っているか、具体的には、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有していないか、あるいは保有個人情報の正確性を確保しているかなどについて確認することができるよう、個人が実施機関に対して自己を本人とする個人情報の開示を請求することを権利として定めている。

これに対して、情報公開条例の開示請求権制度は、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政参加を一層進め、もって公正で透明な開かれた県政の推進に寄与することを目的としており、この目的を達成するために、実施機関に対して公文書の開示を請求する権利を定めている（条例第1条）。

個人情報保護に関する法律と情報公開条例の開示請求権制度には、次表のような違いがある。

《個人情報保護に関する法律と情報公開条例の開示請求権制度の主な違い》

開示請求者	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 個人情報保護に関する法律では、何人も自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができ（第76条）、自己を本人とする個人情報をその本人に対して開示するという仕組みが採られている。このため、個人情報をその本人以外の人に開示することのないよう、開示請求者が本人であることを確認する本人確認を要する。（法律中に本人確認に係る規定がある。） ◦ 情報公開条例では、県民等が誰でも公文書の開示を請求することができ（第7条）、誰が請求をしても同じ処分（開示又は不開示）が行われるという仕組みが採られている。このため、開示請求者が誰であるかを問わないので、開示請求者が本人であることの確認を要しない。（条例中に本人確認に係る規定がない。）
開示請求の対象	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 個人情報保護に関する法律における開示請求の対象は、公文書に記録された「保有個人情報」（第76条）。このため、開示請求の対象に係る公文書中に含まれている情報であっても、保有個人情報以外の情報は、そもそも請求の対象外となる。 ◦ 情報公開条例における開示請求の対象は、「公文書」（第7条）
不開示情報	<ul style="list-style-type: none"> ◦ 両開示請求権制度における不開示情報の類型は、自己の個人情報以外の個人情報、法人情報、事務・事業に関する情報など、基本的に同じ。 ◦ 違いは、個人情報保護に関する法律では、本人に「開示すること」による支障の有無を判断する（第78条）のに対し、情報公開条例では、「公にすること」による支障の有無、すなわち、不特定多数の人に周知できるような状態に置くことによる支障の有無を判断する（第10条）。

【参考】

埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（第3編参照）

— 第3 不開示情報該当性に関する判断基準

— 1 個人に関する情報（条例第10条第1号）についての判断基準

第10条第1号の2（行政機関等匿名加工情報又は削除情報）

第十条

一の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

【趣旨】

本号は個人情報の保護に関する法律第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報及び行政機関等匿名加工情報を保有個人情報から作成する際に削除した個人を識別することのできる記述等及び個人識別符号が不開示情報に該当する旨を定めるものである。

【解説】

行政機関等匿名加工情報とは、個人情報の保護に関する法律第60条第3項各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報）をいう。行政機関等匿名加工情報については、個人情報の保護に関する法律に提供の仕組みが規定されていることから不開示情報としている。

また、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した氏名、生年月日その他の記述等やその情報だけで特定の個人を識別できる文字、番号、記号、符号等の個人識別符号は高度な技術によって特定の個人が識別されるおそれが皆無とはいえないため不開示情報としている。

第10条第2号（法人等に関する情報）

第十条

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び第六号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【趣旨】

本号は、法人等に関する情報の不開示情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

1 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号及び第六号において「法人等」という。）」（本文）

(1) 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報」

会社法上の会社（株式会社等）、各種の民間の法人（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、医療法人、宗教法人、特定非営利活動法人等）のほか、政治団体、外国法人、人格なき団体（いわゆる権利能力なき社団・財団）（第7条の解説2参照）等も含まれる。

一方、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格に鑑み、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、第5号等において規定している。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

(2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、(1)に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定しているものである。

(3) 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当

な利益を害するおそれがあるもの」

ア 「権利」

信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

イ 「競争上の地位」

法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

ウ 「正当な利益」

ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

エ 「害するおそれ」

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分に考慮して適切に判断する必要がある。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

【参考】最高裁平成13年11月27日判決（裁判所ウェブサイト掲載）

本件は、参加人（開示請求者）が、栃木県公文書の開示に関する条例（昭和61年栃木県条例第1号。以下「本件条例」という。）に基づき、被上告人（実施機関）に対し、上告人（第三者）が宇都宮市内に建設を予定していたD大学E学部の施設整備費補助金の交付申請に際して栃木県に提出した文書の開示を請求したところ、被上告人（実施機関）が、上告人（第三者）の前年度収支計算書のうち資金収支計算書及び消費収支計算書における各決算欄の大科目部分並びに貸借対照表における昭和63年度末欄、同62年度末欄及び増減欄の各大科目部分を開示する旨の決定をしたため（以下、同決定により開示するとされた部分に記載された情報を「本件情報」という。）、上告人（第三者）が、本件情報は法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報についての非開示事由を定めた本件条例6条2号に該当するなど主張して同決定の取消しを求める事案である。

本件条例は、3条前段において、実施機関は、県民の公文書の開示を求める権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、運用すべき旨を規定した上で、同条後段において、個人に関する情報についてのみ通常他人に知られたくない情報がみだりに公開されないように配慮すべきことを規定しているのであって、この規定の趣旨に照らせば、6条2号にいう「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）

に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの」とは、単に当該情報が「通常他人に知られたくない」というだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益が害されることを要すると解すべきであり、また、そのことが客観的に明らかでなければならないものと解される。（以上、引用終）

（注）本件は、情報公開法制定前において、個人に関する情報の不開示情報としての要件をプライバシー保護型（第1号の解説参照）で規定し、法人等情報の不開示情報としての要件に「害するおそれ」との文言がない条例での事案についての判決であり、「害するおそれ」についての解釈を直接判示したものではない。

2 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」（ただし書）

本号のただし書は、第1号ロと同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

【参考】

埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（第3編参照）

- 一 第3 不開示情報該当性に関する判断基準
 - 一 2 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報（条例第10条第2号）についての判断基準

第10条第3号（公共の安全等に関する情報）

第十条

三 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、公共の安全等に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

公共の安全と秩序を維持することは、県民全体の基本的利益を擁護するために県に課された重要な責務であり、本号では、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報とするものである。

1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

(1) 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、県民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報は、本号に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（都道府県警察の警察官）と特別司法警察職員（麻薬取締官、労働基準監督官など）とがある。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第二章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴、労役場留置の刑又は処分を執行することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導

処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものであることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

(2) 「公共の安全と秩序の維持」

ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事犯の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第5号の事務又は事業に関する不開示情報により開示・不開示が判断されることになる。

なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反事件や道路交通法違反事件などは、犯罪の捜査であることから、これに支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

2 「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとしているものである。

【参考】

埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（第3編参照）

— 第3 不開示情報該当性に関する判断基準

— 3 公共の安全等に関する情報（条例第10条第3号）についての判断基準

第10条第4号（審議、検討等に関する情報）

第十条

四 県、国及び他の地方公共団体の機関、独立行政法人等並びに地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、審議、検討等情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

開示請求の対象となる公文書は、決裁、回覧等の手続を終了したものに限られないことから、県、国等の内部又は相互間における意思決定前の審議、検討又は協議の段階において作成又は取得された文書であっても、組織的に用いるものとして現に保有していれば、対象文書である。

このように、開示請求の対象となる公文書の中には、県等としての最終的な決定前の事項に関する情報が少なからず含まれることになるため、これらの情報を開示することによってその意思決定が損なわれないようにする必要がある。しかし、事項的に意思決定前の情報を全て不開示情報とすることは、県がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは、適当ではない。

そこで、個別具体的に、開示することによって県、国等の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を考慮し、不開示とされる情報の範囲を画したものである。

1 「県、国及び他の地方公共団体の機関、独立行政法人等並びに地方独立行政法人の内部又は相互間」

県、国、他の地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

「県の機関」及び「他の地方公共団体の機関」とは、県等の全ての機関を指し、執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関が含まれる。

「国の機関」には、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）が含まれる。

2 「審議、検討又は協議に関する情報」

県、国等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する

自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は実施機関が開催する有識者、関係者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

3 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が明らかになると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合には、第3号等の他の不開示情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、県、国等内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である。

4 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、特定の物質が将来不足することが見込まれることから、県等として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合に、県民の間に不当な混乱を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。

5 「特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、4と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていない者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

6 「不当に」

前記3、4及び5の「おそれ」の「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものであるかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることの利益とを比較衡量した上で判断される。

7 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、県等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。

しかし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われたりする等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。

また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあったりする場合等があれば、本号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

【参考】

埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（第3編参照）

— 第3 不開示情報該当性に関する判断基準

— 4 審議、検討等情報（条例第10条第4号）についての判断基準

第10条第5号（事務又は事業に関する情報）

第十条

五 県、国若しくは他の地方公共団体（以下この号において「県等」という。）の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県等、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県等が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

本号は、事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

県、国等が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする合理的な理由がある。

県、国等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報を事項的に全て列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。

そのため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからホまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

1 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（本文）

(1) 「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに掲げるものは、各機関共通的に見られ

る事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げている。

これらの事務又は事業のほかにも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

(2) 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

(3) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

本規定は、実施機関に広範な裁量を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

2 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(イ)

(1) 「監査、検査、取締り、試験」

「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法・適正な状態を確保することをいう。例えば、食品衛生法や建築基準法の違反に対する取締りなどである。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性質等を試すことをいう。

(2) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

上記の監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、①監査等の対象、実施時期、調査事

項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、②行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するような情報は該当し得ると考えられる。

3 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県等、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（ロ）

(1) 「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。

(2) 「県等、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

県等、独立行政法人等又は地方独立行政法人が一方の当事者となる前記(1)の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方との対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、①入札予定価格を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な価格での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、②交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあったりするものがあり、このような情報を不開示とするものである。

4 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」

(ハ)

県等が行う調査研究（ある事柄を調べ、審理を探究すること）の成果については、社会、県民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員がその発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより、成果を広く県民等に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するものなど、能率的な遂行を阻害するおそれがあるもの

があり、このような情報を不開示とするものである。

5 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(ニ)

県等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

6 「県等が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(ホ)

県等が経営する企業（地方公営企業法〔昭和27年法律第292号〕第2条の適用を受ける企業）に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第2号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、「正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その開示の範囲は第2号の法人等とは当然異なり、県等が経営する企業に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

（注）国が経営する企業（かつての五現業）については、国有林野事業を除き独立行政法人（独立行政法人国立印刷局、独立行政法人造幣局）及び特殊会社（日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険、日本郵便株式会社、日本アルコール産業株式会社）への移管後残っていた国有林野事業についても、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成24年6月27日法律第42号）により平成25年4月1日から企業的運営（国有林野事業特別会計）が廃止されて一般会計の事業となったことにより、国が経営する企業は皆無となった。同時に、同法附則第42条（行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部改正）により、情報公開法第5条第6号ホ（本条例第10条第5号ホに相当する規定）中「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」が「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業」に改められた。

【参考】

埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（第3編参照）

— 第3 不開示情報該当性に関する判断基準

— 5 事務又は事業に関する情報（条例第10条第5号）についての判断基準

第10条第6号（任意提供情報）

第十条

六 実施機関の要請を受けて、個人又は法人等から、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【趣旨】

本号は、任意提供情報（個人又は法人等から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報）の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

本号は、個人（事業を営む個人を含む。第2号参照）又は法人等（法人その他の団体で、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第2号）から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものとして認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。

なお、県等の情報収集能力の保護は、別途、第5号等の不開示情報の規定によって判断されることとなる。

1 「実施機関の要請を受けて、個人又は法人等から、公にしないとの条件で任意に提供された情報」

実施機関の要請を受けずに、個人又は法人等から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに個人又は法人等から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、個人又は法人等から非公開の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得ると解される。

「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提供を求めた場合は含まれる。

「公にしない」とは、本条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の行政目的以外には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、実施機関の側から公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、個人又は法人等の側から実施機関の要請があったので情報は提供するが公にしないでほしいと申し入れる場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。

また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

2 「個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「個人又は法人等における通例として」とは、当該個人又は法人等の個別具体的な事情ではなく、当該個人又は法人等が属する社会、業界、業種等における通常の見解を意味し、当該個人又は法人等において公にしていなくてもよいことだけでは足りない。

公にしないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する趣旨である。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号には当たらない。

3 「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」

本号のただし書は、第1号口及び第2号ただし書と同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される個人又は法人等の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、個人又は法人等の社会活動、事業活動等と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実に人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

【参考】

情報公開法では、本号に相当する規定は、本条例第10条第2号に相当する規定（情報公開法第5条第2号）中に口として置かれており、情報提供者が個人の場合、事業を営む個人に限定されている。本号では、情報提供者が個人の場合、事業を営む個人に限定されていない点が情報公開法と異なる。

【参考】

埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（第3編参照）

一 第3 不開示情報該当性に関する判断基準

一 6 任意提供情報（条例第10条第6号）についての判断基準

第10条第7号（法令秘等情報）

第十条

七 法令若しくは他の条例の規定により、又は各大臣その他国の機関からの指示（地方自治法第二百四十五条第一号への指示その他これに類する行為をいう。）により、公にすることができないとされている情報

【趣旨】

本号は、法令秘等情報（法令若しくは他の条例の規定により公にすることができない情報又は国の機関からの指示により公にすることができない情報）を不開示情報とすることにつき定めるものである。

【解説】

本号は、旧条例第6条（公開しないことができる行政情報等）第2項で「実施機関は、次の各号の一に該当する行政情報は、公開しないものとする。」と、同項第1号で「法律又は条例の規定により明らかに公開することができないとされている情報」と、同項第2号で「主務大臣等から、法律の規定に基づき、公開しないように指示があつた情報」と規定していたことから、これを継承したものである。

1 「法令若しくは他の条例の規定により」（前段）

「法令」には、法律、政令、省令その他国が定めた命令が含まれる。

ここで「公にすることができないとされている情報」とは、公にすることができないことが法律又は条例に明文をもって規定されているか、少なくともその旨が法律又は条例の当然解釈として是認できるものをいう（浦和地裁昭和59年6月11日判決参照）。

【参考】 具体例 統計調査の調査票情報（統計法第40条）など

【参考】 浦和地裁昭和59年6月11日判決（裁判所ウェブサイト掲載）

（本件は、旧条例に基づき、埼玉県都市計画地方審議会（以下「県審議会」という。）の会議録のうち都市計画に関する事務局説明部分（以下「本件会議録」という。）の公開を求める住民の請求に対し、県総務部公文書センター所長が本件会議録につき、県審議会の会議が埼玉県都市計画地方審議会条例（以下「審議会条例」という。）及び埼玉県都市計画地方審議会運営規則（以下「運営規則」という。）により非公開とされているから本件会議録の記載は旧例6条2項1号に該当し非公開とすべきものであるとして公開しない旨の決定をしたため、原告（開示請求者）が本件会議録は旧条例6条2項1号に該当しないなどと主張して同決定の取消しを求める事案である。）

審議会条例9条による委任を受けて、運営規則5条は、県審議会の議事につき会議録を作成すべき旨を規定している。…審議会条例は、県審議会の組織及び会議の方法につ

いての大綱を定めたうえ、その9条で、県審議会及び常務委員会の運営に関する細目の決定を同会長に委任し、これに基づいて同会長が定めた運営規則5条1項は、同会の議事につき会議録を作成すべきものとし、その6条で同会の会議は公開しないものとする旨規定する。

一般に会議体の議事を非公開とすることの主眼は、これが公開されると、会議体の出席者が往々にして傍聴人や報道関係者から心理的圧迫を受けて自由な意見交換ができなくなり、又は傍聴人等に迎合するような質疑発言をなすおそれがあるため、このような事態を回避し出席者が議事に専心できるようにして審理の充実を図ること、換言すれば、会議体の審理の実質化を図ることにあると解されるのであって、会議の非公開とその会議の経過や結果を記録した会議録を事後的に開示することとは事柄の性質上両立しえないではないと考えられるから、被告（実施機関）の主張は肯認することができない。

のみならず、旧条例の解釈上も、被告（実施機関）の主張は採ることができない。すなわち、旧条例制定の動機及び経過並びに条文内容に照らしてみると、同条例は、「公文書」の形式で存在する行政情報は原則として全部公開するという理念を基本とするものであることが明らかであり、旧条例6条2項1号は「法律又は条例の規定により明らかに公開することができないとされている情報」は実施機関においてこれを公開しないものとする旨規定しているが、当該条文も旧条例の基本理念に即して厳格に解釈されなければならない、したがって、県審議会の会議録の公開性が排除されているというためには、その旨が法律又は条例に明文をもつて規定されているか、少なくともその旨が法律又は条例の当然解釈として肯認できる場合でなければならないというべきであって、審議会条例の委任を受けた運営規則に県審議会の会議を非公開とする旨の規定があることの一事をもつて、同会の会議録の記載が情報公開条例6条2項1号の行政情報に該当するとは到底いえない。（以上、引用終）

2 「各大臣その他国の機関からの指示（地方自治法第二百四十五条第一号への指示その他これに類する行為をいう。）により」（後段）

ここでいう「指示」とは、法定受託事務に係る地方自治法第245条第1号への指示、法定受託事務又は自治事務に係る情報に対する国からの関与であって当該指示が法律又はこれに基づく政令に根拠を有するもの（地方自治法第245条の2）を指す。

【参考】地方自治法（抄）

第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

第一節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県との関与等

第一款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県との関与等

（関与の意義）

第二百四十五条 本章において「普通地方公共団体に対する国又は都道府県との関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に関し、国の行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府、宮内

庁、同法第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。以下本章において同じ。）又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為（普通地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名あて人となるものに限る、国又は都道府県の普通地方公共団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）をいう。

一 普通地方公共団体に対する次に掲げる行為

イ 助言又は勧告

ロ 資料の提出の要求

ハ 是正の要求（普通地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反しているとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているときに当該普通地方公共団体に対して行われる当該違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことの求めであって、当該求めを受けた普通地方公共団体がその違反の是正又は改善のため必要な措置を講じなければならないものをいう。）

ニ 同意

ホ 許可、認可又は承認

ヘ 指示

ト 代執行（普通地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反しているとき又は当該普通地方公共団体がその事務の処理を怠っているときに、その是正のための措置を当該普通地方公共団体に代わって行うことをいう。）

二 普通地方公共団体との協議

三 前二号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別的に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名あて人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）

（関与の法定主義）

第二百四十五条の二 普通地方公共団体は、その事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。

（以上、引用終）

【参考】

埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（第3編参照）

一 第3 不開示情報該当性に関する判断基準

一 7 法令秘等情報（条例第10条第7号）についての判断基準

第11条（部分開示）

（部分開示）

第十一条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該公文書から不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分以外の部分を開示しなければならない。

2 開示請求に係る公文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条第1項は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合における実施機関の部分開示の義務の内容及び要件を明らかにするものである。

第2項は、開示請求に係る公文書に個人識別情報（不開示情報）が記録されている場合に、個人識別性のある部分を除くことによる部分開示について定めるものである。

【解説】

1 不開示情報が記録されている場合の部分開示（第1項）

(1) 「開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合」

一件の公文書に複数の情報が記録されている場合に、個々の情報ごとに、第10条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合を意味する。

開示請求は、公文書単位に行われるものであるため、第10条では公文書に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないことになる。

(2) 「容易に、…区分して除くことができるとき」

ア 当該公文書のどの部分に不開示情報が記録されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を当該部分の内容が分からないように黒塗り、被覆等を行い、公文書から物理的に除去することを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。

また、録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別することができる場合も同様である。

イ 文書の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易でないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合や、不開示部分と開示部分の区分自体は容易であっても両者を分離して不開示部分を除くことに技術的な問題があり過度の費用や時間を要する場合は、「容易に区分して除くこと」ができない場合に該当する。

(3) 「開示請求の趣旨が損なわれない程度に区分して除くことができるとき」

「開示請求の趣旨が損なわれない程度に」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても無意味なものとならない場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等は「開示請求の趣旨が損なわれない程度に区分して除くことができるとき」に該当しない。

この判断に当たっては、同時に開示される他の情報があれば、これも併せて開示請求の趣旨が損なわれるか否かが判断されるべきである。

(4) 「当該部分以外の部分を開示しなければならない。」

ア 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。

イ 本項は、義務的に開示すべき範囲を定めているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の本条例の目的に沿った合目的的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示条例の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要

な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、実施機関の不開示義務に反するものではない。

2 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（第2項）

(1) 「開示請求に係る公文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合」

ア 第1項の規定は、公文書に記録されている情報のうち、不開示情報でない情報の記載部分の開示義務を規定しているが、ひとまとまりの不開示情報のうちの一部を削除した残りの部分を開示することの根拠条項とはならない。

個人識別情報（前条第一号の情報〔特定の個人を識別することができるものに限る。〕）は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。他の不開示情報の類型は各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲（注）で不開示情報の大きさをとらえることができるのとは、その範囲のとらえ方を異にするものである。

このため、第1項の規定だけでは個人識別情報は全体として不開示となることから、第2項の規定は、個人識別情報についての特例規定として設けており、個人識別情報のうち、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、当該残りの部分を部分開示することの根拠条項となるものである。

（注）第10条第1号以外の不開示情報の規定（第2号～第5号）の「おそれ」

第10条第2号「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」

第10条第3号「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」

第10条第4号「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ」

第10条第5号「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

イ 「特定の個人を識別することができるもの（注 第10条第1号本文の前半部分）に限る。」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、公にす

ることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（第10条第1号本文の後半部分）については、もともと特定の個人を識別することができない情報であるから、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないので、他の不開示情報の類型（第10条第2号～第7号）と同様に、第2項によらずに第1項の規定により、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示することとなるためである。

(2) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人に関する情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不適當であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、第1項の部分開示の規定を適用することとしている。

(3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

第1項の規定により部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分（例えば、個人の行動記録）は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第10条第1号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、第1項の規定が適用されないので、当該個人に関する情報は全体として不開示とすることになる。

なお、個人を識別することができる要素（例えば、氏名）は、第10条第1号イ～ハのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とならない。

【参考】

埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（第3編参照）

— 第4 部分開示に関する判断基準

第12条（公益上の理由による裁量的開示）

（公益上の理由による裁量的開示）

第十二条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第十条第一号の二及び第七号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されていても、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる場合について規定するものである。

【解説】

1 「第十条第一号の二及び第七号に該当する情報を除く。」

「第十条第一号の二」に該当する情報は、行政機関等匿名加工情報及び行政機関等匿名加工情報を作成する際に保有個人情報から削除した個人を識別することのできる記述等及び個人識別符号で不開示とされている情報であり、公益上の裁量的開示を行うと、個人情報の保護に関する法律に定められた行政機関等匿名加工情報制度の趣旨が失われるため対象から除かれている。

また、「第十条第七号に該当する情報」は、法令・他の条例の規定又は各大臣その他国の機関からの指示による不開示情報である。

このような不開示情報については、本条による開示の余地がないことから、本条の対象となる情報から除くことを確認的に規定している。

2 「公益上特に必要があると認めるとき」

第10条各号の不開示情報（第1号の2及び第7号の不開示情報を除く。）の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

第10条各号の不開示情報該当性の判断に当たっては、個人に関する情報（同条第1号）、法人等に関する情報（同条第2号）及び任意提供情報（同条第6号）のように、個人を識別できる情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報及び公にしないと条件で任意に提供された情報であるとしても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」場合には、開示をしなければならない（個人に関する情報については同条第1号ロ、法人等に関する情報については同条第2号ただし書、任意提供情報については同条第6号ただし書）。このほか、審議検討等情報（同条4号）においては要件が「不当に損なわれるおそれ」とされ、例えば、「率直な意見の交換」が損なわれるおそれがあるとしても、「不当に損なわれる」ものでなければ開示することとなる。また、事務・事業情報（第10条第5号）においても、その「遂行に支障を及ぼすおそれ」があっても「適正な遂行」でなければ開示することとなる。

以上のように、第10条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条では、第10条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。

3 「当該公文書を開示することができる。」

本条の適用に関しては、公益上特に必要を認めたにもかかわらず公文書を開示しないことは想定できないが、その規定振り（「公益上特に必要があると認めるとき」）からも、処分の性質（不開示情報を開示すること）からも明らかなどおり、公益上の必要性の認定についての実施機関の要件裁量（注）を認める規定である。

なお、この趣旨を明確にするため、見出しは「公益上の理由による裁量的開示」としている。

（注）要件裁量……法定要件の解釈・あてはめ（要件該当性・要件適合性の認定）の段階に行政庁の裁量（政策的判断）が認められること。

「〇〇ならば、△△できる」との規定において、「〇〇ならば」が要件、「△△できる」が効果で、一定の要件が満たされると一定の効果が発生するという関係にある。要件に不確定・抽象的概念が用いられている場合には、要件裁量が認められることが多い。

【参考】

埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（第3編参照）

— 第5 公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準

第13条（公文書の存否に関する情報）

（公文書の存否に関する情報）

第十三条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

【解説】

実施機関は、開示請求に係る公文書が存在していれば開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる（第14条参照）。したがって、公文書の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として公文書の存在が前提となっている。

しかし、開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、第10条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できること（存否応答拒否）とするものである。

アメリカ連邦政府の情報自由法（情報公開法）（The Freedom of Information Act : FOIA）の実務において、グローマー拒否（Glomar denials）と呼ばれているものである。

【参考】 グローマー拒否（Glomar denials）

アメリカの判例で形成され、そのリーディングケースに係る船名（Glomar Explorer）に由来する。アメリカ合衆国中央情報局（CIA）が、1968年沈没した旧ソ連の潜水艦を引き揚げるために建造された探査船グローマー・エクスプローラー（Glomar Explorer）を使って1974年この潜水艦を引き揚げるという極秘作戦を実施。当該船舶に関する記録等の情報公開を請求されたCIAは、当該記録の存否自体が秘密指定された事実であるとして記録の存否自体を回答しなかった。これを不服として訴えが提起され、1981年にアメリカ連邦最高裁判所は拒否を妥当とする判決。（「アメリカの情報公開」宇賀克也、良書普及会）

1 「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば不開示情報を開示することとなる場合をいう。

開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該公文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記

録された文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので不開示であると回答するだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。

このような特定の者又は事項を名指しした探索的請求は、第10条各号の不開示情報の類型全てについて生じ得ると考えられる。

具体的には、次のような例が挙げられる。

- ① 特定の個人の病歴に関する情報（第1号）
- ② 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第2号）
- ③ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第3号）
- ④ 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第4号）
- ⑤ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第5号）

2 「当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」

この場合、第14条第2項により不開示決定をすることとなる。

公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（不開示決定）も、申請に対する処分であることから、行政手続条例第8条（理由の提示）に基づき、処分の理由を提示する必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、開示請求のあった公文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否すること（存否応答拒否）が必要である。例えば、公文書が存在しない場合に不存在と答えて、公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該公文書の存在を類推させることになるからである。

【参考】埼玉県行政手続条例（抄）

第二章 申請に対する処分

（理由の提示）

第八条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

（以上、引用終）

【参考】

埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（第3編参照）

一 第6 公文書の存否に関する情報に関する判断基準

第14条（開示請求に対する決定等）

（開示請求に対する決定等）

第十四条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前二項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない旨の通知をする場合において、一年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を当該通知に付記するものとする。

【趣旨】

本条は、実施機関は、開示請求に対して、開示又は不開示の決定（開示決定等）をしなければならないことを定めるものである。

【解説】

1 開示決定（第1項）

(1) 「開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし」

開示請求に係る公文書を全て開示する旨の決定（全部開示決定）と、開示請求に係る公文書のうち一部について開示し、その他の部分については開示しない旨の決定（部分開示決定）を含む。

「その旨の決定」の内容としては、全部開示か部分開示かの別（部分開示の場合には、開示する部分と開示しない部分との区別）が明らかにされている必要がある。

決定は、一件の開示請求につき複数行う場合もあり得る。例えば、開示請求に係る公文書が大量である場合や、開示請求に係る複数の公文書のうち一部については開示・不開示の審査に時間を要する場合には、先に審査の終了した公文書についてのみ先行して開示決定等を行うことも可能である。

(2) 「その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。」

ア 開示決定を受けた者が開示の実施を受けるために必要となる事項を通知するものであり、実施機関が定める事項は次のとおりである（知事開示規則第1条）。

① 求めることができる開示の実施の方法

- ② 上記①の開示の実施の方法のうち実施する開示の実施の方法
- ③ 県の事務所において開示を実施する場合には開示を実施する日時及び場所
- ④ 写し、電磁的記録を印刷物として出力したもの又は電磁的記録媒体に複写したものの送付の方法による開示を実施する場合には、その準備に要する期間及び写しの交付に要する費用を納付すべき旨

なお、部分開示の決定の場合には、開示しない部分については、不開示決定の場合と同様、理由の提示及び審査請求等の教示が必要となる。また、全部開示の決定においても、開示請求に係る公文書の特定等を争う審査請求等が妨げられないので、部分開示の決定の場合と同様、審査請求等の教示をすることとしている。

イ 電子申請・届出サービスで開示請求があった場合に限り、当該サービスを使用し通知することが可能である。

（本項の開示決定の通知書面の様式）

知事開示規則第10条第1項第2号・様式第2号（公文書開示決定通知書）、同項第3号・様式第3号（公文書部分開示決定通知書）

2 不開示決定（第2項）

(1) 「開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）」

開示請求に係る公文書について、その全てを開示しない場合（開示請求に係る複数の公文書のうち一部についてのみ決定を行う場合であって、当該決定に係る公文書の全てを開示しないときを含む。）であるが、具体的には、以下のケースが該当する。

- ① 開示請求に係る公文書の全部に不開示情報が記録されているため、全て不開示とするとき（不開示情報が記録されている部分をそれ以外の部分と容易に区分して除くことができないときを含む。）。
- ② 第13条の規定により開示請求を拒否（存否応答拒否）するとき。
- ③ 開示請求に係る公文書を当該実施機関が保有していないとき又は開示請求の対象が第2条第2項に規定する公文書に該当しないとき。
- ④ 開示請求の対象が、法令又は本条例の適用除外規定（第39条）により、本条例による開示請求の対象外のものであるとき。

⑤ 公文書の特定が不十分である場合等、開示請求に形式上の不備があるとき。

⑥ 権利濫用に関する一般法理が適用されるとき。

開示請求権も権利である以上、権利濫用が許容されないことは法の一般原則として当然であり、本条例第9条（適正な請求及び使用）はこのことを確認的に規定しているが、開示請求が権利濫用に当たる場合は開示しない旨の決定を行うことになる。

どのような場合に権利濫用に当たるかは、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障及び県民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断することになる。

実施機関の事務を専ら混乱、停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求は、権利の濫用として開示請求を拒否できるものと考えられる。

なお、開示請求に係る公文書が著しく大量であることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあっても、前述のように実施機関の事務を混乱、停滞させることを目的とする等の場合を除き、単に事務処理上対応が困難という場合は、処理期限の特例（本条例第15条第3項）により対処するものであって、権利の濫用に該当しない。

(2) 「その旨を書面により通知しなければならない。」

ア 開示しない旨の決定（不開示決定）をした旨を書面で開示請求をした者に通知しなければならないことを規定したものであるが、不開示決定の内容としては、不開示決定に係る公文書の表示、不開示決定をした者の名称、不開示決定の日付等が含まれる。

この通知を行う際には、行政手続条例第8条に基づく理由の提示及び行政不服審査法第82条に基づく教示（審査請求をすることができる旨、審査請求をすべき行政庁、審査請求をすることができる期間）等を書面により行うことが必要である。通常は、これらの事項を不開示決定の通知書に併記する。

このうち、理由の提示については、単に条例上の根拠を示すだけでは足りず、申請者（開示請求者）が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると解されており、不開示情報の内容が明らかにならない限度において、どのような類型の情報が記録されているかを示すべきである。

また、開示請求に係る公文書に複数の不開示情報が記録されている場合や、一つの情報が複数の不開示情報に該当する場合には、そのそれぞれについて、理由の提示が必要である。

なお、不開示情報が多くかつ散在しており、それぞれについて個別に理由を提示することが困難な場合には、理由の提示の趣旨が損なわれない範囲で、同種・類似の事項をまとめて理由を記載することはあり得る。

理由の記載が不十分な場合は、訴訟において、理由提示（付記）が不備であること自体を理由として処分が違法とされる場合がある。

（本項の不開示決定の通知書面の様式）

知事開示規則第10条第1項第4号・様式第4号（公文書不開示決定通知書）

【参考】最高裁平成4年12月10日判決（裁判所ウェブサイト掲載）

（本件は、被上告人〔開示請求者〕が上告人〔実施機関〕に対して、東京都公文書の開示等に関する条例（以下「本条例」という。）に基づき、「個人情報実態調査に関して警視庁から入手、取得した一切の文書」の開示を請求したところ、上告人が、右開示請求の対象となっている文書は警視庁から提出された「個人情報保護対策の検討について」と題する文書（以下「本件文書」という。）であるとした上、被上告人に対し、「東京都公文書の開示等に関する条例第9条第8号に該当」との理由を付した平成元年9月5日付けの書面により本件文書を開示しない旨を通知したこと〔なお、本件条例7条4項は、実施機関が開示の請求に係る公文書を開示しない旨の決定をする場合には、その通知書に非開示の理由を付記しなければならない旨を規定していた。〕について、当該決定は本件条例7条4項の定める理由付記の要件を欠くため違法であるとされたものである。）

一般に、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである（最高裁昭和36年（オ）第84号同38年5月31日第二小法廷判決・民集17巻4号617頁参照）。本条例が右のように公文書の非開示決定通知書にその理由を付記すべきものとしているのは、同条例に基づく公文書の開示請求制度が、都民と都政との信頼関係を強化し、地方自治の本旨に即した都政を推進することを目的とするものであって、実施機関においては、公文書の開示を請求する都民の権利を十分に尊重すべきものとされていること（本条例1条、3条参照）にかんがみ、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものというべきである。

このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない。

この見地に立って本条例9条8号をみるに、同号は、開示の請求に係る公文書に、「監査、検査、取締り、徴税等の計画及び実施要領、渉外、争訟、交渉の方針、契約の予定価格、試験の問題及び採点基準、職員の身分取扱い、学術研究計画及び未発表の学術研究成果、用地買収計画その他実施機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれるおそれがあるもの、特定のものに不当な

利益若しくは不利益が生ずるおそれがあるもの、大学の教育若しくは研究の自由が損なわれるおそれがあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるもの、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの又は都の行政の公正若しくは円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの」に該当する情報が記録されているときは、当該請求に係る公文書の開示をしないことができるとするものである。公文書の開示の請求は、開示を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項を記載した請求書を提出してしなければならないとされている（本条例6条3号）ので、当該公文書の非開示理由として本条例9条8号に該当する旨の記載のみによって、開示請求者において、当該公文書の種類、性質あるいは開示請求書の記載に照らし、非開示理由が同号所定のどの事由に該当するのかをその根拠とともに了知し得る場合があり得るとしても、同号に該当する旨の記載だけでは、開示請求者において、非開示理由がいかなる根拠により同号所定のどの事由に該当するのを知り得ないのが通例であると考えられる。

これを本件についてみるに、被上告人によって前示のとおり特定された本件文書の種類、性質等を考慮しても、本件付記理由によっては、いかなる根拠により同号所定の非開示事由のどれに該当するとして本件非開示決定がされたのかを、被上告人において知ることができないものといわざるを得ない。そうであるとすれば、単に「東京都公文書の開示等に関する条例第9条第8号に該当」と付記されたにすぎない本件非開示決定の通知書は、本条例7条4項の定める理由付記の要件を欠くものというほかはない。

公文書の非開示決定通知書に理由付記を命じた規定の趣旨が前示のとおりであることからすれば、これに記載することを要する非開示理由の程度は、相手方の知、不知にかかわらずいかなるものというべきである（最高裁昭和45年（行ツ）第36号同49年4月25日第一小法廷判決・民集28巻3号405頁参照）し、また、本件において、後日、実施機関の補助職員によって、被上告人に対し口頭で非開示理由の説明がされたとしても、それによって、付記理由不備の瑕疵が治癒されたものということとはできない。

（以上、引用終）

イ 電子申請・届出サービスで開示請求があった場合は、上記1（2）イと同様である。

3 「一年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を当該通知に付記するものとする。」（第3項）

「一年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるとき」とは、その決定において不開示とした情報について1年以内に不開示情報該当性がなくなることが明らかな場合をいう。

開示決定等は当該決定を行う時点における判断結果であり、時の経過により不開示情報該当性が変化する可能性があることから、いつまでも当時の判断が適切であるとはいえず、一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点において

も当然に不開示情報に該当するわけではない。

そのため、本項は、不開示情報該当性が変化する事案でその見通しが合理的に可能と想定される期間の範囲として、当該決定を行う時点から1年以内との要件で、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないこととする旨の決定通知にその見通しを付記すべきことを規定している。

なお、不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。いったん過去に不開示とした情報であっても、その後、同一又は同種・類似の情報について開示請求があった場合には、このような事情の変更いかんを十分に考慮して、改めて開示・不開示の判断を行うべきである。

【参考】

埼玉県情報公開条例に基づく処分に係る審査基準（第3編参照）

一 第1 開示決定等の審査基準

第15条（開示決定等の期限）

（開示決定等の期限）

第十五条 前条第一項又は第二項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して十五日以内にしなければならない。ただし、第八条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を四十五日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前二項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この項を適用する旨及びその理由
- 二 残りの公文書について開示決定等をする期限

【趣旨】

本条は、開示又は不開示の決定（開示決定等）を行うべき原則的期限（開示請求があった日から起算して15日以内）、延長可能な期間（開示請求があった日から起算して最大60日）及び著しく大量な公文書の開示請求があった場合についての開示決定等の期限の特例を定めるものである。

【解説】

1 開示決定等を行うべき原則的期限（第1項）

(1) 「開示請求があった日から起算して十五日以内にしなければならない。」（本文）

ア 「開示請求があった日」とは、開示請求の宛先である実施機関の開示請求の受付窓口に、開示請求書が到達した日を指す。

例えば、知事部局においては、開示請求に係る公文書を管理する本庁の課及び地域機関又は文書課（県政情報センター）に開示請求書が到達した日を指す。

イ 「開示請求があった日から起算して」とは、開示請求があった日を初日として算入するという意味である。期間計算については、民法第142条により、期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他の休日（埼玉県の休日

を定める条例所定の県の休日）に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することになる。期間中に県の休日がある場合でも、期間計算の方法に変更はない。

【参考】 埼玉県の手休日を定める条例

（県の休日）

第一条 次に掲げる日は、県の休日とし、県の機関の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、県の休日に県の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

（期限の特例）

第二条 県の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが県の休日に当たるときは、県の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

（以上、引用終）

ウ 本項は、開示決定等の期限を定める規定であり、開示請求者に対する通知の到着日が15日以内であることまでを求めているものではないが、実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに第14条第1項又は第2項に規定する通知を行う必要がある。

(2) 「第八条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。」（ただし書）

ア 「補正に要した日数」とは、実施機関が第8条第2項の規定により補正を求めてから、開示請求者が補正をした開示請求書を実施機関に提出するまでの期間を指す。この期間は、期間経過につき実施機関の側に責があるとはいえ、開示決定等の期間計算に含めることは適当でない。

なお、この規定がなくても期間計算は同様に解されるところであるが、明確化を図ったものである。

イ 開示請求に係る公文書が特定されているか否かについて実施機関と開示請求者の間に認識の相違がある場合など、実施機関が補正を求め続けることにより、いつまでも開示決定等の期限が到来しない事態が生じるおそれがある。

しかし、開示請求者が補正の求めに応じない旨を明らかにしたときは、補正がされないことが明確になったのであるから、その時点以降はもはや「補正に要する日

数」には当たらない。したがって、補正を求めた日から補正の求めに応じない旨が明らかにされた日までの日数を除いて、期間計算をすることになり、いつまでも期限が到来しないという事態は生じない。

(3) 相当の期間を定めて補正を求めると開示決定等の期限との関係

第8条第2項において「相当の期間を定めて」補正を求めるとしている趣旨は、当該「相当の期間」内は、不適法な開示請求であることを理由とする不開示決定を行えないこととするものであり、開示請求者による補正の機会を保障するための規定である。したがって、相当の期間を定めて補正を求めると、開示決定等の期限とは直接関係しない。

補正がされないまま「相当の期間」が過ぎた場合には、実施機関は不開示決定を行うことができるようになるが、開示請求者が補正を行うために更に時間を必要とする場合などまで、不開示決定を行わなければならないわけではない。

補正を求めている間は、開示決定等を行うべき期間が進行しないので、実施機関が本条違反に問われることはない。

2 延長可能な期間（期限の延長）（第2項）

(1) 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」

「事務処理上の困難」とは、当該開示請求に対し第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことが実施機関の側の事情により困難であることを意味し、①開示請求に係る公文書の量の多少、②開示請求に係る公文書の開示・不開示の審査の難易、③当該期間における他に処理すべき開示請求事案の量のほか、実施機関の他の事務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断されるものである。

「その他正当な理由」とは、実施機関が開示決定等をするよう努力をしても、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないことについて合理的な理由があるときをいう。例えば、①第17条に規定する第三者に対する意見書提出の機会を付与するに当たり、公文書に記録されている情報の量が大量であるため第三者に十分な時間を与えることが必要と認められたり、第三者が多数存在するため手続に時間を要したりする場合、②天災等の発生など予測し難い突発的な事務の増大があった場合、③期間中に年末年始等の県の休日連続して存在する場合などが挙げられる。

(2) 「同項に規定する期間を四十五日以内に限り延長することができる。」

「同項に規定する期間」とは、開示請求があった日から起算して開示決定等を行うべき日までの期間を指すものであり、本項が適用される場合には、最大で、開示請求があった日から起算して60日（15日＋45日）以内に処理すればよいことになる。

(3) 「速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。」

ア 申請者（開示請求者）の求めに応じ、申請（開示請求）に対する処分（開示決定等）の時期の見通しを示すよう努めることは、行政手続条例第9条に定められているところであるが、本条例では、期限を延長する場合には、必ず通知しなければならないこととしている。

「速やかに」とは、できるだけ速くという趣旨であるが、原則的な期限である開示請求があった日から起算して15日以内に通知する必要がある。

「延長後の期間」とは開示決定等が行われる時期の見込みを指すものであり、また、「延長の理由」とは期限を延長することが必要となった事情を記載することを想定している。

イ 電子申請・届出サービスで開示請求があった場合は、第14条第1項及び第2項と同様に、本項の通知も当該サービスを使用し通知することが可能である。

（（本項の通知書面の様式））

知事開示規則第10条第1項第5号・様式第5号（公文書開示決定等期間延長通知書）

3 開示決定等の期限の特例（期限の特例延長）（第3項）

各実施機関は、それぞれ遂行すべき任務を負っており、本項の規定を設けることにより、開示請求の処理と他の行政事務との適切な調和を図っている。

本項を適用する場合の事務の流れは、次のとおりである。

- ① 開示請求があった日から起算して15日以内に、本項を適用する旨等を通知する。
- ② 開示請求があった日から起算して60日以内に、相当の部分について開示決定等を行う。
- ③ 相当の期間（①の通知において、その期限を示す。）内に、残りの部分について開示決定等を行う。

(1) 「開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」

開示請求に対し、第2項の規定を適用し処理期限を60日まで延長したとしても、開示請求に係る公文書の全てについて開示決定等を行うことが著しく困難である場合を意味する。

「開示請求に係る公文書が著しく大量」かどうかは、一件の開示請求に係る物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、実施機関の事務体制、他

の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で個別の事案に応じて判断される。

「開示請求があった日から起算して60日以内」は、明文の規定は設けていないが、形式上の不備がある開示請求については、補正に要した日数を除いた期間である。

「事務の遂行に著しい支障」とは、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の事務に容認できない遅滞を来すことを意味する。

(2) 「開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし」

「相当の部分」とは、当該実施機関の個別の事情に応じて判断されるものであるが、開示請求を受けた実施機関が通常60日以内に開示決定等ができる分量を意味する。著しく大量な公文書の開示請求であっても、他の開示請求者との平等を図る観点から、60日以内に処理できる量については（第2項参照）、当該期間内に開示決定等を行うべきである。

(3) 「残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。」

当該開示請求の全てを処理できない事情に鑑み、当該残りの公文書についての処理は、「相当の部分」内に行う必要がある。実施機関は、ある程度のまとまりの公文書ごとに、早く審査の終了したのものから順に開示決定等を行うことが望ましい。

なお、「相当の期間」とは、当該実施機関の個別の事情に応じて判断されるものであるが、当該残りの公文書について実施機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう。

(4) 「第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。」

ア 本項が適用されるケースは例外的な場合であり、比較的早期に本項の適用の必要性の見当がつくと考えられるので、第1項に規定する原則的な処理期間内に、必要な通知を行わなければならないこととしている。

イ 「第一項に規定する期間内」とは、開示請求があった日から起算して15日間（補正に要した期間を除く。）を指す。

ウ 本項第1号の「その理由」とは、本項を適用することが必要となった事情を一般の人が理解し得る程度に示すことを意味する。

エ 本項第2号の「残りの公文書について開示決定等をする期限」とは、最終的に当該開示請求に係る全ての公文書についての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を意味する。

本項の性質上、当該期限が比較的長期になる場合もあり得るため、予測し得ない

事務の繁忙等その後の事情の変化により、当該期限を厳守できない場合が想定できないわけではない。しかし、特例規定を適用する場合には、開示請求者に処理の時期の見通しを通知することが適切である。

仮に通知した期限までに開示決定等がなされなかった場合には、開示請求者は、不作為についての審査請求や不作為の違法確認訴訟により争う余地があるが、不作為に当たるかどうかは、個別の事案に応じた判断が必要であり、通知した期限を守れなかったことを理由として直ちに違法とする趣旨ではない。

オ なお、この通知書面は、開示請求があった日から起算して15日以内に通知しなければならないものであり、この通知書面において60日以内に開示決定等をする「相当の部分」を示すことは要しない。これは、15日以内に通知しなければならないため、当該時点で60日以内に開示決定等ができる「相当の部分」を的確に判断することが困難であること、この通知後60日以内には当該「相当の部分」部分についての開示決定等が別途通知されることを考慮したものである。

カ 電子申請・届出サービスで開示請求があった場合は、上記2（3）イと同様である。

（本項の通知書面の様式）

知事開示規則第10条第1項第6号・様式第6号（公文書開示決定等期間特例延長通知書）

4 期限についての留意点（開示請求に係る不作為）

開示請求から相当の期間が経過したにもかかわらず実施機関が何らの開示決定等（第14条第1項又は第2項の決定）をもしない場合には、不作為（法令に基づく申請〔開示請求〕に対して何らの処分〔開示決定等〕をもしないこと）があるとして開示請求者から当該不作為についての審査請求（行政不服審査法〔平成26年法律第68号〕第3条）がなされる可能性があることに、常に留意する必要がある。

なお、開示決定等を行う期限（原則的期限15日以内、延長後の期限60日以内）は明文で規定されており（第15条第1項・第2項）、当該期限が経過した後も何らの開示決定等をしないことは、一般的には、違法になるものと考えられる。他方、期限の到来前における不作為についての審査請求は、一般的には、「不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合」に該当し、却下されることになるものと考えられる（行政不服審査法第49条第1項）。

また、期限の特例規定（第15条第3項）を適用する場合には、60日以内に開示決定等がされなかった部分（残りの公文書）について、開示決定等がされるべき相当な期間（残りの公文書について開示決定等をする期限〔第15条第3項第2号〕）が経過した

後に、当該部分に係る不作為について審査請求がなされる可能性があることに留意する必要がある。

5 特定の実施機関に多数の開示請求が集中した場合の取扱い

一件の開示請求に係る公文書の量は「著しく大量」（第3項）ではないが、著しく多数の開示請求が一つの実施機関に集中し、その全てについて60日以内（第2項）に開示決定等をするとなれば事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合について、本条例は、特に規定を設けていない。これは、そのような事態が起こることを想定していないためである。

そこで、仮に、そのような事態が発生した場合には、開示請求権の的確な実現と他の行政事務の的確な遂行の確保との調和を図るという本項の規定の趣旨に照らし、実施機関は、多数の開示請求のうち、可能な範囲については第1項及び第2項に規定する処理期限内に開示決定等をし、残りの開示請求については処理可能となった後、遅滞なく開示決定等をするべきことになる。

この場合、残りの開示請求は、第1項及び第2項の定めるところにより処理されていないことになるが、これら条項は実施機関において可能な限りの措置を講じた上でもなお対応することが困難であり、真にやむを得ないとする正当な理由がある場合における例外的な取扱いを許容しない趣旨ではないと解され、具体的な開示請求の集中の実情、他の行政事務を遂行する必要性等に照らし、60日以内に全ての事案について開示決定等を行おうとすると事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるという特段の事情がある場合には、残りの開示請求に対する応答の不作為は違法とはならないものと解される。

第16条（事案の移送）

（事案の移送）

第十六条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第十四条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

本条は、他の行政機関への開示請求事案の移送について、要件及び手続を定めるものである。

【解説】

開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときなどは、当該他の実施機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資すると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとしている。

1 移送の協議（第1項）

(1) 「他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」

「正当な理由があるとき」とは、本項で例示された「開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき」のほか、開示請求に係る公文書に記録されている情報の重要な部分が他の実施機関の事務・事業に係るものである場合などであって、他の実施機関の判断に委ねた方が適当な場合である。

(2) 「当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。」

「協議の上、…移送する」とは、単に協議をした事実があれば移送できるということではなく、実施機関相互の協議が整った場合に移送できるという趣旨であり、協議が整わない場合には、開示請求を受けた実施機関が開示決定等を行うことになる。

なお、事前に関係実施機関の間で手続等に関する情報交換等を行うことも考えられ

る。

(3) 「事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。」

書面による通知内容としては、移送の年月日、移送先の実施機関の名称及び移送の理由が考えられる。

（本条の通知書面の様式）

知事開示規則第10条第1項第7号・様式第7号（公文書開示請求事案移送通知書）

2 開示決定等（第2項）

(1) 「前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。」

移送の効果として、移送を受けた実施機関が本条例14条第1項又は第2項の開示請求に対する措置（開示決定等）を行うことを明確にするため規定している。

(2) 「移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。」

「移送前にした行為」には、第8条第2項の開示請求書の補正など本条例に基づき移送前にした行為を全て含む。移送前にした行為が移送後も移送を受けた実施機関の行為として有効となるよう規定している。

3 開示の実施（第3項）

(1) 「移送を受けた実施機関が第十四条第一項の決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。」

移送の効果として、移送を受けた実施機関が、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示する決定を行ったときは、自らの責任において、開示の実施を行わなければならないことを明確化するために規定している。

(2) 「移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。」

前段で規定されているとおり、開示の実施は、移送を受けた実施機関の責任において行われるが、その開示の実施が円滑に行われるよう、移送をした実施機関の協力義務を明記している。例えば、①移送前にした行為があれば、その記録を作成しこれを提供する、②開示請求書（原本）及び事案を移送した旨の書面の写しを提供する（移送をした実施機関で開示請求書の写しを作成・保管）、③他の実施機関が開示請求に係る公文書を保有していない場合には、その開示請求に係る公文書の写しを提供し、又は原本を貸与する、④原本を閲覧する方法による開示の実施のための公文書を貸与し、又は場所（当該公文書を保有している実施機関の組織の事務所）を提供するなどの協

力が考えられる。

4 その他

- (1) 移送は専ら実施機関の内部の問題であることから、開示決定等の期限については、第15条第1項の規定により、当初の開示請求のあった時点から進行する。したがって、移送の協議は、開示請求を受けてから速やかに行われるべきものである。
- (2) 開示請求者との関係において、開示決定等を行うべき実施機関が何度も変わることを（再移送）は、適当ではない。移送の協議の際には、移送を行うことが適当と考えられる実施機関が他にもあれば、これらの実施機関も交えて協議を行い、移送先を決定すべきである。
- (3) 事案の移送は、開示請求を受けた実施機関が開示請求に係る公文書を保有しているものの、開示・不開示の判断については他の実施機関が行うことが適当な場合に行われるものである。したがって、開示請求を受けた実施機関が開示請求に係る公文書を保有していない場合には、事案の移送の問題ではない点に留意する必要がある。
- (4) 事案の移送は、実施機関相互間での問題であることから、同じ実施機関内部では、事案の移送の問題とはならず、原則として、開示請求に係る公文書を現に保有している（現に保有していない場合には仮に保有していたとしたら最も説明責任を全うできると考えられる）部局（課所）において開示決定等の起案を行うこととなる点に留意する必要がある。

第17条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十七条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第二十四条第三項第三号及び第二十五条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第十条第一号ロ、同条第二号ただし書又は同条第六号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている公文書を第十二条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第二十四条第一項第二号及び第三項第三号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が開示請求の処理を行うに当たって、第三者の権利利益の適正な保護を図るため、必要な調査の一環として設けられた手続的規定であり、第三者に対する意見書提出の機会の付与、開示に反対の意思を表示した意見書の提出があった場合の措置について定めたものである。

【解説】

第三者に関する情報が記録されている公文書について開示請求があったときは、当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができることとするとともに、公益上の理由により開示しようとするときには、当該機会を与えなければならないとし、また、当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示決定日と開示の実施日との間を開けて、開示の実施前に当該第三者が争訟を

提起する機会を確保し、第三者の権利利益の保護を図るものである。

1 任意的意見聴取（第1項）

(1) 本項の趣旨

本項は、実施機関が開示請求の処理を行うに当たって、第三者の意見を聴くことができる旨を定めるものである。

実施機関が開示・不開示の判断を行うに当たって、よりの確な判断を行うため、関係する第三者の意見を聴くことは有意義である。

しかし、第三者に関する情報が記録されている公文書といっても、例えば、①当該情報が既に公にされているものである場合、②同種のケースについて不開示決定を行う取扱いが確立している場合、③当該第三者が開示に反対しないことが明らかである場合など、第三者に意見書提出の機会を与える必要がないものもあるので、本項では、意見書提出の機会を与えるかどうかは実施機関の判断に委ねられている。

なお、開示・不開示の判断を行うに当たって、実施機関による資料の収集、意見の聴取等は、特別の規定がなくても、任意に、適宜の方法により行うことは可能である（国の機関、他の地方公共団体に対しても同様）が、本項による手続をとった場合には第3項の適用がある。換言すると、本項の規定によらず任意に、第三者に口頭により意見を聴取し、口頭による回答（意見書の提出でなく）を得ることを妨げるものではない。

(2) 「第三者に関する情報が記録されているとき」

意見を聴くことができる第三者の範囲から、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除いているのは、これらについては、広い意味での国家機関であって、私人と同様の手続的保障を図る必要性に乏しいこと、また、これらの意見を聴く必要があるときは、適宜の方法により意見を求めれば足りることによる。

「第三者に関する情報」とは、当該第三者が識別できる情報に限らず、第三者に何らかの関連性を有する情報も含まれる。

(3) 「開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して」

ア 「公文書の表示」とは、公文書を特定するに足りる事項を意味するものであり、通知の相手方に対し、意見書提出の機会の付与に係る公文書がどれであるかを当該第三者が判断できるように伝えることを意味する。

イ 「公文書の表示」以外に通知すべき事項については、実施機関が定めるとしており、当該事項としては次のとおりである（知事開示規則第2条）。

- ① 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

② 開示請求があった日並びに③意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

ウ 第2項と異なり、任意的意見聴取の手続であることから、実施機関が行う第三者に対する通知の方法については、明記していないので、書面によることも口頭によることも可能である。

（本項の通知書面の参考様式）

知事開示規則第10条第1項第8号・様式第8号（公文書開示決定等に係る意見照会書）に準ずる。

(4) 「意見書を提出する機会を与えることができる。」

ア 第三者の意見聴取の方法としては、本項による意見聴取の結果、開示に反対の意見が提出されたときは、第3項の規定による手続をとることが必要となるため、本条（第1項及び第2項とも）に基づく意見聴取手続については、書面（「意見書」）を提出してもらうこととした。

イ 開示・不開示の判断は、あくまでも当該第三者に関する情報が第10条に規定する不開示情報に該当するか否かによって行われるものであり、第三者の意向によって決まるものではない。

意見書にどのような内容を記載するかについては、第三者の判断に委ねられているが、単に開示に賛成か反対かを記載するだけでは意見書を提出してもらう意義に乏しく、できる限り実施機関の開示・不開示の判断に資するような情報の提供が望まれる。

なお、意見書には、意見の内容を裏付ける資料を添付することができる。

ウ 第三者が意見書を提出することができるのは、当該第三者に関する情報の開示・不開示についてであり、開示請求に係る公文書に記録されている他の情報についてまで意見書を提出する権利を有するものではない。

2 必要的意見聴取（第2項）

(1) 本項の趣旨

本項は、公益的開示の場合は、当該公文書に記録されている情報に係る第三者の権利利益を侵害するおそれがあり、適正手続の保障の観点から、当該第三者に意見書提出の機会を与えることを義務付けるものである。

本項が適用されるのは、第三者に関する情報が記録されている場合であって、次の四つの場合のいずれかに該当し、公文書を開示しようとするときである。

① 個人に関する情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、開示するこ

とが必要と認められるもの（第10条第1号ロ）

- ② 法人等情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、開示することが必要と認められるもの（第10条第2号ただし書）
- ③ 任意提供情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、開示することが必要と認められるもの（第10条第6号ただし書）
- ④ 不開示情報が記録されている公文書ではあるが、開示することに特に公益上の必要性があると認められるもの（第12条）

これらは、本来、当該第三者の権利利益だけを見れば、不開示情報として保護されるべきものであるにもかかわらず、他の公益との関係で開示されることとなるものである。このため、これらの場合には、第三者に意見書提出の機会を与えることを実施機関に義務付けることとしている。

(2) 「当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。」

ア 「当該第三者」とは、公益上の理由による開示でなければ不開示となる情報に係る第三者を指し、開示請求に係る公文書の他の情報に係る第三者は含まれない。

イ 「公文書の表示」以外に通知すべき事項については、実施機関が定めるとしており、第1項の規定による通知事項に加え、本条第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由が定められている（知事開示規則第3条）。

ウ 第1項と異なり、必要的意見聴取の手續であるので、実施機関が行う第三者に対する通知は書面によるべきことを明記している。

（本項の通知書面の様式）

知事開示規則第10条第1項第8号・様式第8号（公文書開示決定等に係る意見照会書）

(3) 「ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。」

実施機関が第三者の所在について合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合には、手續が進められなくなるのを避けるため、意見書提出の機会を与えなくてよいこととしている。

例えば、実施機関に届けられている住所や、法人であれば登記簿に記載された所在地に郵送しても不達の場合には、本ただし書が適用される。また、第三者が死亡して

いる場合や解散している場合も、本ただし書の対象となる。

2 反対意見書が提出された場合の手續（第3項）

(1) 本項の趣旨

本項は、意見書提出の機会を与えられた第三者が、開示決定について、行政上又は司法上の救済手續を講ずる機会を確保するものである。

公文書が一度開示されてしまうと、保護されるべき第三者の権利利益の救済は不可能となることから、開示の実施前に、第三者が開示の決定に対する審査請求又は取消訴訟を提起することができるようにする必要がある。このため、開示の決定をしたときは、意見書提出の機会を与えた第三者に対し、必要な事項を通知するとともに、開示の実施までに一定期間を置くこととしている。

なお、行政不服審査法及び行政事件訴訟法上、執行不停止の原則がとられているので、開示決定を争おうとする第三者は、審査請求又は訴訟を提起すると同時に、開示決定処分の執行停止の申立て（行政不服審査法第25条第2項以下、行政事件訴訟法第25条第2項以下）をする必要がある。

(2) 「前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするとき」

ア 「開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」とは、意見書において、当該第三者が開示を望まない旨の趣旨が明らかであれば足りる。

イ 「開示決定をするとき」とは、第14条第1項の決定をするときを意味するので（第16条第3項参照）、公文書の全部開示の決定に限らず、部分開示の決定をするときも含まれるが、当該第三者に関する情報を不開示とする場合は含まれない。

ウ 「意見書を提出した場合」における提出の時点は、第三者が郵送に付した時点ではなく、意見書が当該実施機関に到達した時点の意味する。実施機関が指定した期限後に意見書が提出された場合には、本条に基づく手續の対象外となるが、開示決定の前であれば、当該意見書に記載された情報を考慮に入れることは当然可能である。

(3) 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。」

第三者が審査請求又は訴訟を提起するのに最低限必要な期間として、開示を実施するまでに2週間以上の期間を確保しなければならないこととするものである。

開示請求者の速やかに開示を受ける権利の保障との関係で、期間を明確化することが適当であると考えられることによるが、「2週間」としたのは、事前に当該第三者の意見を聴いているという事情を踏まえ、訴訟手續における控訴期間（民事訴訟法第

285条)を参考にしたものである。

個別の事案に応じ、2週間以上の期間を置くことを妨げるものではないが、開示請求者の速やかに開示を受けられる利益を不当に害することのないよう、第三者の利益との比較衡量が必要である。

(4) 「開示決定後直ちに、…開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。」

ア 反対意見書を提出した第三者が争訟を提起しようとする場合に必要な情報を提供する趣旨である。この通知は、第三者が争訟を提起するために必要な準備作業に要する時間を確保できるよう、開示決定をしたときは直ちに行う必要がある。

イ 「その理由」は、第三者に係る情報が不開示情報に該当しないことと判断した理由(任意的意見聴取の場合)又は公益上の理由による開示が必要と判断した理由(必要的意見聴取の場合)を記載することとなるが、開示することとした部分の全てについての理由を記載する必要はなく、当該第三者に係る情報を開示することとした理由のみを記載すれば足りる。

なお、反対意見書に記載されている項目について、一々理由を加える必要はない。

ウ 「開示を実施する日」とは、開示決定の時点では確定日とならないので、開示を実施することが見込まれる日でもよい。

((本項の通知書面の様式))

知事開示規則第10条第1項第9号・様式第9号(公文書開示決定に係る通知書)

第18条（開示の実施）

（開示の実施）

第十八条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行う。

2 視聴又は閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の写しにより、これを行うことができる。

3 開示決定に基づき公文書の開示を受けるものは、実施機関が定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の実施機関が定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第十四条第一項の規定による通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 開示決定に基づき公文書の開示を受けたものは、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

【趣旨】

本条は、公文書の開示について、その実施の方法を定めるとともに、開示決定があつた後の開示の実施の申出の手続を定めるものである。

【解説】

1 開示の方法（第1項）

(1) 「文書又は図画」の開示の方法

文書又は図画という視覚によって直接その内容を確認できる公文書については、公文書そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する「写しの交付」を開示の方法としている。

開示を受ける者は、そのいずれか又は両方の方法を選択することができる（第2項以下参照）。

写しの交付には以下の方法がある。

① 複写機により用紙に複写したものの交付

② 元の文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電子申請・届出サービスにより交付（当該サービスで開示請求があつた場合に限る）

- ③ 元の文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体（CD等）に複写したものの交付

(2) 「電磁的記録」の開示の方法

ア 電磁的記録の開示方法については、種々の形態が考えられるところであり、特に電子計算機処理に係る情報については再生用機器の普及状況及びセキュリティの確保に係る技術的・専門的な観点からの検討を行う必要があることから、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める」としている。

具体的には、次のとおり定められている（知事開示規則第4条）。

- ① 電磁的記録（ビデオテープ、録音テープ及びこれらに類するものを除く。）を印刷物として出力したものの閲覧、交付
- ② 電磁的記録の電子申請・届出サービスによる交付（当該サービスを使用して開示請求があった場合に限る。）
- ③ 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取、視聴
- ④ 電磁的記録媒体（CD、DVD、ビデオテープ、録音テープ等）に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の閲覧、聴取、視聴、複写したものの交付

なお、「聴取」及び「視聴」とは、ビデオテープや録音テープなど、専用機器を用いずには知覚できない公文書に記録された情報を、専用機器を用いて知覚することをいう。

イ 電磁的記録の視聴又は閲覧は、原則として、印刷物として出力したものに記録された情報を閲覧させることにより行う。専用機器により再生したものの視聴が容易であるときは、これにより行うことができる。

視聴は、電磁的記録媒体の性格に応じて、情報を知覚するために用いる専用機器の通常の用法により行う。

ウ 電磁的記録の写しの交付は、印刷物として出力したものの交付、電子申請・届出サービスによる交付（当該サービスで開示請求があった場合に限る。）又は電磁的記録媒体（CD、DVD、ビデオテープ、録音テープ等）に複写したものの交付により行うことができる。

2 「公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があると

き」の写しの閲覧（第2項）

(1) 文書又は図画の閲覧については、原本の保存に支障を生ずるおそれがあるなど、原本を閲覧に供することが困難な場合があり得るので、その場合には、写しによることとしている。

ア 「正当な理由」としては、①原本の傷みが激しくそのまま開示に供することが当該公文書の保存に支障がある場合、②台帳等のように原本を事務事業に使用する必要があり閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合、③部分的に不開示の箇所があり的確に部分開示（条例第11条）をするためには黒塗りを施す必要がある場合等において、同一性を保持した上で、いったん原本の写しを作成しこれを閲覧に供したり、原本の写しに黒塗りをしたものを閲覧に供し、又はその写しの交付をしたりすることを想定している。

イ 文書又は図画について条例第11条の規定による部分開示をする場合における閲覧又は写しの交付は、原則として、次のいずれかによる。

① 不開示情報の部分と開示する部分とが別葉に記録されている場合は、当該不開示情報の部分に袋を掛けた上で、閲覧させる。

② 不開示情報の部分と開示する部分とが一葉に記録されている場合は、写しを作成し当該写しの不開示情報の部分に黒塗りを施した上で作成した写しを閲覧させ、又はこの写しを交付する。

(2) 電磁的記録について条例第11条の規定による部分開示をする場合においては、原則として、印刷物として出力したものについて上記(1)のイの②の要領で作成した写しを交付する。不開示情報の部分の被覆処理が容易で、かつ、セキュリティの確保に問題がない限りで、電子申請・届出サービスによる交付（当該サービスで開示請求があった場合に限る）又は電磁的記録媒体（CD、DVD、ビデオテープ、録音テープ等）に複写したものの交付が容易であるときは、これにより行うことができる。

(3) 郵送による開示

写しの交付を受ける者は、写しの交付に要する費用として、写しの作成に要する費用及び送付に要する費用を納付することにより、写しの送付（郵送）を受けることができる（第20条参照）。

3 開示の実施の申出（第3項）

公文書の開示を受ける者（第14条第1項の規定により開示決定に係る通知を受けた者）は、実施機関が定めるところにより、求める開示の実施の方法及び実施機関が定め

る事項を申し出なければならないこととしている。

上記の実施機関が定める事項としては、第14条第1項の規定により開示決定に係る通知を受けた日とされている（知事開示規則第5条第1項）

なお、求める開示の実施の方法については、開示請求の段階で開示請求書に記載することもできることとしており（知事開示規則第10条第1項第1号・様式第1号）、開示請求書に記載された方法による開示を実施することが可能な場合や、開示の方法や開示の日時などは第14条第1項の規定により通知をするまでに実施機関と開示を受ける者との間で連絡調整して了解済みである場合が多い。

このような場合には開示の実施の申出は簡略化される。開示を受ける者が第14条第1項の規定による通知に記載された「実施する開示の実施の方法」（知事開示規則第1条第2号）どおりに開示を実施することでよい場合には、開示を受ける者は改めて開示の実施の申出をすることを要しないこととしている（知事開示規則第5条第2項）。

他方、第14条第1項の規定による通知の後に、開示を受ける者が当該通知に記載されている「実施する開示の実施の方法」以外の開示の実施の方法を求める場合には、開示を受ける者は開示の実施の申出をする必要がある（知事開示規則第5条第2項の反対解釈）。

（本項の申出書面の様式）

知事開示規則第10条第2項第1号・様式第10号（公文書開示実施方法申出書）

4 開示の実施の申出の期限（第4項）

- (1) 「第十四条第一項の規定による通知があった日から三十日以内にしなければならない。」

開示の実施に係る申出については、期間制限を設けている。これは、開示決定は当該決定を行う時点における判断結果であり、時の経過により不開示情報該当性が変化し得る可能性があることから、いつまでも当時の判断が適切であるとはいえず、したがって、できるだけ速やかに開示の実施が行われるべきであることを考慮したものである。

このため、開示の実施の申出は、通知があった日（開示請求者が開示決定通知書を受け取った日を指す。）から30日以内にしなければならないとし、当該期間を経過したときは、開示決定を受けた者であっても、開示を受けるためには、再度、開示請求を行うことが必要となる。

- (2) 「当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。」

ア 申出期限徒過につき、正当な理由があるときは、30日経過後であっても申し出ることができることとし、開示決定に係る通知を受けた者の権利保護とのバランスを図っている。

イ 「正当な理由」には、災害のほか、病気療養中などが考えられる。

5 開示の実施の申出により開示を実施する日の変更が必要である場合の措置

第14条第1項の規定による通知の後に、開示を受ける者が当該通知に記載されている「実施する開示の実施の方法」以外の開示の実施の方法を求める場合には、前記3のとおり、開示を受ける者は開示の実施の申出をする必要がある。

この申出において、開示の実施の方法の変更の申出に伴い、開示の実施の日時の変更も必要となるとの申出があった場合に、実施機関は、この変更に必要な理由があると認めるときは、第14条第1項の規定による開示に係る通知に記載した開示の日から30日後の日までの間で開示の日時を変更することができ、日時を明確にする観点から、書面で通知することとしている（知事開示規則第6条）。

なお、開示の日時の変更を通知するに当たっては、開示を受ける者と電話等で予定を確認することが望ましい。

（（上記の通知書面の様式））

知事開示規則第10条第2項第2号・様式第11号（公文書開示日時変更通知書）

6 更なる開示の申出（第5項）

(1) 「開示決定に基づき公文書の開示を受けたもの」

第3項による申出を行い又は当該申出が簡略化されて、実際に公文書の開示を受けた者を指す。

(2) 「最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。」

ア 開示決定に基づき開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、更に開示を受けられる。

これは、第1条で規定する開示の実施の方法（文書又は図画については閲覧又は写しの交付、電磁的記録については実施機関が定める方法〔知事開示規則第4条〕）のうち一つの方法を選んで開示を受け、更に別の方法による開示を受けたいというケース（例えば、開示決定に係る公文書について、まず閲覧をしてから写しの交付を受けるかどうかを判断したいというケース）が想定されるため、複数回の開示（閲覧、写しの交付等）を認めることとしたものである。

更なる開示の申出は書面によることを必ずしも要しないことから、開示を受ける者が、開示決定に係る公文書の閲覧の際に、口頭による申出により、写しの交付を受ける公文書を選んで写しの交付を受けることが可能である。

（（本項の申出書面の様式））

知事開示規則第10条第2項第3号・様式第12号（公文書再開示申出書）

イ 「最初に開示を受けた日」とは、開示決定に基づき最初に公文書の開示を受けた（閲覧をした、写しの交付を受けた等）日を指すものであり、写しの送付の方法によった場合は、当該写しが開示請求者に到達した日を指す。

ウ 更なる開示の申出は、1回に限られるものではないが、最初の開示の日から30日以内に限られる。

エ 本条例は、県の説明責任を全うするために、開示請求に応じて公文書の内容を明らかにすることを定めたものであり、開示方法は、その手段であるから、一度開示を受けた方法と同一の方法による開示を求めることは想定していない。

また、写しの交付については、開示する公文書1件につき写しは1部に限られる。

なお、既に写しの交付を受けたものについて、更なる開示として閲覧を求められることは基本的に想定していない。

7 開示の実施（閲覧、聴取又は視聴）における閲覧等の中止等の措置

第14条第1項の規定による通知の後に、開示を受ける者が、開示の実施の方法のうち、公文書の閲覧、聴取又は視聴の方法による開示を受ける場合に、当該公文書を破損し、汚損し、又は改ざんするおそれがあると認められるときには、当該開示に立ち会う職員は、当該公文書の閲覧、聴取又は視聴の中止又は禁止を命ずることができる（知事開示規則第7条）。

第19条（他の制度等との調整）

（他の制度等との調整）

第十九条 実施機関は、法令（個人情報保護に関する法律を除く。）、他の条例、規則又は実施機関（知事を除く。）の規則その他の規程（次項において「法令等」という。）の規定により、開示請求に係る公文書が前条第一項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示をしないものとする。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 実施機関は、県の図書館等において管理されている公文書であつて、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるとされているものについては、公文書の開示をしないものとする。

【趣旨】

本条は、公文書の閲覧等の手続が定める他の法令等の規定との調整措置を定めたものである。

【解説】

他の法令等における開示規定により、実施機関に対し、特定の公文書の開示（閲覧、写しの交付等）を求めることができる場合で、その開示の方法が第18条第1項の開示の方法（文書又は図画については閲覧又は写しの交付、電磁的記録については実施機関が定める方法〔知事開示規則第4条〕）と同一であるときは、本条例に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による開示の限度で、本条例による開示を行わず、他の法令等の定めるところによることとするものである。

1 「法令（個人情報保護に関する法律を除く。）、他の条例、規則又は実施機関（知事を除く。）の規則その他の規程（次項において「法令等」という。）の規定により」（第1項）

(1) 「法令」とは、法律、政令、府省令その他行政機関の命令（会計検査院規則、人事院規則等）をいう。府省令その他行政機関の命令については、委任命令であると実施命令（執行命令）であると問わない。

(2) 他の法令等が、開示の対象者、期間、方法又は開示対象の文書の範囲等を限定して定めている場合において、他の法令等が直接定めていない事項については、この条例の定めるところによる。

なお、他の法令等で開示の対象者が限定されている（本人、利害関係者等特定の者

に対して開示する）場合においては、本条例が並行的に適用されることとなり、これらの公文書の開示請求があった場合には、当該規定の趣旨を考慮しつつ、当該公文書に記録されている情報が第10条各号の不開示情報に該当するか否かを個別に判断することとなる。

2 「開示請求に係る公文書が前条第一項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合」（第1項）

開示請求に係る「公文書」としたのは、他の法令等の規定において、実施機関以外の他の法人等が何人にも「文書」を開示することとされている場合を含まない趣旨である。

「前条第一項に規定する方法と同一の方法」については、他の法令等の規定における開示の方法が本条例第18条第1項に規定する開示の方法（文書又は図画については閲覧又は写しの交付、電磁的記録については実施機関が定める方法〔知事開示規則第4条〕）と同一である場合に限って、当該同一の方法による開示をしないこととするものである。

例えば、他の法令等において閲覧の方法による開示が規定されている場合、閲覧の方法による開示については、本条例では行わず、他の法令等によることとなり、写しの交付の方法による開示については、本条例に基づき、開示請求を行い、開示決定があれば、第18条第3項の規定により写しの交付の方法を申し出ることが可能である。

3 「（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）」（第1項）

他の法令等における開示規定の中には、開示の期間が定められているものがあり、この場合には、当該期間内に限り、本条の調整措置の対象となるものである。

すなわち、当該期間内においては、他の法令等の規定に定める開示の方法が第18条第1項に規定する開示の方法と同一の方法である場合に、本条例では当該同一の方法による開示を行わない。当該期間の前後においては、他の法令等の規定に開示の定めがないことから、本条例に基づく開示請求を行い、不開示情報に該当するか否かの判断を経た上で、開示決定があった場合には、希望する開示の実施の方法を申し出ることが可能である。

4 「法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。」（第2項）

「縦覧」は、本条例第18条第1項において、開示の方法として規定されていないが、個々人に公文書の内容が明らかに分かるように示し、見せるものであり、閲覧と同視される開示の形態であることから、他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、第18条第1項の閲覧とみなして、本条例では、閲覧の方法による開示は行わないこととするものである。

5 「県の図書館等において管理されている公文書であって、一般に閲覧させ、又は貸し

出すことができるとされているもの」（第3項）

県の図書館等の施設において管理されている公文書については、一般に閲覧させ、又は貸し出すことができるものであり、第1項・第2項に規定する場合と同様に、本条例に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、本条例による開示を行わないこととするものである。

【参考】他の法令等における開示規定（主な例）

- ① 開示の対象者を限定しているもの
 - 公害紛争処理法施行令第15条の3による公害審査会の事件の記録の閲覧（当事者に限定）
 - 土地区画整理法第84条第2項による簿書の閲覧（利害関係者に限定）
- ② 開示の期間を制限している例
 - 都市計画法第17条第1項による都市計画の案の縦覧（公告の日から2週間に限定）
 - 埼玉県自然環境保全条例第14条第4項による県自然環境保全地域の指定案の縦覧（公告の日から2週間に限定）
- ③ 開示の方法を限定している例
 - 閲覧又は縦覧に限定
 - 宅地建物取引業法第10条による宅地建物取引業者名簿等の閲覧
 - 貸金業の規制等に関する法律第9条による貸金業者登録簿の閲覧
 - 土地改良法第8条第6項による土地改良事業計画書の写しの縦覧
 - 道路法第18条第2項による道路の供用の開始等に関する図面の縦覧
 - 写しの交付に限定
 - 都市計画法第47条第5項による開発登録簿の写しの交付
- ④ 開示対象の文書の範囲を限定している例
 - 公職選挙法第192条第4項による公職の候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の閲覧（領収書等の支出を証する書面の写しは、閲覧の対象外）

第20条（費用負担）

（費用負担）

第二十条 開示請求により公文書の写しの交付を受けるものは、知事、公営企業管理者若しくは下水道事業管理者又は県が設立した地方独立行政法人が定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、公文書の開示の実施の方法のうち、写しの交付の方法による場合において、公文書の開示を受けるものが当該写しの交付に要する費用を負担する必要があることを定めるものである。

【解説】

1 「写しの交付に要する費用を負担しなければならない。」

「写しの交付に要する費用」は、写しの作成に要する費用と送付に要する費用に分けることができる。その具体的な費用の額の定めは、告示による。

なお、開示の実施の方法のうち、閲覧、聴取又は視聴等の方法による場合には、その費用の負担を求めている。

2 告示の内容（令和三年三月三十日日県・公営企業・流域下水道事業告示第一号）

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第二十条の規定により、公文書の写しの交付を求める者が負担すべき費用等を次のとおり定め、令和三年四月一日から施行する。

- 一 公文書の写しの交付に要する費用のうち、写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。
- 二 公文書の写しの交付部数は、開示する公文書一件につき一部とする。
- 三 公文書の写しの交付を受ける者は、公文書の写しの交付に要する費用として送付に要する費用を納付することにより、公文書の写しの送付を受けることができる。
- 四 公文書の写しの交付に要する費用は、前納とする。
- 五 実施機関が公文書の写しの交付を行った後、当該写しの交付に係る処分を変更したときは、公文書の写しの交付を受けた者に対し、新たな費用の負担を求めることなく、当該変更部分について既に行った当該写しの交付と同じ写しの作成方法により作成した公文書の写しを交付する。

別表（省略）

（以上、引用終）

第21条（公文書の任意的な開示）

（公文書の任意的な開示）

第二十一条 実施機関は、第七条の規定により公文書の開示を請求することができるもの以外のものから公文書の開示の申出があった場合においても、その開示に努めるものとする。

2 前条の規定は、前項の規定による公文書の開示について準用する。

【趣旨】

第7条に規定する開示請求者以外のものにも、実施機関に対し公文書の開示の努力義務を定めるものである。

【解説】

1 「第七条の規定により公文書の開示を請求することができるもの以外のものから公文書の開示の申出があった場合」（第1項）

本条例は、「県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」（第1条）ことを目的としていることから、県民その他県に何らかの関係を有する第7条（公文書の開示を請求できるもの）に規定する者以外の者は、本条例では開示請求権者（第7条）でないとしている。このため、本条では、第7条の規定による「公文書の開示を請求」と区別して「公文書の開示の申出」としている。開示申出は書面により行う必要がある。

（（上記の申出書面の様式））

知事開示規則第10条第2項第4号・様式第13号（公文書開示申出書）

2 「その開示に努めるものとする」（第1項）

(1) 本条は、第7条の規定による開示請求権の行使ではない開示申出に対して実施機関がこれに応ずる努力義務を定めるものであり、開示申出に対し県は開示が義務付けられていない。

したがって、開示申出に対する開示・不開示の決定については、その内容を明確にする観点から、開示申出者に対し書面で通知することとしている（知事開示規則第8条）が、「処分その他公権力の行使に当たる行為」（行政不服審査法第1条第2項）に当たらず処分ではないことから、審査請求等の対象にはならない。そのため、その通知書には、開示決定等（第14条第1項又は第2項）の通知書面と異なり、審査請求等の教示を併記していない。

（（上記の通知書面の様式））

知事開示規則第10条第2項第5号・様式第14号（公文書開示申出に対する通知書）

(2) 開示申出に対して実施機関がこれに応ずる努力義務を定めていることから、開示請求について適用がある不開示情報の要件（第10条）、部分開示（第11条）、第14条（開示請求に対する決定等）、事案の移送（第16条）、第三者に対する意見書掲出の機会の付与等（第17条）、開示の実施（第18条）、開示の日時の変更（知事開示規則第6条）、開示の中止等（知事開示規則第7条）等の開示請求に係る規定を準用して、開示請求における事務処理に準じた取扱いをする。

(3) 特に、開示の申出に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合（第17条）に、意見書提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出したときにおいては、前記(1)のとおり開示の決定が処分でなく審査請求等の対象にならず、したがって当該第三者に開示の措置を争う手段がないことから、当該公文書の開示をしないものとする。

2 「前条の規定は、前項の規定による公文書の開示について準用する。」（第2項）

公文書の開示の実施の方法のうち、写しの交付の方法による場合において、公文書の開示を受けるものが当該写しの交付に要する費用を負担する必要がある点で、開示請求の場合と第1項による開示申出の場合とで取扱いを異にすべき理由がないことから、開示請求において適用される前条（第20条〔費用負担〕）を準用することを明文で規定している。

第4節 審査請求

第22条（県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

（県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）

第二十二條 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

【趣旨】

本条は、県が設立した地方独立行政法人（注）がした開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について、審査請求をすることができることを確認的に定めている。

（注）令和3年4月1日現在、県が設立した地方独立行政法人は、公立大学法人埼玉県立大学（平成22年4月1日設立）、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（令和3年4月1日設立）の2法人である。

【解説】

県が設立した地方独立行政法人は、本条例の実施機関（第2条第1項）の一つであり、本条例に基づく開示請求を受けて、開示決定等（第14条第1項又は第2項）という処分（行政不服審査法第1条第2項）をする限りで行政庁に当たる。

したがって、県が設立した地方独立行政法人は、本条例の実施機関（行政庁）として、行政不服審査法における処分についての審査請求（同法第2条）又は不作為についての審査請求（同法第3条）では、「処分庁（処分をした行政庁）」又は「不作為庁（不作為に係る行政庁）」（同法第4条第1号）に該当する。

改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）においても、処分庁に上級行政庁がないときは、処分庁に対し異議申立てをすることとされていた（改正前の同法第6条第1号）。このため、第21条の2（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）では、「県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てをすることができる。」と規定していた。

平成27年12月25日改正後の情報公開条例では、改正前の第21条の2について、条の枝番号の整理により条名を整序する改正及び改正後の行政不服審査法（平成26年法律第68号）による不服申立ての種類の審査請求への一元化（異議申立ての廃止）により、改正後の第22条として改正して、本条例では県が設立した地方独立行政法人が審査請求先になることを確認的に規定している。

第23条（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第二十三条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、行政不服審査法第9条第1項に規定する審理員の指名に係る規定を適用除外とすることを定めている。

【解説】

1 「開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求」

開示決定等（第14条第1項又は第2項の決定）は、行政不服審査法第1条第2項に規定する「処分」に当たり、開示決定等に不服がある者は、同法第2条（処分についての審査請求）により、同法第4条（審査請求をすべき行政庁）の定めるところにより審査請求をすることができる。

また、開示請求（第7条）は、行政不服審査法第3条に規定する「法令に基づき…申請」及び「法令に基づく申請」に当たり（この「法令」には条例を含むとされている。逐条解説行政不服審査法〔総務省行政管理局〕）、開示請求者は、同法第3条（不作為についての審査請求）により、開示請求から相当の期間が経過したにもかかわらず、実施機関の不作為（開示請求に対して何らの開示決定等をもしないこと）がある場合には、同法第4条（審査請求をすべき行政庁）の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

2 「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。」

ア 行政不服審査法第9条（審理員）は、審査請求の審理の公正性・透明性を高めることにより、審査請求人の手続的権利を保障するとともに、より行政の自己反省機能を高め、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保するため、処分に関与していない等一定の要件を満たす「審理員」が同法第2章第3節（審理手続）に規定する審査請求の審理を行うことを法律事項として規定するものである。

同法第9条第1項本文は、同法第4条の規定により審査請求がされた行政庁（審査庁）は、審査庁に所属する職員のうちから同法第2章第3節に規定する審理手続を行う者（審理員）を指名するとともに、審査請求人等に通知しなければならないことを規定している。

同法第9条第1項ただし書は、審理員の指名を要しない場合として、三つの場合を規定しているが、そのうち本条例に関係する場合として「条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合」を規定している。これは、条例に基づく処分について

は、条例で特別の定めを設け、審理員を指名しないとすることができることとするものである。この例として、「逐条解説行政不服審査法」（総務省行政管理局）では、情報公開条例に基づく処分について、地方公共団体の情報公開審査会が諮問を受けて実質的な審理を行っている場合に審理員を指名しないと条例で定めることが想定されるとしている。

なお、国の情報公開法制においても、情報公開法に基づく処分（開示決定等）について、情報公開・個人情報保護審査会が諮問を受けて実質的な審理を行っていることから、審理員を指名しないこととする特別の規定を定めている（「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成二十六年法律第六十九号）（整備法）による改正後の情報公開法第18条）。

これは、行政不服審査法の改正に当たって、第三者機関が諮問機関とされている場合の取扱いについて、以下のような基本的な考え方をとっていたことによる。

すなわち、（審査庁・裁決機関ではなく）諮問機関とされている第三者機関であっても、情報公開・個人情報保護審査会のように、当該機関において実質的な審理を行っていると認められる場合がある。このような場合には、審理員を指名してこれによる審理手続を行わせる必要はないと考えられるため、整備法により、各個別法に同項（行政不服審査法第9条第1項）の規定を適用除外とする旨の規定を設けることとしている。

【参考】上記の整備法による情報公開法の一部改正（抄）

第十八条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第十八条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二十条第二項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第五十条第一項第四号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受け

たとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

（以上、引用終）

イ 本条は、第三者機関（諮問機関）である情報公開審査会が国の情報公開・個人情報保護審査会と同様に実質的な審理を行っていることから、行政不服審査法の改正に関し整備法による個別法（情報公開法）の改正により行政不服審査法第9条第1項の規定を適用除外とする措置をとったのと同様に、行政不服審査法第9条第1項ただし書の「条例に特別の定め」として、本条例に基づく開示決定等及び開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項を適用除外とすることを規定している。

【参考】開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求が行政不服審査会への諮問対象とならないこと等について

○ 行政不服審査法における審理員の指名に係る規定が適用除外となる場合の規定の適用の特例（行政不服審査法第9条第3項・別表第1）

ア 審理員に関する行政不服審査法第9条第1項本文の規定が本条により適用除外となる場合は、審査請求について「審理員」ではなく「審査庁」が審理する構造となることから、同法第9条第3項・別表第1で、審理員制度を前提とする行政不服審査法の諸規定が当該規定の性質により「審査庁」に適用読替としたり、適用除外としたりすることを規定している。

イ 行政不服審査法の審理員に係る適用読替又は適用除外の基本的な考え方

① 審理員の指名に係る規定が適用除外となる場合には、「審理員」の概念がないことから、原則として、「審査庁」に読み替える。ただし、「審理員」を「審査庁」と読み替える場合において、審査庁が書面を処分庁等（処分庁及び不作為庁）に送付する手続等、審査庁と処分庁等が異なる行政庁であることを前提とする規定については、「審査庁が処分庁等である場合」を除く。

② 行政不服審査法第9条第3項が適用される場合は、「審理員」ではなく、審査請求を「審査庁」が審理する構造であるため、それに合わせた読替規定を置く。

③ 「審理員」が審理手続を行うことを前提とした規定については、適用除外とする。

ウ 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求の審理

当該審査請求では、実施機関のうち警察本部長が処分庁である場合に公安委員会が審査庁となるほかは、各実施機関が処分庁で審査庁となる。

行政不服審査法第2章第3節等の規定中で、当該審査請求に関係がある主な適用読替規定としては、第29条（弁明書の提出）、第30条（反論書等の提出）、第44条（裁決の時期）、第50条（裁決の方式）等がある。

また、同法の規定中で、当該審査請求に関係がある適用除外となる規定としては、第42条（審理員意見書）、第43条《審査庁が審理員意見書の提出を受けたときの行政不服審査会（国）又は第81条第1項又は第2項の機関（地方公共団体）への諮問義務←第42条が適用除外となるため審理員意見書の提出がないことから本条も適用除外》、第50条（裁決の方式）第2項《第43条第1項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、裁決書には審理員意見書を添付しなければならないとの原則が適用除外となり、裁決書に審理員意見書の添付が不要となる》がある。

【参考】行政不服審査法第9条第3項により適用読替規定・適用除外となる主な規定

（弁明書の提出）

第二十九条 審査庁は、審査請求がされたときは、第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。

2 審査庁は、審査庁が処分庁等以外である場合にあっては、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求め、審査庁が処分庁等である場合にあっては、相当の期間内に、弁明書を作成するものとする。

3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由
- 二 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由

4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

- 一 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書
- 二 行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書

5 審査庁は、第二項の規定により、処分庁等から弁明書の提出があったとき、又は弁明書を作成したときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

（反論書等の提出）

第三十条 審査請求人は、前条第五項の規定により送付された弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（以下「反論書」という。）を提出することができる。この場合において、審査庁が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（第四十条及び第四十

二条第一項を除き、以下「意見書」という。）を提出することができる。この場合において、審査庁が、意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 3 審査庁は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、参加人）に、参加人から意見書の提出があったときはこれを審査請求人及び処分庁等（処分庁等が審査庁である場合にあっては、審査請求人）に、それぞれ送付しなければならない。
（審理員意見書） ← 【適用除外】

第四十二条 審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を作成しなければならない。

- 2 審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない。

第四十三条 （略）《審査庁が審理員意見書の提出を受けたときの行政不服審査会（国）又は第八十一条第一項又は第二項の機関（地方公共団体）への諮問義務》 ← 【適用除外】 ← 前条が適用除外となるため審理員意見書の提出がないことから本条も適用除外（裁決の時期）

第四十四条 審査庁は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。

（裁決の方式）

第五十条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、審査庁が記名押印した裁決書によりしなければならない。

- 一 主文
 - 二 事案の概要
 - 三 審理関係人の主張の要旨
 - 四 **理由**
- 2 第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書を添付しなければならない。 ← 【適用除外】
- 3 （略）《再審査請求をすることができる裁決に係る教示》

（以上、引用終）

第24条（審査会への諮問）

（審査会への諮問）

- 第二十四条** 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、埼玉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。
- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
 - 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
 - 3 第一項の規定により諮問をした実施機関（第二十六条において「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - 一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - 二 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - 三 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

本条は、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求については、審査請求を受けた実施機関に対し、原則として、情報公開審査会への諮問を義務付けるとともに、情報公開審査会に諮問した旨を審査請求人等の関係者に通知することを諮問庁（諮問をした実施機関）に義務付けるものである。

【解説】

- 1 「開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったとき」（第1項）
- (1) 開示決定等（第14条第1項又は第2項の決定）は、行政不服審査法第1条第2項に規定する「処分」に当たり、開示決定等に不服がある者は、同法第2条（処分についての審査請求）により、同法第4条（審査請求をすべき行政庁）の定めるところにより審査請求をすることができる。
- また、開示請求（第7条）は、行政不服審査法第3条に規定する「法令に基づき…申請」及び「法令に基づく申請」に当たり（この「法令」には条例を含むとされている。逐条解説行政不服審査法〔総務省行政管理局〕）、開示請求者は、同法第3条（不作為についての審査請求）により、開示請求から相当の期間が経過したにもかかわらず、実施機関の不作為（開示請求に対して何らの開示決定等をもしないこと）がある場合には、同法第4条（審査請求をすべき行政庁）の定めるところにより、当該不作為

為についての審査請求をすることができる。

- (2) 審査請求をすべき行政庁（審査請求先）（行政不服審査法第4条）については、本条例において実施機関は、県において行政組織規則等により定められている地方自治法、警察法、地方公営企業法及び地方独立行政法人法によって独立して事務を管理し、執行することができる機関であることから、実施機関が自ら開示決定等を行い、又は開示請求を受けた場合には、一般的には上級行政庁が存在しないので、同法第4条第1号により、当該実施機関が処分庁等（処分庁又は不作為庁）として審査請求先すなわち審査庁（行政不服審査法第9条第1項）となる。ただし、実施機関のうち警察本部長が処分庁等である場合には、都道府県公安委員会は都道府県警察を管理し（警察法第38条第3項）、警察本部長は都道府県公安委員会の管理に服する（警察法第48条第2項）こととされており、公安委員会が警察本部長の上級行政庁に当たることから、同法第4条第4号により、公安委員会が審査請求先（審査庁）となる。

なお、地方公営企業法第16条（管理者と地方公共団体の長との関係）によれば、知事は、県民の福祉に重大な影響がある地方公営企業の業務の執行に関しその福祉を確保するため必要があるとき、又は地方公営企業の管理者以外の県の機関の権限に属する事務の執行と当該地方公営企業の業務の執行との間の調整を図るため必要があるときは、当該管理者に対し当該地方公営企業の業務の執行について必要な指示をすることができることとされているが、本条例の施行に関する限り、このような指示を知事が地方公営企業の管理者にすることは想定されない（そのため、本条例では当該管理者を実施機関として規定している。）、地方公営企業の管理者（公営企業管理者、下水道事業管理者）については、自らが審査請求先（審査庁）となるものとしている。

また、一般的には、権限の委任を受けた者（下級行政庁）が開示決定等を行い、又は開示請求を受けた場合には、委任を受けた職員が自らの名によって受任した権限又は事務を行うこととなり、当該委任をした者（上級行政庁）すなわち実施機関が審査請求先（審査庁）となるが、県においては開示決定等及び開示請求の受付に関し権限の委任はなされていない。

- (3) 本項の審査請求としては、不開示決定に対し、開示請求者が当該決定の取消しを求める審査請求を起こすことが典型であるが、第三者に関する情報が記録された公文書について開示決定がされた場合には、当該情報に係る第三者が取消しを求める審査請求を起こすことも考えられる。

なお、開示請求に係る不作為については、全部改正前の行政不服審査法の下では、当該不作為の不服申立て（異議申立て又は審査請求）があった場合でも、情報公開審査会への諮問を要しないこととしていたが、全部改正後の行政不服審査法において行政不服審査会への諮問対象に不作為の審査請求も加えていること（同法第43条）と平仄を合わせて整備法による改正後の情報公開法第19条第2項でも情報公開・個人情報保護審査会への諮問対象に開示請求に係る不作為の審査請求を加えていることか

ら、本条でも情報公開法第19条第2項と平仄を合わせて、開示請求に係る不作為の審査請求を情報公開審査会への諮問対象に加えている。（第15条の解説4も参照）

【参考】 不作為の審査請求について

全部改正前の行政不服審査法では、不作為の不服申立て（異議申立て又は審査請求を不服申立人が任意に選択可能）は、行政庁に対し事務処理の促進を求めるものと制度設計されていたことから、開示決定等の不服申立ての場合のように諮問を受けた情報公開審査会が開示情報該当性等を問題とするのと異なり、処分の違法又は不当について法的な判断をする余地がなく、諮問対象としていなかった。

全部改正後の行政不服審査法では、不作為についての審査請求は、一般に、申請の認容を求めて提起されるものであり、審査請求人が本来求める申請の認容が実現するためには、単に不作為が違法又は不当であることが確定することだけでは足りず、不作為庁により申請に対する応答として申請を認容する処分がされる必要があるとの考えに立って、不作為の不服申立て（審査請求に一元化）について、事務処理の促進を求めるとする制度を廃止した。代わって、争訟の一回的解決の観点から、行政事件訴訟法の平成16年の改正で設けられたいわゆる申請型の処分の義務付けの訴え（行政事件訴訟法第3条第6項第2号）を参考にし、審査請求の審理手続において、不作為があるか否か、不作為がある場合にそれが違法又は不当であるか否かの審理をすることはもちろん、これにとどまらず、当該不作為が違法又は不当であると認められる場合において、審査庁が当該申請に対して一定の処分をすべきものと認められるときは、裁決において、申請に対してこれを認容するなど「一定の処分」をする措置をとり、申請に対する応答内容を確定させ得るようにする制度に改められた。

この前提として、行政手続法（平成6年10月1日施行）や行政手続条例（平成8年4月1日施行）により、行政庁に対し事務処理の促進を求めるとの機能（同法第6・同条例第6条〔標準処理期間〕及び同法第7条・同条例第7条《行政庁に対し、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始する義務、申請の形式上の要件に適合しない申請については速やかに申請者に対し相当の期間を定めて申請の補正を求めるか又は申請により求められた許認可等の拒否処分をする義務付けがされた。》）が整備されていたことがある。

本条例においては、裁決において開示請求に対して開示決定等をする措置をとることが制度上予定されており、不開示情報該当性等を問題とすることが必要となることから、開示決定等の審査請求と並んで諮問対象に加えている。

なお、改正行政不服審査法の整備法による関係個別法の改正においては、行政不服審査法による一般的手続に第三者機関の諮問手続等を付加している個別法の特例手続において、従来、処分についての不服申立てのみをその対象としていたものについて、不作為についての不服申立ても同じ扱いをするように改正されている。その一例が改正後の情報公開法第19条第2項である。

2 「当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、埼玉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。」

（第1項）

(1) 「当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関」とは、行政不服審査法上の審査庁（審査請求先）となる審査請求を受けた実施機関を意味する。具体的には、警察本部長は審査請求先とならないので、警察本部長を除く実施機関の全てである。

(2) 審査請求の審査（審理）は、行政不服審査法に基づき、審査請求を受けた実施機関が審査庁として行うものであるが、本条例においては、当事者である実施機関の自己評価のみに任せるのではなく、第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味することにより、より客観的で合理的な解決が期待できることから、開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求があったときは、情報公開審査会への諮問を行い、情報公開審査会の答申を受けて、裁決をすべきこととしている。

(3) 審査請求を受けた実施機関は、情報公開審査会に諮問する前に、本項第1号又は第2号の該当性を判断する必要がある。また、情報公開審査会の調査審議の手續は書面を中心に行われるものであるから、審議が効率的に行われるようにするため、実施機関は、諮問に際し、諮問書の添付書類として所要の資料を情報公開審査会に提出することとしている（情報公開審査会運営要領第7条）。

したがって、実施機関は、行政不服審査法に基づき、審査庁として必要と認める調査を行った上で、可能な限り速やかに情報公開審査会に諮問すべきである。

(4) 実施機関は、情報公開審査会の答申を受けた後（第32条）、審査請求に対する裁決をすることになる。

実施機関が答申を尊重すべき義務は特に規定されていないが、情報公開審査会制度を設けた趣旨（前記(2)）に鑑み、当然尊重されるべきものである。

なお、答申書の写しは審査請求人及び参加人に送付され、答申の内容は公表される（第32条）。

(5) 情報公開審査会は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年埼玉県条例第17号）により知事の附属機関として設置され（同条例第2条第1項・別表第1）、埼玉県情報公開審査会規則（平成17年埼玉県規則第74号）によりその組織、会議その他必要な事項が定められている。

情報公開審査会は、知事はその委員を委嘱する（情報公開審査会規則第3条第1項）ものであるが、本条第1項の規定により全ての実施機関の諮問に応じ、審査請求について調査審議を行い、実施機関に対して答申を行う諮問機関であることから、その運営について客観性・公平性・専門性を確保し、知事以外の実施機関にも配慮するよう努めるものとする。

なお、情報公開審査会規則第8条（委任）の規定に基づき、審査会の運営に関し必要な事項を定めるものとして、埼玉県情報公開審査会運営要領が定められている。

3 「審査請求が不適法であり、却下する場合」（第1項第1号）

- (1) 「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、行政不服審査法第24条（審理手続を経ないでする却下裁決）、第45条（処分についての審査請求の却下又は棄却）第1項又は第49条（不作為についての審査請求の裁決）第1項に基づき却下する場合を意味する。

本号に該当するケースとしては、例えば、次のような場合があるが、このようなケースについては、第三者の意見を聴くまでもなく、客観的に判断できるものであるので、諮問を要しないこととしている。

- ① 開示決定等の審査請求が審査請求期間（原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月〔行政不服審査法第18条〕）の経過後にされたものであるとき。
- ② 審査請求をすべき行政庁（行政不服審査法第4条〔審査請求をすべき行政庁〕）を誤ったとき。
- ③ 不服申立人適格がない者からの審査請求であるとき。
なお、不服申立人適格は、処分についての審査請求では行政不服審査法第2条の「不服がある者」の解釈、不作為についての審査請求では同法第3条の「申請をした者」との明文規定により定まる。
- ④ 存在しない開示決定等についての審査請求であるとき。
- ⑤ 審査請求書の記載の不備等について補正を命じたにもかかわらず（行政不服審査法第23条〔審査請求書の補正〕）、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求であるとき、又は審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなきとき（同法第24条）。

- (2) なお、例えば、開示請求書に形式的な不備がある場合や、開示請求の対象文書が公文書に該当しない場合に、実施機関が不適法な開示請求に当たるとして不開示決定をしても、審査請求は可能であり、前記(1)のケースに当たらない限り、情報公開審査会への諮問が必要である。

4 「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）」

（第1項第2号）

(1) 「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合」

ア 本号は、審査請求人の主張を全面的に認めるケースであり、審査会に諮問する必要性に乏しいため、諮問義務の例外としている。

なお、開示決定の取消しを求める第三者からの審査請求を認容しようとする場合には、開示請求者の主張の機会を確保することが必要であるため、諮問義務の例外とはしていない（「当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合」に該当しない）。

イ 「審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合」とは、不開示とした判断が違法又は不当であり開示が相当であることを理由として不開示決定を取り消す場合又は原処分を開示する旨の決定に変更する場合を意味する。

処分庁である審査庁が裁決で不開示決定を取り消した場合には、当然、開示決定を行うこととなるし、処分庁以外の審査庁が裁決で取り消した場合についても、裁決は関係行政庁を拘束し、処分庁は裁決の趣旨に従い改めて申請に対する処分をしなければならない（行政不服審査法第52条〔裁決の拘束力〕）ので、原処分庁は開示決定を行うことになる。

ウ 「当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合」とは、開示請求者が不開示とされた公文書のうち一部についてのみ審査請求をした場合には、当該一部の全てについて開示することとする場合を意味するものであり、審査請求人が不開示を争わなかった他の部分については対象とならない。

(2) 「（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）」

この括弧書は、紛争の一回的解決を図る趣旨である。

反対利害関係人が存在する場合に、審査請求に対する裁決で、不開示決定を取り消し、公文書を開示することとすると、当該裁決については審査請求をすることができない（行政不服審査法第7条第1項第12号）ことから、当該利害関係人が裁決の取消訴訟を提起することが考えられる。

しかし、情報公開審査会制度を設けた趣旨に鑑み、このようなケースについては、審査請求の段階で情報公開審査会の答申を踏まえることが適当であり、反対利害関係人が存在することが明確な場合、すなわち、第17条の規定により第三者に意見書提出の機会を与えた場合であって、公文書の開示について当該第三者が反対の意思を明らかにしている場合には、諮問義務の例外事由の例外として諮問をしなければならないこととしている。

5 「前項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。」（第2項）

本項は、実施機関は、諮問に際し、諮問書の添付書類として、弁明書の写しの提出を義務付けるものである。

弁明書は、行政不服審査法第29条第3項により、処分庁等が、処分内容及び理由（処分についての審査請求の場合〔第1号〕）、処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由（不作為についての審査請求の場合〔第2号〕）を記載して作成する必要があるものである。

情報公開審査会は、第三者機関であり原処分に関与していないため、事案の概要、原処分の理由等を把握する必要があることから、審査請求の趣旨及び理由等に対して、その内容の正確性や審査請求に係る処分内容及び理由等の詳細を説明することができる諮問庁に弁明書の写しの提出を義務付けている。

行政不服審査法第29条では、審理員が処分庁等に弁明書の提出を求め、審理員は弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならないこととしている。しかし、本条例では第23条で行政不服審査法第9条第1項（審理員制度）を適用除外としているため、行政不服審査法第9条第3項において同法第29条の「審理員」が「審査庁」と読み替えて適用される。そのため、審査庁（諮問庁）が弁明書を作成し（処分庁が警察本部長の場合は公安委員会が審査庁として処分庁に弁明書の提出を求める。同法第29条第2項）、審査請求人及び参加人に送付して（同法第29条第5項）、当該弁明書の写しを審査会に提出することとなる。

このほか、諮問書の添付書類については、情報公開審査会運営要領第7条に規定している。

6 「第一項の規定により諮問をした実施機関（第二十六条において「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。」（第3項）

本項は、情報公開審査会に諮問した旨を審査請求人等の関係者に通知することを諮問庁に義務付けるものである。

(1) 通知義務（第3項）

情報公開審査会における調査審議の手続においては、審査請求人等に、情報公開審査会に対する口頭による意見陳述の求めや意見書提出の機会等が与えられており、審査請求人等がこれらの機会を行使できるよう、情報公開審査会における調査審議の手続が始まったことを知らせる必要がある。

このため、実施機関は、情報公開審査会に諮問をしたときは、諮問した旨を審査請求人等に対して直ちに通知しなければならないこととしている。また、通知の形式は条例上規定されていないが、明確化のため、書面で行うこととしている。

（上記の通知書面の様式）

知事開示規則第10条第2項第6号・様式第15号（埼玉県情報公開審査会諮問通知書）

(2) 通知すべき相手方（第3項各号）

通知すべき相手方の範囲は、審査請求手続に關与している審査請求人及び参加人のほか、参考人となり得ることが明らかな者（反対意見書を提出した第三者）としている。

ア 第1号の「審査請求人」とは、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求をした者をいう。また、「参加人」とは、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第13条の規定に基づき、審査庁の許可を得て、又は審査庁の求めに応じ、当該審査請求手続に参加人として参加した者（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人）をいう。

イ 第2号の「開示請求者」は、第三者から審査請求があった場合を想定したものである。

開示請求者が既に参加人として参加している場合は、第1号により通知されることになるが、まだ参加していない場合に、参加の機会を与えることを目的とするものである。

ウ 第3号の「当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者」は、開示請求者が不開示決定を不服としてその取消しを求めた場合に、当該取消しに関し利害関係を有することが明らかである第三者（第17条参照）に参加人として参加する機会を与えることを目的とするものである。

なお、例えば、実施機関が第三者に意見書提出の機会を与えることなく不開示決定を行った場合のように、開示に反対の意思を有するが反対意見書を提出する機会が与えられなかった第三者が存在することも考えられるが、実施機関が当該第三者の存在を把握しているときは、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第13条第2項の規定に基づき、当該第三者に参加人として参加することを求めることが適当であると考えられる。

第25条（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第二十五条 第十七条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、開示に反対の意思を有する第三者の審査請求を拒否する場合及び第三者の意に反して開示すべき旨の裁決を行う場合に、当該第三者が争訟を提起する機会を確保することを目的とするものである。

【解説】

1 第三者が開示に反対の意思を有する場合の手続（本文）

本条各号のいずれかに該当する場合には、第17条第3項と同様に、開示を実施する日までに2週間以上の期間を置かなければならないこととするとともに、裁決後直ちに、第三者に裁決をした旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第17条第3項中「開示決定の日」とあるのは「裁決の日」と読み替えられることになるが、裁決は、審査請求人に送達することによってその効力を生ずる（行政不服審査法第51条）ので、当該「裁決の日」は、審査請求人に送達された日と解される。

2 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する場合（第1号）

本号は、開示決定の取消しを求める第三者からの審査請求について、却下又は棄却する場合を指す。

処分の取消しの審査請求は、違法又は不当な行政処分により直接に自己の権利又は利益を侵害された者が行うことができるものと解されており、不開示決定を受けた開示請求者に限らず、開示決定に係る公文書に自己の情報が記録されている第三者であって当該情報が開示されることにより自らの権利利益が害されることとなる者も行うことができる。逆に言えば、そのような開示決定に直接の利害関係を有しない第三者からの審査請求は不適法であり、却下されることになるが、当該利害関係の有無は、最終的には訴訟において判断される余地を確保すべきであり、本号では、不服申立人適格を有しないこととした却下も対象となる。

3 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）
を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する場合（第三者である参加人が当該公文書
の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）（第2号）

(1) 本号は、審査請求を受けた実施機関が、公文書の全部又は一部の不開示決定について、当該審査請求に参加している第三者の意に反して開示することとする場合を指す。

(2) 「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決」

ア 「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」とは、原処分が全部開示の決定である場合を除いたものである。

イ 「変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決」とは、行政不服審査法第46条第1項の規定に基づき、原処分を開示決定に変更する裁決を指す。

ウ 当該公文書の一部についてのみ開示することとし、その他の部分は不開示のままとする決定も含むが、この場合は、当該開示する部分について第三者が反対の意思を表示している場合である。

(3) 「（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）」

ア 第三者が参加人として審査請求の審理手続において、審査庁又は審査会に対し、公文書の開示に反対の旨の口頭意見陳述又は意見書の提出を行っている場合を意味する。

原処分を行う過程で第三者が反対意見書を提出している場合であっても、第24条第3項の規定により諮問をした旨の通知が行われたにもかかわらず、当該第三者が参加人として参加していないときは、本号の適用はない。

イ 本号が適用されるのは、速やかな開示の実施を求める審査請求人の立場も考慮し、第三者が審査請求の審理手続において参加人として不開示決定を擁護し開示に反対している場合に限られ、第17条第3項の規定により反対意見書を提出した第三者が、当然に本号の規定により保護されるわけではない。これは次の理由によるものである。

① 反対意見書を提出した第三者が審査請求を提起した場合であれば、本条第1号が適用されること。

② 開示請求者が審査請求を提起した場合は、反対意見書を提出した第三者には、

第24条第3項の規定により諮問した旨の通知がなされるので、参加人として参加し、審査請求の審理手続において反対の意思を表示する機会は保障されている。仮に、当該第三者が参加しないのであれば、権利行使の機会を放棄したものであって、それ以上の手続的保障を与える必要はないと考えられること。

ウ 原処分（開示決定等）を取り消す裁決については、原処分庁において、再度、開示請求に対する開示・不開示の決定を行うことになるので、第17条第3項が直接適用される。

なお、原処分が行われる際に反対意見書を提出せず、その後の審査請求の審理手続において参加人となり初めて反対の意見を表示した第三者には、第17条第3項の規定は直接適用されないが、このような第三者についても、本条の趣旨に鑑み、第17条第3項の手続に準じた取扱いをすることが適当である。

第26条（審査会の調査権限）

（審査会の調査権限）

- 第二十六条** 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。
- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会は、審査請求に係る事件について、その指名する委員三人以上をもって構成する合議体で調査審議する。ただし、審査会が委員の全員をもって構成する合議体で調査審議する必要があると認めるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、審査会が適切な判断を行えるようにするため、調査審議のために必要な資料の提出、意見の陳述等を求めることその他必要な調査を行うことができる権限を定めるものである。

【解説】

審査会の調査審議は、その取り扱う事件の性質に照らし、また、簡易迅速な権利利益の救済を確保するため、職権に基づき、書面を中心に行うことを原則としている。

1 開示決定等に係る公文書の提示（第1項）

本項は、いわゆるインカメラ審理手続を定めるものである。

インカメラ審理とは、アメリカ連邦政府の情報自由法（FOIA）等により裁判制度において認められている制度で、判事室あるいは判事の私室などの公衆に開かれていない場所において行われる審理、審問等を指して用いられる言葉であるが、我が国でも、相手方当事者にその内容を知らせない非公開審理の手続の意味で使われる。

審査会において、諮問庁の開示・不開示の判断が適法、妥当かどうか、部分開示の範囲が適切かなどについて迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会の委員が開示決定等に係る公文書を実際に見分することが有効であることから、審査会が開示決定に係る公文書についてインカメラ審理を行うことができることとした。

本項は、事件の審理に当たる合議体の構成員全員がインカメラ審理を行えることを規定したものであり、一部の委員に行わせることについては、他の調査権限と併せて第29条で規定している。

なお、本条から第32条までにおいて、個々の審査請求事件に係る調査審議の手続を規定しているが、これらの規定の「審査会」とは、本条第5項の規定に基づき事件の調査審議に当たる合議体を意味する。

(1) 「必要があると認めるとき」

「必要があると認めるとき」とは、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の性質、当該事件の証拠関係等に照らし、審査会が当該文書を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益と、当該文書を審査会に提示することにより生ずる行政上の支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要と認められる場合であることを意味する。

通常の場合には、審査会は、開示決定等に係る公文書を直接見分した上で判断することとなると考えられるが、係争の文書に記載されている情報には、その性質上、特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法についてその情報交換の当事者以外には知らせるべきでないものなど、特別の考慮を払う必要があるものがあり得る。このような情報が問題となっている場合には、審査会は、諮問庁から必要な説明を聴き、当該文書を提示することによって生ずる支障の内容及び程度を的確に把握し、また、他に規定する方法による調査を十分行った上で、当該文書の提示を求める必要性について判断することとなる（後記4(5)イ参照）。

(2) 「開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。」

合議体を構成する委員に、開示決定に係る公文書を直接見せるよう求める権限を意味する。この場合、審査会に提出させて保管することまでの権限を与えるものではないが、実施機関の判断により提出することも可能である。

(3) 「何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。」

審査会にとっては、本項の提示された係争文書は、まさにその開示の可否を適切に判断できるようにすることを目的として提示されたものであるから、委員以外の者がこれを閲覧するには、当該文書の開示決定がなされて実際に開示されるのでなければ不適當である。このため、何人も、審査会に対して、提示文書の開示を求めることができないことを明記している。

なお、当該文書の内容を知ることのできた委員は、当該内容をその事件の審議に当たる審査会の委員以外の者に知らせてはならない（審査会委員の守秘義務〔第33条〕）。

2 公文書の提示の求めに応ずる義務（第2項）

前述1(1)のように、開示決定等に係る公文書によっては、その提示を求めるか否かに

ついて慎重に検討を行った上で判断しなければならない場合がある。しかし、その検討の結果、審査会が提示を求めることとしたのであれば、当該文書の見分は、事件を適切に判断する上で不可欠ということである。このため、諮問庁は、審査会が「必要があると認めるとき」には、開示決定等に係る文書の提示の求めを拒むことができないことを確認的に規定している。

3 指定する方法により分類又は整理した資料の作成・提出（第3項）

(1) 「開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料」

一般にヴォーン・インデックスと呼ばれるものを指す。

情報公開審査会の審議に際し、特に、文書量又は情報量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような事案にあつては、不開示の文書と不開示の理由とを一定の方式で分類・整理した書類（ヴォーン・インデックス）を諮問庁に作成させ、その説明を聴くことが、事案の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分的な不開示）とするものの適否を迅速かつ適正に判断する上で、有効かつ適切である。

なお、本項は、第1項とは異なり、不開示情報を記録した資料の提出を求めることができる権限を審査会に与えるものではない。

(2) 「必要があると認めるとき」

審査会の調査審議は、第1項により係争文書を直接見分して行う方法があり、新たに資料を作成・提出させることは諮問庁に負担を課すことにもなるため、必ずしも全ての事件においてヴォーン・インデックスを求めることとなるものではない。ヴォーン・インデックスは、文書量等が多く複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような事案や、インカメラ審理を行うことの適否を判断し難い事案などの場合に求められることになる。

その際の「必要があると認めるとき」の意味については、本項は、開示決定等に係る文書自体を提示させるものではないので、第1項の場合のような厳格な判断は求められない。開示決定等に係る文書の提示の適否をにわかに判断し難い場合には、ヴォーン・インデックス等による調査を十分に行った上で、なおインカメラ審理が必要か否かが判断されるべきである。

本項は、第1項と異なり、審査会の要求に対する諮問庁の要求拒否が禁じられて（第2項）いないが、このことは、諮問庁が要求を拒否できることを意味するものではない。諮問庁は、審査会が調査審議を迅速かつ適切に進めるために必要であると認める場合には、当然にこれに応じなければならない。

(3) その他

ヴォーン・インデックスを求める時期、特に当該公文書を実際に見分することとの前後関係等については、事案に即して判断されるべきである。

また、「審査会の指定する方法」については、公文書には種々のものがあることから、あらかじめ方式を指定するのではなく、個々の事案に即した最も適切な方式を審査会が指定するという趣旨である。

4 意見書又は資料の提出要求等の必要な調査（第4項）

調査審議に必要な情報を十分に入手できるよう、審査会は、インカメラ審理やヴォーン・インデックス提出要求のほか、審査請求人等に意見書や資料の提出を求めたり、適当と認める者に陳述や意見書等の鑑定を求めたりするなどの調査ができる。

(1) 「審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること…ができる。」

本項では、審査会が諮問庁等からの独立性を有する機関であることを踏まえ、審査請求人・参加人のみならず、諮問庁にも意見書等の提出を求めることができるとしている（「審査請求人等」は審査請求人、参加人又は諮問庁を指す。本項以降の規定においても、基本的に、諮問庁を審査請求人・参加人と同列に扱っている。）。

ア 「意見書」は、事件についての審査請求人等の意見を記録した文書である。

諮問の際に、諮問庁から諮問書の添付書類として、弁明書の写し（処分庁）や反論書の写し（審査請求人）などが審査会に提出されるが、その後の審査会の調査審議において、審査会から審査請求人等に対し、追加ないし補充の意見を意見書として審査会に提出を求めることがあり得る。

イ 「資料」は口頭意見陳述又は意見書の内容を裏付ける文書その他の物である。

諮問の際に上記アのとおり弁明書の写しや反論書の写しなどが審査会に提出されるが、その後の審査会の調査審議において、審査会から審査請求人等に対し、これら弁明や反論等の内容を裏付けるのに十分な資料について審査会に提出を求めることがあり得る。

(2) 「適当と認める者にその知っている事実を陳述させ…ること…ができる。」

「適当と認める者」とは、行政不服審査法第34条の「参考人」に相当するものであり、当該事案の直接の利害関係人ではない第三者のことである（ただし、行政不服審査法では審査庁がこの第三者を選ぶのに対し、本項では審査会が選ぶ点が異なっている。）。

「その知っている事実」とは、参考人自らが直接見分した事実であって、その者の持つ意見ではない。

(3) 「適当と認める者に…鑑定を求めること…ができる。」

「鑑定」とは、特別の学識経験によってのみ知り得る法則その他の専門的知識等、

あるいは当該事案にその法則を当てはめて得た結論である。

なお、審査会は、提出された意見書又は資料について鑑定を求める場合には、提出した審査請求人等の考え方を正確に把握するため、原則として、その意見を聴くべきであると考えられる。

また、審査請求人等が提出又は提示した意見書又は資料の情報、行った説明の内容について、審査請求人等から、特別の考慮を払う必要がある性質の情報が含まれていることを理由として、委員以外の者に知らせることが適当でない旨の意見があったときは、審査会は、当該意見に従う必要がないことが明らかである場合を除き、それらの情報や説明内容が委員以外の者の知るところとならないよう対応すべきである。

(4) 「その他必要な調査をすることができる。」

「その他必要な調査」とは、審査会が適正な判断を行うために必要であると認めた調査であり、例えば、諮問庁に対する口頭での説明要求のほか、物件の提出要求（行政不服審査法第33条）、検証（実地調査）（同法第35条）、審査請求人又は参加人への質問（同法第36条）がある。

(5) その他

ア 行政不服審査法第33条から第36条までに規定する審査庁が行う審理手続での参考人の陳述や鑑定などの調査では審査請求人等が調査の申立てが可能であるのに対し、これらの調査を行うことについて審査請求人等が審査会に対して申し立てることはできない。ただし、諮問庁は、必要と認めるときは、審査庁としてこれらの規定に基づき職権で自ら調査を行った上で、その調査結果を審査会に提出することが可能であるし、審査請求人及び参加人は、審査庁（諮問庁）に対して、当該調査の申立てを行うことができる。

イ 審査請求に係る公文書に記録されている情報の取扱いについて特別の配慮を必要とする場合や、提出した資料等に不開示情報が含まれている場合には、諮問庁は、審査会に対し、あらかじめその旨を申し出るなど慎重な取扱いを要請することが適当である（情報公開審査会運営要領第10条第2項・第3項参照）。

また、法令等により第三者への公開が禁止されている情報等が記録されている場合には、諮問庁は、その旨を申し出ることにより、審査会の適切な判断を求めることが適当である。

5 審査会の合議体による調査審議（第5項）

本項は、情報公開審査会では、原則として、一部の委員で構成する合議体により審査請求事件を取り扱うことを定めるものである。

(1) 委員3人以上をもって構成する合議体（第5項本文）

ア 情報公開審査会における事案の迅速な解決のためには、調査審議の効率性の確保が重要となる。このため、原則として、個別の審査請求事件の調査審議は、委員3人から構成する合議体で行うこととしている。

イ 本項の規定により、3人の委員で構成する合議体で調査審議を行うときは、当該合議体が答申を行うことになるものであり、改めて、9人の委員（埼玉県情報公開審査会規則第2条〔組織〕）全員による合議をする必要はない。

ウ 合議体の構成のしかたについては、情報公開審査会の運用に委ねられており、必ずしも、諮問のあった都度、委員全員の会議を開催して決定する必要はない。

(2) 委員の全員をもって構成する合議体（第5項ただし書）

審査請求事案によっては、開示・不開示につき慎重な判断を要するものや、情報公開審査会の従来解釈を変更するものなど、委員全員による審議を行った上で判断することが適当な場合があり得る。このため、委員全員から構成する合議体による調査審議ができることとしている。

第27条（意見の陳述）

（意見の陳述）

第二十七条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

【趣旨】

本条は、審査請求人等の口頭による意見陳述について定めるものである。

【解説】

1 意見陳述の機会確保（第1項）

(1) 「審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。」

審査会の調査審議は、その取り扱う事件の性質に照らし、また、簡易迅速な権利利益の救済を確保するため、職権に基づき、書面を中心に行うことを原則としている（第26条参照）。本条は、この書面審理の原則の例外として、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張立証の機会を与えるようにするため、審査請求人等が審査会に対して口頭意見陳述を求めることができることを規定したもので、行政不服審査法第31条と同様の趣旨によるものである。

本項では、行政不服審査法第31条と異なり、審査会が諮問庁等からの独立性を有する機関であることを踏まえ、審査請求人・参加人のみならず、諮問庁にも意見陳述の機会を与えることとしている（「審査請求人等」は審査請求人、参加人又は諮問庁を指す〔第26条第4項〕。本条以降の規定においても、基本的に、諮問庁を審査請求人・参加人と同列に扱っている。）。)

また、本項では、行政不服審査法第31条と異なり、対審的なものを予定しているものではないことから、全ての審査関係人の招集や審査請求人等の質問権の付与は規定していない。

ア 「審査請求人等から申立てがあったとき」

口頭意見陳述は、審査請求人等の申立てを要件とするものであり、審査会が職権で行うことは予定していない。

イ 「機会を与えなければならない。」

審査会は、口頭意見陳述を行う必要があると認めるときは、当該申立てをした者

が出頭することが可能な日時を指定して通知する必要があることを意味する。

審査会が指定した口頭意見陳述の期日に当該申立てをした者が正当な理由なく出頭しなかった場合は、その者が自ら口頭意見陳述の機会を放棄したといえ、また、迅速な審理に支障を来すものであるから、改めて口頭意見陳述の機会を与える必要がないと解される。

(2) 「審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。」

審査会は、申立てがあったときは、必ず意見陳述の機会を与える義務を負うものではなく、審査請求人等の意見を全面的に認めるときや、同一の公文書の開示・不開示の判断の先例が確立しているときなどは、事件の迅速な解決と審査会全体の調査審議の効率性の確保の観点から、改めて審査請求人等の意見を聴く必要はない。

(3) 行政不服審査法による意見陳述との関係

本条の規定は、行政不服審査法第31条の規定による口頭意見陳述とは別に、審査請求人等に対し、審査会に対して口頭で意見を述べる機会を付与するものである。

2 補佐人の出頭（第2項）

「審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。」

(1) 「補佐人」とは、行政不服審査法第31条第3項に規定する「補佐人」と同義であり、自然科学・人文科学的な専門知識をもって審査請求人又は参加人を援助できる第三者である。補佐人は、事実上の陳述に限らず、法律上の陳述もすることができるが、その立場は、審査請求人又は参加人と共に出頭している場合において、審査請求人又は参加人を補佐して発言できるとどまる。

(2) 「審査会の許可」については、審査会の判断に委ねられるが、審査請求人又は参加人の精神的・肉体的状況から判断して審理の進行上必要と認められる場合には、当然に許可されるべきであると考えられる。また、許可の必要がなくなった場合には、その許可を取り消すことができると考えられる。

なお、諮問庁（諮問をした実施機関）については、そもそも、口頭意見陳述その他の行為を当該実施機関の職員に行わせることができるので、補佐人に関する規定を設けていない。

第28条（意見書等の提出）

（意見書等の提出）

第二十八条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、審査請求人等の審査会に対する意見書又は資料の提出権を定めるものである。

【解説】

1 「審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。」（本文）

本条は、第27条と同様、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張立証の機会を与えるための規定であり、行政不服審査法第32条に相当する。

また、審査会は、第26条の規定に基づき、職権で意見書又は資料の提出要求等の必要な調査（第4項）をすることができるが、審査会の提出要求を待たずに、審査請求人等が自発的に提出することが迅速かつ適切な調査審議に資する。

本条では、審査会が諮問庁等からの独立性を有する機関であることを踏まえ、審査請求人・参加人のみならず、諮問庁も意見書等の提出をすることができることとしている（「審査請求人等」は審査請求人、参加人又は諮問庁を指す〔第26条第4項〕。）。

(1) 「意見書」は、事件についての審査請求人等の意見を記録した文書である。

諮問の際に、諮問庁から諮問書の添付書類として、弁明書の写し（処分庁）や反論書の写し（審査請求人）などが審査会に提出されるが、その後の審査会の調査審議において、審査請求人等は、追加ないし補充の意見を意見書として審査会に提出することができる。

(2) 「資料」は口頭意見陳述又は意見書の内容を裏付ける文書その他の物である。

諮問の際に上記(1)のとおり弁明書の写しや反論書の写しなどが審査会に提出されるが、その後の審査会の調査審議において、審査請求人等は、これら弁明や反論等の内容を裏付けるのに十分な資料を審査会に提出することができる。

2 「相当の期間」（ただし書）

意見書又は資料の提出期限については、いつ提出してもよいということでは調査審議が遅れることになりかねないため、行政不服審査法第32条と同様に、調査審議の遅延防止の観点から、審査会が意見書等の提出期限を定めたときには、その期限内に提出しなければならないとしている。当該期限を過ぎてから提出された意見書又は資料につい

ては、審査会は、その受取を拒否することができる。

「相当の期間」とは、意見書等を提出するために社会通念上必要と考えられる期間である。

第29条（委員による調査手続）

（委員による調査手続）

第二十九条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第二十六条第一項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第二十七条第一項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

【趣旨】

本条は、審査会の指名する委員に、必要な調査、意見陳述の聴取等をさせることができることを定めるものである。

【解説】

1 指名する委員による調査

審査会の調査権限は第26条で規定されているが、全ての調査を合議体の会議において行うのは非効率であり、審査の迅速性確保のためには、事件の審理にあたる委員に必要な調査を行わせた上で、その調査結果や入手した資料を基に会議で審議を行うことが適切な場合がある。

このため、本条では、審査会が必要があると認めるときは、審査会の指名する委員に調査を行わせることができることとしている。

2 委員が行うことのできる調査

審査会の判断により委員に行わせることができる調査手続を定めるものである。

(1) 「第二十六条第一項の規定により提示された公文書を閲覧させ」

諮問庁が提示する公文書について、合議体を構成する委員全員が揃わなくても、一部の委員だけで見ることができることを意味する。特に、公文書の見分は、諮問庁が不開示情報と判断した情報を直接見分できる重要な権限であり、本条は、委員にこれを行わせる場合の根拠を明確にするという意義をもつ。

なお、第26条第1項の規定による公文書の提示の求め及び同条第3項の規定による資料の作成・提出の求めは、合議体として行うものであり、委員が行うことはできない。

(2) 「同条第四項の規定による調査をさせ」

例えば、審査請求人等に対して意見書又は資料の提出を求めること、参考人から意見聴取を行うことなどがある。

(3) 「第二十七条第一項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせる」

例えば、審査請求人等に対して意見書又は資料の提出を求めること、参考人から意見聴取を行うことなどがある。

審査請求人等の口頭意見陳述は、本来、事件の調査審議を担当する合議体に対して行われるものであるが、合議体の事務負担の軽減を図るため、一部の委員に当該意見陳述を聴取させ、その内容を合議体に持ち帰って、調査審議の判断材料とすることを許容するものである。

(4) その他

審査会に提出された意見書又は資料の検討や、答申原案の作成等の内部行為は、当然、単独の委員に行わせることができる。

一方、審査請求人等の権利行使を制限する決定（口頭意見陳述の申立ての拒否〔第27条第1項ただし書〕、補佐人の出頭の拒否〔第27条第2項〕、提出資料の写しの送付の取りやめ・閲覧請求の拒否等〔第30条〕）、答申の決定等は、合議体でしか行えない。

第30条（提出資料の写しの送付等）

（提出資料の写しの送付等）

第三十条 審査会は、第二十六条第三項若しくは第四項又は第二十八条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第二項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

【趣旨】

本条は、審査会の提出要求により審査請求人等から提出された意見書又は資料を提出者以外の審査請求人等に原則として送付すること及び審査会に提出された意見書又は資料について審査請求人等が閲覧を求めることができることを定めるものである。

【解説】

本条は、審査請求の当事者が相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすることを目的としており、行政不服審査法第38条にならい、職権主義の中に当事者主義的要素を導入したものである。

1 意見書等の送付（第1項）

(1) 「審査会は、第二十六条第三項若しくは第四項又は第二十八条の規定による意見書又は資料の提出があったとき」（第1項本文）

ア 「第二十六条第三項…の規定による意見書又は資料」とは、審査会が第26条第3項の規定により、諮問庁に対し、「開示決定等に係る公文書に記録されている情報

の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料」（ヴォーン・インデックス）の提出を求め、これに応じて提出された当該資料を指す。

イ 「第二十六条…第四項…の規定による意見書又は資料」とは、審査会が第26条第4項の規定により、審査請求人等（審査請求人、参加人又は諮問庁〔第26条第4項〕）に対し、意見書又は資料の提出を求め、これに応じて提出された当該意見書又は資料を指す。

ウ 「第28条の規定による意見書又は資料」とは、審査請求人等が第28条の規定により審査会に対して提出した意見書又は資料を指す。

エ 「意見書」及び「資料」については、前記の第26条の解説4(1)を参照。

オ 「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。…)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)」

本項に規定する送付の対象となる意見書又は資料は、埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年埼玉県条例第11号）第3条第1項の規定により、書面等の提出に代えて、それぞれ同項に規定する電子情報処理組織を使用して提出される場合（オンライン提出）もあり得ることから、このような場合には、「当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面」（具体的な方法については、審査会の裁量に委ねられることとなるが、例えば、電磁的記録を当該電磁的記録に応じた所定のアプリケーションを用いて用紙に出力したもの）が本項の送付の対象となる。

【参考】埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（抄）

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 〔略〕

五 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

六 〔略〕

七 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

八 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等に対して行われる通知をいう。

九～十二 〔略〕

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 県の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3・4 〔略〕

（以上、引用終）

(2) 「当該意見書又は資料の写し（…）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。」（第1項本文）

前記(1)ア～ウに係る求めにより審査会に提出された意見書又は資料について、審査会の調査審議手続において、審査請求の当事者が十分に主張立証を尽くすことができるようにするため、審査会が提出者以外の審査請求人等に送付することとしている。

(3) 「第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。」（第1項ただし書）

第1項本文に規定する送付の可否について、審査会が適切に判断することができるようにするため、本条第3項により、当該意見書又は資料の提出者の意見を聴いた上で、送付をすることにより、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、審査会は送付をしないこととするものである。

この「おそれ」がある場合としては、対象とする意見書等の中に、第三者の個人識別情報が含まれている場合、送付により実施機関が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合などが該当する。これらの情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条各号に規定する不開示情報に該当するものでもある。

また、「正当な理由」については、審査会の調査審議手続への支障等の個別の事情を踏まえて判断する必要があると考えられる。

(4) その他

審査会に提出された意見書又は資料については、全部改正前の行政不服審査法改正（平成28年4月1日施行）以前には、実務上の取扱いとして、相手方に送付していたところ、同法の全部改正に伴い本条例に規定して運用上の取扱いを明確にしたもの

である。

なお、行政不服審査法の全部改正に伴う改正後の情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項も同様の内容となっている。

2 意見書等の閲覧（第2項）

(1) 「審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。」（第2項前段）

ア 「審査会に提出された意見書又は資料」とは、第26条第3項の規定により審査会が諮問庁に作成及び提出を求めた「開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料」（ヴォーン・インデックス）、同条第4項の規定により審査会（又は第29条の規定による指名委員）が審査請求人等に提出を求めた「意見書又は資料」及び第28条の規定により審査請求人等が自発的に提出した「意見書又は資料」を指すものである。

なお、審査会は、審査請求人等から自発的に意見書又は資料の提出を受けたときは、その旨を提出者以外の審査請求人等に通知することが望ましい（情報公開審査会運営要領第15条第1項・第4項参照）。

また、仮に開示決定等に係る公文書が提出されていても、当該公文書はその開示の是非が争われているのであり、審査会の調査審議手続において当該公文書の閲覧を求めることは当然できない。

イ 「（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」については、前記1(1)オを参照。

なお、閲覧の具体的な方法については、審査会の裁量に委ねられることとなるが、例えば、電磁的記録を当該電磁的記録に応じた所定のアプリケーションを用いて端末の画面に表示し、又は用紙に出力し、その画面又は出力した書面を閲覧させることが想定される。

ウ 本項の閲覧請求権は、審査会の調査審議手続における主張立証の便宜のために認められているものであるから、審査会の答申後は、閲覧を求めることはできない。

(2) 「審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。」（第2項後段）

ア 本条は、審査請求人等が十分な主張立証をすることができるようにするための規定であるので、閲覧の求めがあったときは、原則として当該意見書又は資料を閲覧に供しなければならないこととしている。

イ 「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると

き」

閲覧を認めることにより第三者の利益を害するおそれがあるときなど、正当な理由がある場合には、閲覧を認めるべきではない。そのため、行政不服審査法第38条第1項や行政手続法第18条第1項と同様に、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、審査会は、当該意見書又は資料の閲覧を拒むことができることとしている。

「正当な理由があるとき」としては、当該意見書又は資料に不開示情報（閲覧を求める者が審査請求人等に限定されていることから、審査請求人の個人名等必ずしも不開示にする必要のないものもあり、本条例第10条の不開示情報の範囲と完全には一致しない。）に該当する情報が記録されていると認められる場合、正当な防御権の行使ではなく権利の濫用に当たる場合などが考えられる。

特に、本条例においては、通常の処分に係る審査請求手続と異なり、公文書の開示・不開示が問題となっていることから、本項による閲覧を認めることにより、不開示情報が開示されることとならないように留意する必要がある。このため、審査会は、閲覧の求めがあった場合には、原則として、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴き（第3項）、閲覧を拒むべき合理的な理由があれば（意見書又は資料の存否を答えること自体が不開示情報を明らかにすることとなる場合を含む。）、当該閲覧請求を拒否することとなる。

また、本項に基づく閲覧は、意見陳述や意見書作成等に資するものであるが、調査審議がほぼ終結した段階で意見陳述や意見書の提出がなされて最初から議論をやり直すことは、審査会全体の業務運営に支障を来し、他の事件にも影響を及ぼすおそれがある。したがって、調査審議の終結段階に至った場合には、本項による閲覧の申出は「正当な理由があるとき」として拒否できると考えられる。

なお、本項に基づく閲覧は、開示請求におけるような部分開示（第11条）を前提とするものではないが、一部の情報を区分して除く必要があることをもって直ちに閲覧を拒むことができる「正当な理由」に当たるものではなく、調査審議手続の遂行への支障等の個別の事情を踏まえて判断する必要があると考えられる。

ウ 「…でなければ、その閲覧を拒むことができない。」

閲覧を拒むことができるのは、上記イに掲げる場合に限られる旨を規定するものである。

3 提出人への意見聴取（第3項）

審査会に提出された意見書又は資料についての送付（第1項）又は閲覧（第2項）は、審査請求人等にとって重要な手続的権利である。しかし、審査会に提出される意見書又は資料の中には、第三者の利益を害するおそれがある内容が含まれているなどのため、送付又は閲覧が適当でないものがあり得る。したがって、審査会が適切に判断することができるようにするため、当該意見書又は資料の提出者の意見を聴くこととしている。

- (1) 「第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするとき」
審査会が第1項の規定による送付又は第2項の規定による閲覧を認めようとするときを意味する。

したがって、審査会が送付又は閲覧を拒む正当な理由があると認め、送付又は閲覧を拒もうとするときは、意見を聴くことを要しない。

- (2) 「当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。」

「当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料」とは、送付又は閲覧の対象となる意見書又は資料である。

「提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない」とは、審査会は、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等に対し、送付又は閲覧に対する判断について、意見を聴かなければならないこととするものである。

この意見の聴取は、あくまで、送付又は閲覧を拒む正当な理由があるか否かについて、審査会が適切に判断するようにするために行うものであり、審査会は、送付又は閲覧に対する判断に際し、提出者の意見に拘束されるものではない。

- (3) 「ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。」

送付又は閲覧を拒む正当な理由がないことが明らかである場合など、意見を聴くまでもなく、送付又は閲覧に対する判断が可能であり、審査会がその必要がないと認めるときは、意見を聴かなくてもよいこととするものである。

4 閲覧日時及び場所の指定（第4項）

審査会は、本条第2項の規定により意見書又は資料を閲覧に供するときは、事件の調査審議に支障が生じないよう、その日時及び場所を指定することができる。ただし、審査請求人等が十分な主張立証をすることができるようにするという本条の趣旨を損なわない範囲において、社会通念上、合理的な日時及び場所が指定されるべきであり、具体的な事案に応じて審査会が判断することになる。

第31条（調査審議手続の非公開）

（調査審議手続の非公開）

第三十一条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

【趣旨】

本条は、審査会の調査審議の手続を非公開にすることを定めるものである。

【解説】

1 審査会の調査審議は、公文書の開示・不開示の適否に関して行なわれるものであり、特に、その手段としてインカメラ審理手続も採用されている。このような調査審議の手続は、公開すると不開示情報が公になるおそれがあり適当ではないため、非公開とすることとしている。

また、このような理由から、審査会の調査審議は、審査請求人、参加人又は諮問庁等の当事者の出席の下に審議を進める公開の対審ではなく、書面審理を中心として行うこととしている。

なお、審査会の説明責任は、答申の内容の公表（第32条）を通じて担保されるものと考えられる。

2 審査会が議事録等の記録を作成する場合には、本条例に基づく開示請求の対象となり得る。

審査会の調査審議が、通例、公文書の不開示情報該当性に関して行なわれることから、調査審議の手続が非公開とされる趣旨からして、仮に上記の開示請求があっても不開示とされる場合が多いと考えられ、また、特別の考慮が払われるような性質の情報に係る事件の調査審議の記録については、開示決定等に先立ち、関係する県の機関等の意見を聴く等により慎重な判断を行うことが適当である。

第32条（答申書の送付等）

（答申書の送付等）

第三十二条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、審査会が答申をしたときは、審査請求人と参加人に答申書の写しを送付するとともに、答申の内容を一般に公表すべきことを定めるものである。

【解説】

1 「答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付する」

審査請求人及び参加人は審査請求事件の関係者であることに加え、答申書は裁決に不服があるときに訴訟を提起する際の資料としても必要であると考えられることから、この両者に答申書の写しを送付することが適当である。

なお、答申は諮問庁に対してなされるものであり、答申書は当然に諮問庁に送付（交付）される。

2 「答申の内容を公表する」

開示請求権制度の要である審査会の答申は、その説明責任の観点からも公にされるべきである。ただし、答申書には、審査請求人の氏名等、一般に公表することが適当ではない部分が含まれているので、当該部分を除いた答申の内容を公表することとしている。

第33条（守秘義務）

（守秘義務）

第三十三条 審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【趣旨】

本条は、情報公開審査会委員に守秘義務を課すことを定めるものである。

【解説】

情報公開審査会の委員は、特別職の地方公務員（地方公務員法第3条第3項第2号）であり、地方公務員法上の服務規定が適用されない（同法第4条第2項）ため、守秘義務について定めた明文の規定がないことから、本条例で規定したものである。

情報公開審査会の委員は、開示・不開示の取扱いが争われている文書を直接見分できること、また、公正中立な第三者的立場からの審理が求められることから、守秘義務を本条例で規定し、守秘義務違反については罰則を設けている（第41条）。

第3章 雑則

第34条（公文書の管理）

（公文書の管理）

第三十四条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の適正かつ円滑な運用に不可欠である公文書の適正な管理を確保するため、実施機関における適正管理の責務、公文書の管理に関する基準を定める責務を規定するものである。

【解説】

公文書の範囲は、開示請求があった時点において、実質的基準により判断される（第2条第2項）。しかし、そもそも開示請求の対象となる公文書の所在が明確でなかったり確認できなかったりという状態では、本条例は的確に機能しない。

このため、公文書の管理が適正に行われることが不可欠であり、その意味で本条例と公文書の管理は車の両輪であるといつてよい。

そこで、本条例で公文書の開示制度の一環として、公文書の管理に関する規定を設けている。

1 適正管理の責務（第1項）

公文書は、本条例の開示請求権の客体であり、その管理は、本条例の運用を適正かつ円滑に行うためにも適正に行われなければならないことから、実施機関の責務として、公文書を適正に管理すべき旨を明確にしている。

保存期間中において適正に管理されるべきはもちろんのこと、必要に応じて保存期間の延長等の措置を講ずることが求められる。

2 公文書の管理に関する基準等（第2項）

公文書の管理は、行政内部の事務の遂行に資するだけでなく、公文書の開示を実質的に担保するものでもあるから、公文書が適切に分類、作成、保存及び廃棄されるよう、公文書の管理の基本原則については、各実施機関の規則等で定めることとしたものである。

【参考】

埼玉県文書管理規則

埼玉県文書管理規程

第35条（公文書の検索資料の作成等）

（公文書の検索資料の作成等）

第三十五条 実施機関は、その定めるところにより、公文書を検索するための資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の円滑な運用を確保する観点から、公文書の開示制度を利用しやすいものとするため、公文書の検索資料の作成等に関する実施機関の責務を定めるものである。

【解説】

1 「公文書を検索するための資料」

「公文書を検索するための資料」とは、以下に掲げるものをいい、開示請求をしようとする公文書を具体的に特定するのに役立つ情報を提供するという意義を有するものである。

開示請求の手續について定める第8条第1項では、開示請求者は、実施機関に対し、開示請求書を提出することとされており、当該請求書には必要的記載事項として、「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」（第3号）を記載することとされている。しかし、県民一般にとって、自分の知りたい事柄に関する情報が、開示請求をしようとする実施機関においてどのような形で記録されているかを知ることが容易でないことが想定される。

このため、開示請求者がその請求前において、容易かつ的確に公文書を特定できるようにするため、実施機関に対し、開示請求をしようとする公文書を具体的に特定するのに役立つ情報を提供することが必要である。

なお、開示請求書に「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の記載が不十分なときは、実施機関は、開示請求者に対し、その補正を求めることができるとされているが、その際、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めることとされている（第8条第2項）。

（公文書を検索するための資料）

- 公文書の書誌情報（公文書検索・閲覧システムによる）
- ファイル基準表

2 「一般の利用に供する」

「一般の利用に供する」とは、前記1の資料を県民等の利用に供することをいう。

なお、文書課（県政情報センター）は、開示請求者の利便を考慮して、県全体として、情報公開制度や開示請求手續等の教示・案内を行い、また、開示請求を行おうとする者

が自分の知りたい事柄がどの実施機関においてどのように保有されているのかが不明な場合等に各実施機関との連携を図りつつその参考となる情報を提供するなど、全実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）に関して、開示請求について総合的な案内を行い、請求窓口となっている（公安委員会及び警察本部長に関する事柄については、警察本部総務部文書課が案内等を行っている。）。

このような教示・案内窓口業務の一環として、電子化された前記1の検索資料について、インターネットを利用して情報提供するとともに、文書課（県政情報センター）に電子計算機（パソコン）を備え置き、一般の利用に供している。

3 「実施機関は、その定めるところにより」

知事等においては、次の告示で定めている。

○令和三年三月三十日埼玉県・埼玉県教委・埼玉県選管・埼玉県人事委員会・埼玉県監査委員・埼玉県労働委員会・埼玉県収用委員会・埼玉県内水面漁場管理委員会・埼玉県公営企業・埼玉県流域下水道事業告示第一号により、以下のとおり制定され、令和三年四月一日から施行された。

一 公文書を検索するための資料

イ 公文書の書誌情報

ロ ファイル基準表

二 前号に掲げる資料を一般の利用に供する方法は、次に掲げる資料の区分に応じ、それぞれに定める方法とする。

イ 前号イに掲げる資料 総務部文書課に備え置く電子計算機又は公文書の検索をしようとする者の使用する電子計算機の映像面に公文書検索・閲覧システムを使用して表示する方法

ロ 前号ロに掲げる資料 総務部文書課に備え置く電子計算機又は公文書の検索をしようとする者の使用する電子計算機の映像面に表示する方法

（以上、引用終）

第36条（実施状況の公表）

（実施状況の公表）

第三十六条 知事は、毎年度、各実施機関における公文書の開示の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、知事が、毎年度各実施機関の公文書の開示の実施状況を取りまとめて公表することを定めるものである。

【解説】

本条例に基づく公文書の開示制度が十分機能しているかどうかは、その目的に照らして重要な意味があり、また、その実施状況を広く県民に明らかにし、本制度及びその運用についての正確な理解を深めてもらうことも重要である。

このため、県を統轄しこれを代表する知事は、毎年度、県の各実施機関における当該制度の実施状況を取りまとめてその概要を公表することを義務付けることとしている。

具体的には、埼玉県情報公開条例施行規則第2条で、毎年6月末日までに埼玉県報への登載その他の方法により、次の掲げる事項を明らかにして行うこととしている。

なお、その他方法として、インターネットを利用した公表（県ホームページへの掲載）を行っている。

（公表する事項）

- 開示請求の状況（開示申出の状況も含む。）
- 開示又は不開示の決定状況

第37条（出資法人の情報公開）

（出資法人の情報公開）

- 第三十七条** 県が出資その他の財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する文書の開示その他の情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 実施機関は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。
- 3 実施機関は、出資法人の行う文書の開示に関し当該出資法人から助言を求められたときは、審査会の意見を聴くものとする。

【趣旨】

本条は、県民への説明責任が全うされるようにするとの観点から、県から出資等を受けて県行政の補完的・代替的役割を果たしている法人に対して、情報の公開に関し必要な措置を講ずる努力義務を定めるものである。

【解説】

- 1 「県が出資その他の財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する文書の開示その他の情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」（第1項）
- (1) 「県が出資その他の財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるもの」とは、県が資本金の出資その他の財政支出等をしている法人のうち、情報公開に努めることとなる出資法人として実施機関が指定したものをいう。
- 指定した出資法人は告示するものとしている（知事開示規則第9条）。

（（本項により指定した出資法人））

実施機関の告示において、平成29年4月1日現在、各実施機関が所管する指定出資法人（注）（全23法人）を指定している。

（注）指定出資法人の名称は、県ホームページで公表されている。

【参考】実施機関別の指定の内訳

- 知事の所管法人……………19
- 教育委員会の所管法人…………… 1
- 公安委員会の所管法人…………… 1
- 公営企業管理者の所管法人……… 1
- 下水道事業管理者の所管法人… 1

- (2) 「必要な措置を講ずる」とは、出資法人が、この条例の趣旨にのっとり、当該法人の文書の開示に関する規程を設けるなど、その保有する情報を自主的に公開するため

の制度を整備することをいう。

2 「実施機関は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。」（第2項）

(1) 本項は、実施機関は、第1項の規定により指定した出資法人に対し、情報公開について指導する責務を有することを定めるものである。

(2) 「指導に努める」とは、実施機関が出資法人に対し、情報公開に関する制度を整備するよう指導を行うことをいう。

第1項の規定より指定された出資法人では全て、情報公開に関する規程類を定めている。

3 「実施機関は、出資法人の行う文書の開示に関し当該出資法人から助言を求められたときは、審査会の意見を聴くものとする。」（第3項）

出資法人の情報公開に関する実施機関の関与の方法等を定めたものである。

所管する出資法人から助言を求められた実施機関は、第24条（審査会への諮問）第1項の規定の例により、情報公開審査会に対し、その意見を求めることとなる。

意見を求められた情報公開審査会は、調査審議の上、実施機関に対し、意見書を交付する。

その手続については、情報公開審査会運営要領第3章（意見聴取事件の手続）に定めている。

第38条（指定管理者の情報公開）

（指定管理者の情報公開）

第三十八条 前条の規定は、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、前条第一項中「保有する文書」とあるのは、「保有する公の施設の管理に係る文書」と読み替えるものとする。

【趣旨】

本条は、県民への説明責任が全うされるようにするとの観点から、県の公の施設の管理を行わせる指定管理者が行う指定管理業務においても、公の施設の管理に係る情報の公開に関し、必要な措置を講ずる努力義務を定めたものである。

【解説】

1 地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者は、県の公の施設の管理に関し県行政の補完的・代替的役割を果たしている法人その他の団体であるという点で、出資法人と共通する性格を有しており、県が議会の議決を経て期間を定めて指定するものである。このため、出資法人の情報公開について規定する前条（第37条）の規定を準用することとしている。

2 本条で準用する前条（第37条）第1項の読替後は次の趣旨となる。

県が地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合における当該指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者の保有する公の施設の管理に係る文書の開示その他の情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、県が指定した指定管理者との間で締結する協定において、本条の趣旨にのっとり、情報公開について定めることとしている。

【参考】地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 〔略〕

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7～11 〔略〕

第39条（適用除外）

（適用除外）

第三十九条 この条例の規定は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第五十三條の二に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、適用しない。

【解説】

刑事訴訟法第53條の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、以下の三つの事由があることから、本条例の適用除外とするものである。

- ① これらの書類等は、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されるものであるが、捜査・公判に関する活動の適正確保は、公文書の開示制度とは別に、司法機関である裁判所により図られるべきであること。
- ② これらの書類等は、刑事訴訟法（第40条、第47条、第53条、第299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、以下のように、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること。
 - 刑事訴訟法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開が原則として禁止されている（47条）。
 - 訴訟関係人に対する公判開始前後の訴訟関係書類及び押収物を含む証拠物の閲覧等が規定されている（第40条、第53条、第180条）。
 - 被告事件終結後においては、同法第53条及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされている。
- ③ これらの書類等は、典型的に秘匿性が高く、その大部分が個人に関する情報（第10条第1号）であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ（第10条第3号）が大きいものであること。

第40条（委任）

（委任）

第四十条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

本条は、本条例の規定に基づく具体的な委任事項のほかに、本条例の施行に関し必要な事項を原則として各実施機関がそれぞれ定めることとするものである。

【解説】

各実施機関は、それぞれ独立してその権限を行使するものであるから、この条例の施行に関し必要な事項についても、それぞれ独自に規定することが原則となる。

その規定の形式については、規則制定権がある実施機関では規則の形式によることとし、その他の実施機関では規程等の形式によることとなる。

知事においては、知事が行う公文書の開示等に関する規則（平成13年埼玉県規則第38号）による。

なお、本条例の施行に関して、明らかに各実施機関に共通し、その権限を侵すおそれがないと解することができる事項については、埼玉県情報公開条例施行規則で定めている。

第41条（罰則）

（罰則）

第四十一条 第三十三条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、情報公開審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めるものである。

【解説】

情報公開審査会の委員は、特別職の地方公務員であるため、地方公務員法に規定する守秘義務規定は適用されない。このため、本条第33条において委員の守秘義務を規定しているが、当該規定に違反した場合には罰則を科すこととすることにより、守秘義務の遵守を担保するものである。

罰則の上下限については、国の情報公開・個人情報保護審査会委員における守秘義務違反の罰則（情報公開・個人情報保護審査会設置法第18条）と平仄を合わせている。

